

## 第5章 戦後から現在までのわが国の食品の安全に関する事例とその変遷および特徴

佐藤 京子

西尾 健

### 1. はじめに

近年、食品の安全に関する事件・事故等（例えば、O157、ダイオキシン問題等）が頻発しており、今ほど食品の安全に関する関心が高まったことはない。この傾向は、BSEの感染確認以降、特に顕著である。政府は消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置した。

我々は、食品の安全についてのリスク管理およびリスクコミュニケーション（RC）に関する社会科学的研究の一課題として、食品の安全の概念整理、またそれに対応した今後の行政のあり方等についての調査に取り組んでいる。わが国の食品の安全に関する過去の事例については、農薬、食品添加物、環境汚染物質や食中毒性微生物等の個々のハザードごとの専門書に詳しく解説されているものの、これらを総体的に捉え整理された資料は少ない。そこで、消費者団体の活動記録や文献等から食品の安全に関する事例を収集し、また、関連する法律の制定等に関しても調査を行った。

さらに、この調査で得られた主要事例について、社会的な関心の度合いを調査し、各事例の特徴付けを行い、どのような事象に対して国民は強く規制を求めるのか、RCを進めるに当たって留意すべき点は何かなどの視点から、今後、食品の安全に関して取り組むべき課題を明らかにした。

### 2. 方法

まず、主婦連合会（主婦連）の機関誌である月刊「主婦連たより」（昭和23年創刊号から平成14年6月号まで）と厚生白書等の各種文献中の食品の安全に関する事例の記載を調査した。

次に、インターネットによる国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp>）および日経テレコン21（<http://telecom21.nikkeidb.or.jp/home>）の各データベースを用いて、各事例に関連するキーワード（個別事例のみならず、「農薬」、「食品添加物」など包括的キーワードを含む）による検索を行った。

国会会議録検索システムでは、1947年（昭和22年）第1回国会から2002年（平成14年）第154国会までの衆議院、参議院、両院合同の各委員会および本会議議事録を調べた。

検索では本格的に当該事例が審議された委員会等のみならず、単に当該キーワードが一度でも言及されたすべての委員会等の数を調べた。調査期間は 2002 年 9 月 11 日から同年 10 月 18 日までである。

日経テレコン 21 では、収録紙のうち日経四紙は日本経済新聞の他日経産業新聞、日経流通新聞、日経金融新聞の専門紙を含む記事が収録され日本経済新聞のみの検索は困難であることから、朝日新聞（1985 年 1 月以降収録）、毎日新聞（1987 年 1 月以降収録）、読売新聞（1986 年 9 月以降収録）の 3 紙から、キーワードが含まれる記事の 3 紙合計数を調べた。調査期間は 2002 年 9 月 9 日から同年 10 月 18 日までである。

以上の検索から得られた事例を、1) 単発の事例であるか継続性のある事例か、2) 主な原因が食品（農産物）の生産段階か加工・流通段階に由来する事例か、3) 環境汚染に由来する事例か、4) 新技術の導入に関連する事例か、5) 死亡者が多い事例か、等の観点により分類した。1) に関しては、①食品製造企業の人為的ミスによる事故などの単発事故、②一定期間問題化した後、使用禁止措置や十分な対策が取られ現在は終息したと考えられる事例、③それら以外の、環境汚染、微生物による食中毒、新技術の導入などに関連する事例等、対策がとられているが、問題は継続する可能性がある事例に細分類した。

2) に関しては、①圃場で散布される農薬、農用地の環境汚染、家畜の飼育、遺伝子組み換え作物などの新しい農業技術など農産物の生産段階に関連する事例と、②食品添加物、食品保存関連技術、微生物性の食中毒、工場事故など食品の加工流通段階に関連する事例に分類した。

### 3. 結果

#### （1）主要事例とその変遷

「主婦連たより」の調査をもとに、年表形式にとりまとめたものを第 1 表に示した。その他、内閣府国民生活局資料をとりとまとめたものを第 2 表に、(社) 日本食品衛生協会資料をとりとまとめた第 3 および 4 表に、(社) 全国消費生活相談員協会資料をとりとまとめた第 5 表に、さらに岸および小倉の資料を取りまとめ第 6 表および第 7 表に示した。なお、参考までに、戦後から現在までの食品の安全に係る事件・事故等の事例をハザードごとにまとめてその概略を解説した資料を作成した（参考）。

とりまとめた年表を概観すると、戦後まもない昭和 20 年代は、食糧難を反映した黄変米騒動や、食中毒による死亡事故が多発した（昭和 30 年半ばまで死亡者は 200 名を超える）。日本経済がほぼ戦前の水準に復帰した昭和 30 年代には、森永砒素ミルク事件が発生した他、水俣病や神通川流域のイタイイタイ病など公害問題が顕在化してきた。

大量生産大量消費時代が到来した昭和 40 年代には、カネミ油症事件が発生し、引き続き公害問題が大きな社会問題となった。

昭和 50 年代に入ると、輸入食品の増加に伴い残留農薬や食品添加物問題が論議され、また同時にこれら化合物の毒性（特に発ガン性）に関心が集まった。昭和 60 年から、平

成元年以降は飽食、グルメ時代とも呼ばれているが、この間には O157 による食中毒事件、ダイオキシンや環境ホルモン問題が大きな社会問題となった。

最近では、雪印乳業の黄色ブドウ球菌による食中毒、遺伝子組換え食品、BSE の発生、中国野菜の残留農薬、無認可食品添加物や無登録農薬の問題が相次いだ。

現在までに、食品添加物、農薬に関しては断続的に話題となる事例が見られ、安全性の再確認の結果により、オーラミン、ズルチン、タール系色素、AF2 等の食品添加物が使用禁止とされ、また、残留性の高い農薬 DDT、BHC などが使用禁止となった（主に昭和 40 年代）。

細菌性の食中毒を見ると、腸炎ビブリオやブドウ球菌を原因とする食中毒が減少傾向にあるが、これに代わってサルモネラ（特にエンテリティディス）の台頭、O157、カンピロバクター、リステリアなどの新たな病原菌による中毒発生へと変化が認められ（第 1 図）、これは食生活の変化がその原因ではないかとされている。

一方、行政側は、食品の安全に最も関係のある食品衛生法を昭和 22 年に、農薬取締法を昭和 23 年に相次いで制定し、リスク管理としての毒性評価の充実などに関し、多くの改正を行ってきている。また、消費者保護の観点から表示制度の改善が図られてきた。さらに、環境問題に対して、昭和 46 年に環境庁が設置され、また同年に水質汚濁防止法、土壌の汚染防止等に関する法律が、平成 11 年にダイオキシン類対策特別措置法が制定された。食品衛生法および関連規則の改正の概略を資料 1 に、農薬取締法の改正の概略を資料 2 に、また、参考までに JAS 法改正の概略を資料 3 に示した。

特筆すべきこととしては、食品行政の一本化に対し、昭和 30 年代に、主婦連会長は、国会において、国民生活を守るための生活省設置を要求している。また、昭和 40 年代には、統一的な表示のための食品法制定を要望している。

## （２）社会的関心

過去に起きた様々な事例の関心の度合いを、アンケート調査などにより一般市民の記憶をもとに調査することは、古い事例も多いことから困難である。そこで、戦後からの記録が全て残されている国会会議録と、1985 年以降の記事が収録されている新聞記事検索を利用することとした。したがって、今回の調査結果は、必ずしもその事件等が発生した当時の一般市民の関心の度合いを正確に反映したものではないとも考えられる。しかし、ある事件が起きた場合、国会の関連委員会や新聞が取り上げることは明らかであり、国会審議や新聞報道の頻度調査は、年代を超えてある事象の社会的関心の程度を比較調査するには一つの有効な方法であると考えられる。なお、キーワード検索には、個別事例のみならず、「農薬」や「食品添加物」等の包括的な意味を持つキーワード検索語も使用した（第 8 表）。これらに関しては安全性に関する論議以外にその使用目的に関する有用性の論議も含まれていることに留意する必要がある。

## 1) 国会会議録検索の結果

第1表から第7表までに示した資料で多く記載される52事例についてキーワード検索を行った結果を示し、ヒットした委員会数の多い順に並べた(第9表)。委員会数は4から約3,400までの範囲にあった。国会会議録検索において関心の高い事例は、環境汚染(公害)を原因とする「水俣病」、「PCB」、「カドミウム」、「ダイオキシン」等や、新しい技術の導入に伴う問題である「BSE」、「環境ホルモン」などであった。高位にある「農薬」、「食品添加物」や「食中毒」はそれぞれに該当する個別事例の総計がヒット数に反映されているものと考えられる。食中毒の主因である微生物は「O157」を除き比較的低位にあるのも特徴である。食中毒に関しては、今回の調査の限り新聞記事検索の記事検索では「食中毒」が第1位、「O157」が第2位のほか「サルモネラ菌」、「腸炎ビブリオ」、「黄色ブドウ球菌」等が上位にランクされ、国会議事録検索と差があった。また、第2図に見るように、全食中毒事故の中で死亡者の数が飛び抜けて多いのに対し、過去50年間で2,000名以上の死亡者が記録されている「フグ中毒」は低位であった。

## 2) 新聞記事検索の結果

新聞記事検索のデータベースへの収録が1985年以降であることから、それ以前に発生した事例は比較的低位にある。特に、個別の食品添加物に関する事例は国会会議録検索に比べ低位にあった。また食中毒関連事例については国会会議録検索と比べ差があり、上位にランクされるものが多かった。しかし、収録年限に差があるにもかかわらず、全体としては国会議事録検索の結果と似た傾向が認められた(第9表)。

## (3) 事例の分類とその特徴

分類の結果は、第10表に示した。この結果を社会的な関心の高さと比較すると、1) ①の「単発事故」、②の「一定期間継続後終息」に分類された事例は、国会会議録検索、新聞記事検索ともに比較的低位にあった。また、2) の「加工流通段階」と分類された事例も上位にランクされる事例は少なかった。一方、1) ③の「今後とも継続して問題」、2) ①の「生産段階」、3) 「環境汚染に由来」、4) 「新技術の導入」に分類された事例は、国会会議録検索および新聞記事検索ともに比較的上位にランクされる傾向が認められた(第11表、第12表)。

## 4. 考察

そもそも国会は、社会がリスク削減を強く求める事象に対して、リスク管理の観点から法律などの制定を論議する場であると考えられる。「水俣病」、「PCB」、「カドミウム」、「ダイオキシン」など、「環境汚染に由来」に分類される事例ほど国会で頻繁に取り上げられ、活発に論議が行われているのは納得のいくことであろう。反面、死亡者数の多い「フグ中毒」のように、死に至るリスクではあるものの、自己の意志で回避できる事例はあまり取

り上げられていない。自己の意志である程度リスク回避が可能な「ボツリヌス」,「ブドウ球菌」,「腸炎ビブリオ」等の微生物性の食中毒についても、それほど活発な論議は行われていない。

社会的関心の高い「ダイオキシン」,「BSE」,「環境ホルモン」や「遺伝子組換え食品」等は、自己の意志でリスク回避が困難な側面を持ち、また、科学的にも十分に解明されていないリスクである。つまり、食品安全に関するリスクについても、「恐ろしさ」,「未知性」の2つの因子からなるスロヴィックの認知モデル(岡本, 1992)の適合する可能性が示唆される(第13表)。一般的に、スロヴィックの2因子モデルで「恐ろしさ」イメージと「未知性」イメージの両方が高いものについて、行政期待の高くなる傾向があるとされ(岡本, 1992)、これらについては規制によりリスク削減を望む程度が高いと考えられる。

戦後から現在に至るまで食品の安全に関する事例は様々に変遷してきた。ここ10年では、「ダイオキシン」,「BSE」,「環境ホルモン」,「遺伝子組換え食品」,「O157」等、生産段階に関係の深い事例が多く見られるように、食品(農産物)のリスク管理の場として、農産物の生産段階が以前にもまして重要となってきた。このため、生産現場において、食品安全に専門的知識を有する技術者の投入を進め、生産効率性の向上と平行してリスク削減努力を念頭に置いた生産活動をする必要がある。また、トレーサビリティを含む農場から食卓までの食品の安全確保対策を進めるためには、関係機関が連携し、一貫した指導体制の確立が欠かせないことは言うまでもない。

社会的関心が高く、今後問題となりうる事例については、積極的にRCを進め、解決努力を行うべきであり、その際、科学者には一般市民が感じる「未知性」や「恐ろしさ」を払拭するための研究活動が強く求められる。

RCのパートナーである消費者についていえば、わが国の代表的な消費者団体である主婦連は、多くの事例について注目すべき主張を行ってきていることが、今回の調査から浮かび上がる。

#### 〔引用・参考文献〕

邦文

浦野紘平(編著) 日本化学会リスクコミュニケーション手法検討会(2001)『化学物質のリスクコミュニケーション手法ガイド』,ぎょうせい。

岡本浩一(1992)『リスク心理学入門』,サイエンス社。

小倉正行(1998)『輸入大国日本変貌する食品検疫』,合同出版。

環境省(1972～2002)『環境白書』。

環境省(<http://www.env.go.jp/chemi/communication/>)。

総理府・厚生省(1969～1971)『公害白書』。

岸康彦(1996)『食と農の戦後史』,日本経済新聞社。

慶應義塾大学 SFC 研究所 HP『リスクコミュニケーションのとりえ方』(<http://rcpor1.sfc.keio.ac.jp/introduction/overview-2.htm>)。

原子力安全委員会 HP『原子力は、どのくらい安全なら十分なのか』  
 ([http://nsc.jst.go.jp/anzen/sonota/panel/panel002/panel002\\_f.htm](http://nsc.jst.go.jp/anzen/sonota/panel/panel002/panel002_f.htm))。

厚生省生活衛生局監修(1998)『早わかり食品衛生法：食品衛生法逐条解説』(改訂第2版)，  
 日本食品衛生協会。

厚生労働省(1956～2002)『厚生白書』。

厚生労働省(2000)『平成12年食中毒統計』。

国会会議録検索システム HP (<http://kokkai.ndl.go.jp>)。

佐藤京子・高橋祐一郎・西尾健(2002)「戦後から現在までの我が国の食品の安全に関する事例とその変遷及び特徴」，『日本リスク研究学会講演論文集』15，pp. 208-212。

主婦連合会(1948～2002)『主婦連たより』。

食品衛生研究会(2002)『平成15年版食品衛生小六法』，新日本法規。

関澤純・東海明宏(2002)「食の安全とリスクへの対応」，『日本リスク研究学会誌』14(1)，  
 p. 3。

全国消費者生活相談員協会 HP (<http://www.zenso.or.jp/>)。

総合食品安全事典編集委員会(1994)『総合食品安全事典』，産業調査会。

総合食品安全事典編集委員会(1997)『食中毒性微生物』，産業調査会。

高木伸一(2001)『たまご博物館』，芳賀書店。

トニー・ウェブら著，浜谷喜美子・久保田裕子訳(1988)『食卓を脅かす食品照射』，三一書房。

内閣府国民生活局 HP 消費者の窓 (<http://www.consumer.go.jp/>)。

中西準子(1995)『環境リスク論』，岩波書店。

中谷内一也(2003)『環境リスク心理学』，ナカニシヤ出版。

七沢潔(1988)『チェルノブイリ食糧汚染』，講談社。

日経テレコン 21HP (<http://telecom21.nikkeidb.or.jp/home>)。

日本食品衛生協会五十年のあゆみ編纂委員会(1999)『五十年のあゆみ』，日本食品衛生協会。

日本リスク研究学会(2000)『リスク学事典』，ティビーエスブリタニカ。

農林水産奨励会農林水産政策情報センター(2002)『食品基準及び安全性問題に「リスクコミュニケーション」を適用することについてのFAO/WHO 専門家協議会』。

細貝祐太郎・松本昌雄(2001)『食品安全性セミナー(2)食品添加物』，中央法規出版。

本田武司(1995)『食中毒学入門』，大阪大学出版会。

水俣市立水俣病資料館 HP (<http://www7.ocn.ne.jp/~mimuseum/>)。

山田由紀子(2002)「食品の安全性とリスクアナリシス」，『明日の食品産業』，食品産業センター，pp. 3-12。

山中英明・藤井建夫・塩見一雄(1999)『食品衛生学』，恒星社厚生閣，60-65p。

吉武 朗(2003)「クローン家畜の取扱いとクローン技術に期待されるもの」，『農林水産研究ジャーナル』26(5)，pp. 22-25。

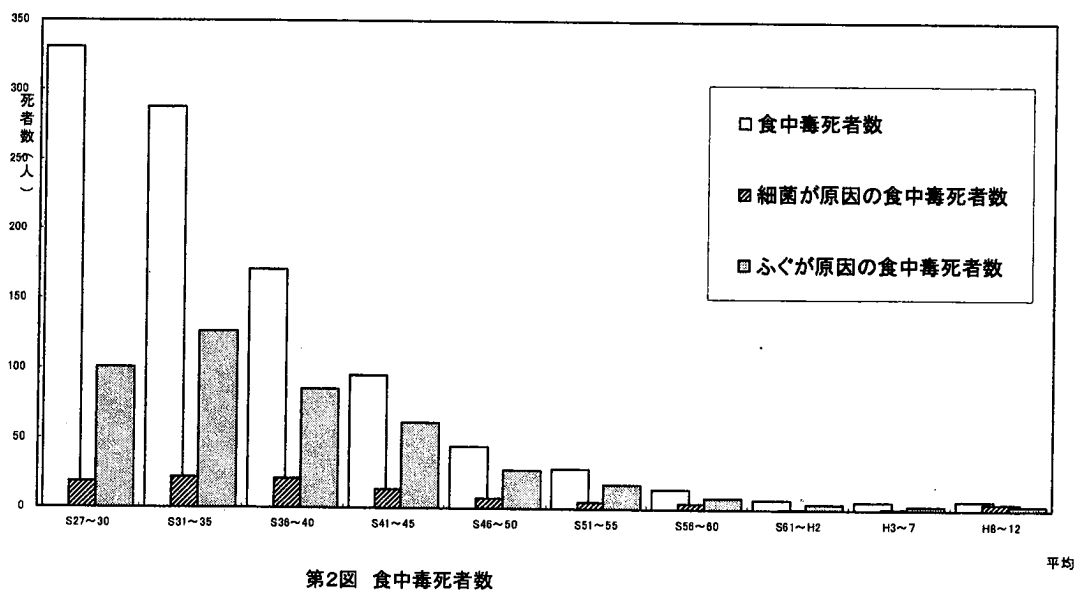
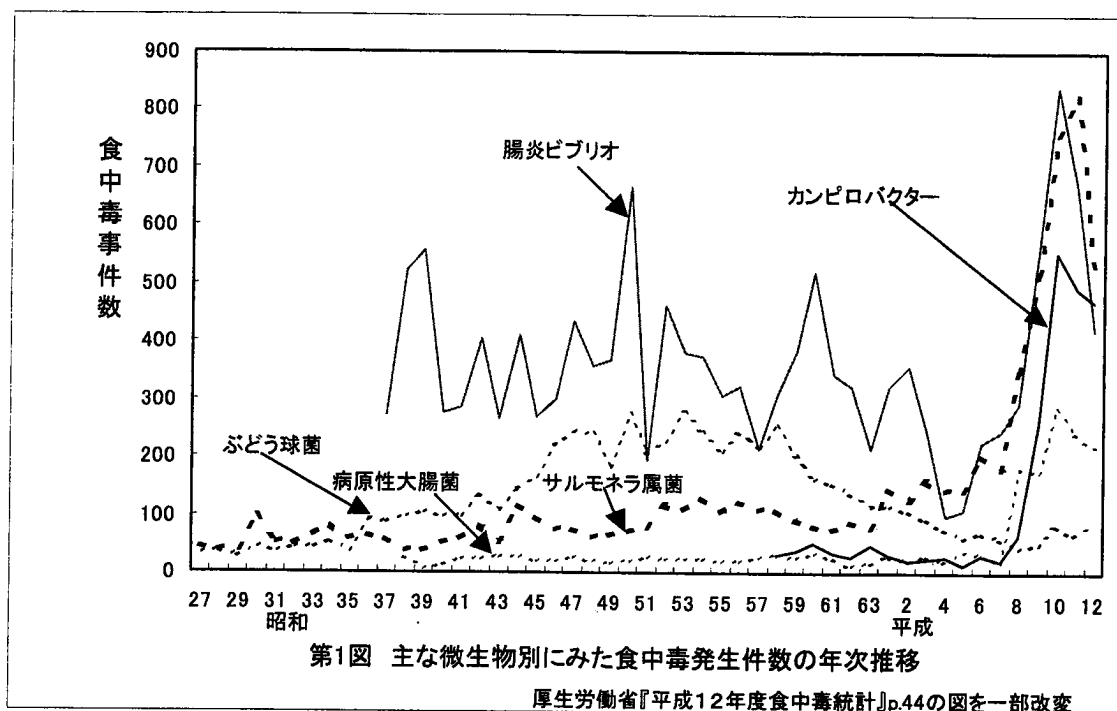
渡辺正・林俊郎（2003）『ダイオキシン』，日本評論社。

藁田純（1999）「WTO/SPS 協定の制定と加盟国の衛生植物検疫措置に及ぼす影響」，『貿易と関税』，日本関税協会，pp. 20-34。

#### 英文

Kleinhesselink, R. and Rosa, E.A. (1991) "Cognitive representation of risk perceptions: A comparison of Japan and the United States", *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 2, pp. 11-28.

Slovic, P. (1987) "Perception of Risk", *Science*, 236, pp. 280-285.



第1表 『主婦連たより』（主婦連合会機関誌）および『歩み』（主婦連50周年記念）より抜粋

| 元号   | 西暦   | 月  | 主な記事内容                                                                                          |
|------|------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和23 | 1948 | 9  | 「不良マッチ退治主婦大会」配給の不良マッチを取り替えさせマッチの配給打ち切りに成功                                                       |
| 23   | 1948 | 10 | 主婦連合会結成                                                                                         |
| 24   | 1949 | 4  | 第1回総会                                                                                           |
| 24   | 1949 | 8  | 第1回主婦大学（以後毎年1回開催）                                                                               |
| 25   | 1950 | 1  | 主食配給調査を実施。品質改善、衛生に留意せよ。                                                                         |
| 25   | 1950 | 11 | 日用品審査部を開設。マーガリンと牛乳の商品テストを行い発表。                                                                  |
| 26   | 1951 | 3  | 食品衛生について厚生省食品衛生局の動き紹介                                                                           |
| 26   | 1951 | 8  | 有害なオーラミン。黄色いたくあんに注意（その後、1953年7月に厚生省令で有害色素として使用禁止）→たくあん業界年回40数億円の損失 「都会のお客さんはオーラミンたくあんでない」と購入しない |
| 26   | 1951 | 9  | 「みまわせ運動」、「家計簿をつけましょう」などと初めてしゃもじを掲げ街頭運動                                                          |
| 26   | 1951 | 11 | 乳製品工場（森永平塚工場、明治乳業両国工場）の見学を行い、「まあ清潔ね」                                                            |
| 27   | 1952 | 1  | 有害な色づけ。青すぎる昆布（硫酸銅、マラキツトグリーン、ベルリン青、アウラミンを使用）                                                     |
| 27   | 1952 | 2  | 神戸、横浜でカナダ小麦に麦角が混入                                                                               |
| 27   | 1952 | 2  | 黄変米。毒の混じった主食の輸入、食糧庁2月12日担当官をタイに派遣                                                               |
| 27   | 1952 | 8  | 豆腐の5割値上がりで反対し不買運動                                                                               |
| 28   | 1953 | 2  | （1月下旬に輸入された）くさい外米お断り。黄変ビルマ米の配給 1万トンあまりの有害外米が                                                    |
| 28   | 1953 | 6  | ハエのいない社会を 主婦の協力で不潔から生活を守ろう                                                                      |
| 28   | 1953 | 6  | 黄色たくあん（オーラミン）の追放令。主婦連の要望、3年越しの主張…近く厚生省が正式禁止                                                     |
| 28   | 1953 | 10 | 気をつけよう食中毒 食品衛生に関心を                                                                              |
| 28   | 1953 | 10 | （厚生省）食品衛生調査会に主婦連から委員                                                                            |
| 28   | 1953 | 10 | 防腐剤を積極的に使用している魚介類の衛生対策 業界寄りの有害色素検査                                                              |
| 28   | 1953 | 11 | 国会のたくあんも不合格 テストカーで有害色素を検査                                                                       |
| 29   | 1954 | 5  | 例の「死の灰」をかぶったマクロ事件も一応落ち着き、南海もマクロは検査法がガイガー検査                                                      |
| 30   | 1955 | 7  | 食中毒の戦後最高記録について厚生技官、食中毒について予防には新鮮な食品を                                                            |
| 30   | 1955 | 12 | 主婦連生活協同組合設立                                                                                     |
| 31   | 1956 | 2  | 有害な包装袋、着色食品に注意しよう                                                                               |
| 31   | 1956 | 5  | 「おせんべい」に有害色素、都の調査で関係省におおわて                                                                      |
| 31   | 1956 | 11 | お化粧した食品 私たちは誤魔化されている 食品検査の結果から                                                                  |
| 31   | 1956 | 12 | 洗浄野菜に白菜が登場、セロリー、レタスに加え。野菜の大部分が衛生的に未処理の糞尿を肥料として使用し栽培。 寄生虫、伝染病の原因となる。生食を恐れ加熱すればビタミンの損失。           |
| 31   | 1956 | 12 | 全国消費者団体連絡会（消団連）結成                                                                               |
| 32   | 1957 | 8  | 不良ジュースを追放しよう レッテルと違う内容 主婦連試験室の検査に凱歌上がる                                                          |
| 33   | 1958 | 1  | 多い危険な井戸水、水道対策は田舎都市の東京（外観、アンモニア、硝酸性窒素などのため）                                                      |
| 33   | 1958 | 5  | 水道から緑青、あぶない銅管使用                                                                                 |
| 35   | 1960 | 9  | 嘘つき缶詰追放                                                                                         |
| 35   | 1960 | 12 | 違反品の多くは駄菓子、不安な食品テストの結果。東京都衛生局のテストから色素、漂白剤、硼酸、表示違反、不良容器                                          |
| 35   | 1960 | 12 | ごまかし缶詰追放、9割が表示に問題。JASの欠陥は公取で                                                                    |
| 35   | 1960 | 12 | 鯨のベーコンは鮮魚なみ、食品衛生の強化を要望。色素、人工甘味料、香料などの化学物質の慢性毒性は十分な検討が加えられていない。鯨ベーコンの中毒事故有り、9月3日に西村厚生大臣に要望       |
| 35   | 1960 | 12 | 不良ジュース業界に警告 厚生省、独自の検査監視に乗り出す（粉末、瓶入り、缶入り）                                                        |
| 35   | 1960 | 12 | 世界一高い砂糖が生んだ偽物事件甘く見られた主婦、嘘つき砂糖にご用心                                                               |
| 35   | 1960 | 12 | 魚にも嘘つき表示 ずきに化けたメルルーサ                                                                            |
| 35   | 1960 | 12 | 遠洋魚の呼び名統一                                                                                       |
| 36   | 1961 | 5  | 魚類缶詰の開缶調査を行い、ごまかし表示につき公取委に取り締まりを要望                                                              |
| 37   | 1962 | 3  | 国会で奥むめお会長が生活省の設置を要求                                                                             |
| 39   | 1964 | 4  | あてにならない粉末ジュースの表示、試験結果を学会で発表                                                                     |
| 39   | 1964 | 6  | 甘くならない砂糖に公取動く。人工甘味入りが5点もある。                                                                     |
| 40   | 1965 | 6  | 食品色素（10月より赤色101号と1号）の使用を禁止                                                                      |
| 41   | 1966 | 4  | 人命尊重の厚生政策を。ズルチンは禁止しますと、鈴木厚生大臣                                                                   |
| 41   | 1966 | 7  | だいたい色は姿消す。食品色素7号を使用禁止（7月8日）、食品衛生調査会において                                                         |
| 41   | 1966 | 8  | ベビー食品からホルマリン、プラスチック製食品のテストから                                                                    |
| 41   | 1966 | 9  | 8月に公表したユリア食器からホルマリン検出のテスト結果、てんやわんやのその後の反響                                                       |
| 42   | 1967 | 4  | 科学技術庁の調査「食品添加物に対する世論調査」。まだ濃色のものを買う人がいる。                                                         |
| 42   | 1967 | 12 | ズルチンの使用禁止12月17日から                                                                               |
| 43   | 1968 | 2  | 嘘つき表示はもうごめん オヒョウが平目に、高級魚に化ける魚                                                                   |
| 43   | 1968 | 3  | 給食パン無漂白に決定。運動の成果あがる。                                                                            |
| 43   | 1968 | 6  | 抗生物質野放し販売の調査結果を示し厚生省に取り締まり要望                                                                    |

| 元号 | 西暦   | 月  | 主な記事内容                                                                           |
|----|------|----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 43 | 1968 | 9  | 公害通報に立ち上がろう 水俣病事件今月末に政府見解 最初の患者が出てから15年目                                         |
| 43 | 1968 | 10 | 「全糖」表示ジュースに偽り。人工甘味料入りが約半数、使用禁止のズルチンも検出。                                          |
| 44 | 1969 | 2  | 食品規制法を作れとの要望                                                                     |
| 44 | 1969 | 3  | JAS法の一部改正農水省の独走に「待った」。食品の表示規制は統一的に（厚生省、公取委、農水省）                                  |
| 44 | 1969 | 3  | 着色料でお化粧、サツマイモお前もか。厚生省は着色漂白剤を厳しく規制                                                |
| 44 | 1969 | 4  | ごまかし食品の規制は生ぬるい。サイクラミン酸ナトリウムによる着色野菜に恐れ入るお役人                                       |
| 44 | 1969 | 7  | 食品規制法の制定要望に対し、厚生大臣は気乗り薄                                                          |
| 44 | 1969 | 7  | 厚生省「野菜、豆類、鮮魚貝類、食肉などに対し着色料、漂白剤の使用禁止」に踏み切り                                         |
| 44 | 1969 | 7  | 現在許可されている食品添加物358品目の総点検をしてほしいとの要望                                                |
| 44 | 1969 | 8  | ゴマもお化粧 洗いゴマの9割が指定外の色素で誤魔化す                                                       |
| 44 | 1969 | 9  | 不良食品締め出し進む。昨年（昭和43年）西日本一帯に発生し社会問題になった米ぬか油中毒事件を契機として、食衛法、政省令、告示の大幅改正（加工食品の表示義務など） |
| 44 | 1969 | 10 | 嘘つきジュースが97%。日用品試験室のジュース調査の概要                                                     |
| 44 | 1969 | 11 | チクロ追放、世論の勝利、実を結ぶ主婦連の運動（11月10日から全面禁止）。さらに添加物毒性再検討を要望。                             |
| 45 | 1970 | 1  | チクロ食品不買運動を全国的に展開、健康よりも業界救済の回収延期に抗議                                               |
| 45 | 1970 | 3  | 裏切られたチクロ表示、30缶のうち1缶だけ。「表示知りませんね」との小売店。ぬかに釘のお役人。                                  |
| 45 | 1970 | 4  | 厚生省またも欠席（チクロ追放会議）、頼りない回答に不満                                                      |
| 45 | 1970 | 8  | カドミウム汚染米の処分は慎重に 安全な米作りを急げと食糧長官に要望                                                |
| 45 | 1970 | 9  | まだあったチクロ食品、全糖表示のゆで小豆から検出                                                         |
| 46 | 1971 | 4  | 「無果汁」ははっきり表示せよ、公取委に不服申し立て                                                        |
| 46 | 1971 | 5  | 使うまい、買うまい、まだある危険なユリア食器。子供の視野狭窄症の原因はホルマリン                                         |
| 46 | 1971 | 6  | 再び食品規制法の制定を要望                                                                    |
| 46 | 1971 |    | 昭和44年以降、食品規制・厚生省（食衛法）、食品規格・農水省、ごまかし表示・公取委と3つの役所にまたがっているためバラバラ                    |
| 47 | 1972 | 7  | PCB汚染の対策を 塩見厚生大臣に要請                                                              |
| 47 | 1972 | 9  | PCBの規制値は決まったが乳児の許容量変わらず今後多くの問題残す                                                 |
| 48 | 1973 | 1  | 安全性が確認されるまで石油タンパク企業化に急ぐな、盛り上がる消費者の反対運動                                           |
| 48 | 1973 | 3  | ジュース審判、不服申し立ての資格なしとの公取委の審決に怒りの声、主婦連を門前払い                                         |
| 48 | 1973 |    | ハムの農林（JAS）規格改正、亜硝酸塩抜きは将来の課題へ                                                     |
| 48 | 1973 | 4  | ジュース審判について、審判の取り消しを高裁へ。主婦連は公取委を訴える。                                              |
| 48 | 1973 | 6  | 飼料の安全を考える。益山東京理科大学教授に聞く（石油タンパク特別部会）。                                             |
| 48 | 1973 | 7  | 安全な魚が食べたい、PCB、水銀等の汚染魚問題で集会、関係省庁に要望                                               |
| 48 | 1973 | 8  | 身近にある放射能、その安全性は？（ジャガイモの発芽を抑える放射線照射）                                              |
| 49 | 1974 | 8  | AF2の追放進む、世論に押されて厚生省全面禁止へ乗り出す                                                     |
| 49 | 1974 | 9  | AF2ついに全面禁止（発ガン性遺伝子の影響あり）                                                         |
| 50 | 1975 | 3  | 飼料になるかカドミ汚染米                                                                     |
| 50 | 1975 | 3  | 業界べったり許せぬ安全無視（サッカリン規制を大幅緩和）                                                      |
| 50 | 1975 | 5  | みんなの力でサッカリン追放、使用販売中止申し入れ。全国に広がるサッカリン追放運動                                         |
| 50 | 1975 | 7  | リジン無添加文部省渋々認める、無添加粉（学校給食用パン）8府県に広がる                                              |
| 50 | 1975 | 8  | サッカリン追放進む、厚生省の告示強行に抗議                                                            |
| 50 | 1975 | 9  | サッカリンを止めさせる集会。百貨店、スーパーの大半が12月中に止めると約束。                                           |
| 51 | 1976 | 1  | サッカリン、デパートから姿を消す。                                                                |
| 51 | 1976 | 2  | 赤色2号の禁止措置を急げ。厚生行政に消費者の不満募る。                                                      |
| 51 | 1976 | 5  | サッカリン使用緩和に疑惑、全国で全面禁止の署名を集める。                                                     |
| 51 | 1976 | 8  | サッカリンを調べてみたら「売らない」はずがありました。約束守らぬ大手業者。                                            |
| 51 | 1976 | 10 | 野放しの天然自然の食品表示。疑問がいつばいの公取委の規則案。                                                   |
| 52 | 1977 | 3  | サッカリンはやはり発ガン性。アメリカ、カナダで禁止。                                                       |
| 52 | 1977 | 3  | OPP（レモンなどの防かび剤）の安全性を外交政策道具にする。                                                   |
| 52 | 1977 | 4  | 不安データが続々、照射ジャガイモ                                                                 |
| 52 | 1977 | 5  | OPPついに食添として指定決まる。貿易政策に負けた厚生行政。                                                   |
| 52 | 1977 | 10 | カネミ油症裁判全面勝訴（製造物責任認める、PCB販売に重大過失）                                                 |
| 53 | 1978 | 1  | OPPが使用されているのに表示されず                                                               |
| 53 | 1978 | 4  | 照射ジャガイモ（昭和48年から使用）禁止を求める                                                         |
| 53 | 1978 | 7  | 厚生省、TBZ追加を食品衛生調査会に諮問                                                             |

| 元号  | 西暦   | 月  | 主な記事内容                                                 |
|-----|------|----|--------------------------------------------------------|
| 53  | 1978 | 9  | 照射野菜を使用（中神食品工業：ベビーフード）と愛知県公表。雪印やキューピーも使用が明らかに。         |
| 53  | 1978 | 12 | 赤色2号は灰色と、東京都消対審が東京都知事に答申                               |
| 54  | 1979 | 1  | サッカリン追放運動（昭和48年使用禁止、12月使用認可、昭和50年5月使用基準の緩和）            |
| 54  | 1979 | 5  | 赤色2号追放運動。業者は都条例（消費者保護関連条例）に基づき使用しないと回答                 |
| 54  | 1979 | 7  | 嘘つき魚、タイ、サワラはキングクリップ、ホキだった                              |
| 54  | 1979 | 8  | かんきつ類への防カビ剤使用禁止を厚生省に申し入れ                               |
| 54  | 1979 | 9  | OPP、TBZ、OPは洗剤、お湯では落ちないとのテスト結果                          |
| 54  | 1979 | 12 | 国産レモン生産振興                                              |
| 55  | 1980 | 2  | 過酸化水素水の使用禁止、厚生省へ要請                                     |
| 55  | 1980 | 3  | 厚生省通達により、過酸化水素水の残留がゼロなら使用OK                            |
| 55  | 1980 | 11 | 東京都、給食パンの臭素酸カリウム追放                                     |
| 55  | 1980 | 11 | 照射タマネギ使用実用化を申請                                         |
| 56  | 1981 | 7  | ビン入り食品の衛生改善を厚生、農水に申し入れ                                 |
| 56  | 1981 | 10 | 地中海ミバエがアメリカ加州で発生し、EDB薫蒸で輸入に合意                          |
| 56  | 1981 | 11 | 食品安全基本法シンポ開催。食品安全委員会の設置、情報公開、措置請求権等を求める。               |
| 56  | 1981 | 11 | 放射線照射ジャガイモの街頭無料配布を中止させる                                |
| 57  | 1982 | 12 | 食い違う販売期日・・・輸入食品のラベルにシールを貼り隠す（明治屋）                      |
| 58  | 1983 | 2  | 厚生省BHA禁止措置を突然延期し、主婦連抗議                                 |
| 58  | 1983 | 2  | 都知事に粉末清涼飲料類、菓子パンの製造年月日表示を要望                            |
| 58  | 1983 | 6  | 食品添加物13品目追加反対シンポ（6月7日）                                 |
| 58  | 1983 | 7  | 食品添加物13品目追加反対デモ行進。林厚生大臣発言「どこにいいのか食品添加物の病人」             |
| 58  | 1983 | 11 | コピー食品の氾濫「ししゃもの卵（数の子）、ししゃも（明太子）、かまぼこ（ホタテ貝柱）」            |
| 59  | 1984 | 3  | コピー食品表示改善 公取委に要望                                       |
| 59  | 1984 | 7  | アスパルテーム、BHAの再審議について厚生大臣に申し入れ                           |
| 60  | 1985 | 3  | パン類に製造年月日表示を東京都条例で定める                                  |
| 60  | 1985 | 4  | 米不足から輸入した韓国米が臭素汚染（原因は薫蒸臭化メチル）                          |
| 60  | 1985 | 7  | 市場開放のための行動計画。基準認証制度（JAS、JIS、食品添加物）原則廃止に反対申し入れ          |
| 60  | 1985 | 8  | ワイン（ジェチルグリコール混入）で厚生省に申し入れ                              |
| 60  | 1985 | 9  | 臭素残留米は焼酎、餌に使用OK                                        |
| 61  | 1986 | 2  | 厚生省食品添加物表示検討会、中間とりまとめ「原則として表示」                         |
| 61  | 1986 | 4  | アスパルテーム安全に疑い 米国会調査に乗り出す                                |
| 61  | 1986 | 8  | 東京都、ニコチンを添加した18件の業者を処分したが業者名を公表せず                      |
| 61  | 1986 | 12 | チェルノブイリ原発事故が起こる                                        |
| 62  | 1987 | 10 | 厚生省に申し入れ、アフラトキシン、放射能汚染食品について                           |
| 63  | 1988 | 9  | 合成添加物表示改正告示（7月24日）、一部の表示に留まる                           |
| 平成元 | 1989 | 2  | 放射能ジャガイモの実態調査                                          |
| 平成元 | 1989 | 4  | 厚生省への要請「安全・環境問題」（PL法、添加物、チリ産ブドウの青酸混入、農薬、放射能、肥育成長ホルモン牛） |
| 2   | 1990 | 11 | 魚の鮮度保持剤（スプレー：ビタミンC、E重炭酸ソーダ）・・・表示されていない                 |
| 3   | 1991 | 8  | 魚の鮮度保持剤の使用禁止を                                          |
| 5   | 1993 | 1  | 水産物（表示）ガイドライン検討中                                       |
| 5   | 1993 | 2  | 食品の日付表示改正、客観的な科学的根拠は                                   |
| 5   | 1993 | 3  | 食品の日付表示、外国からの要望で製造年月日なくなる                              |
| 5   | 1993 | 4  | 適正な日付表示を（製造年月日の併記）                                     |
| 5   | 1993 | 5  | 消費者9団体と農林水産大臣との懇談会                                     |
| 5   | 1993 | 7  | イギリスでかに棒（コピー食品）が不当表示で罰金                                |
| 5   | 1993 | 12 | 海外便り：気味の悪い遺伝子工学食品、人の遺伝子を豚や魚に注入（平成4年5月26日FDA認可）し表示がない   |
| 5   | 1993 | 12 | 日付表示 ECに同調し、製造年月日表示から期限表示へ                             |
| 6   | 1994 | 1  | 日付表示変更、消費者の意見を重視せよ                                     |
| 6   | 1994 | 2  | 輸入米の表示問題残す。産年表示は義務づけされず。                               |
| 6   | 1994 | 4  | 自民党議員9名が主婦連を訪問。米表示について意見交換。                            |
| 6   | 1994 | 5  | CNP使用自粛へ                                               |
| 6   | 1994 | 9  | 製造年月日なしは納得できませんと、農水大臣へ申し入れ                             |
| 6   | 1994 | 11 | 厚生大臣の懇談会「食と健康を考える会」開催                                  |
| 7   | 1995 | 1  | チューブ入り香辛料（おさび、ニンニク等）紛らわしい表示 本わさび、生、高級、特選               |
| 7   | 1995 | 1  | 厚生大臣の懇談会「食と健康を考える会」厚生大臣へ報告書提出                          |
| 7   | 1995 | 1  | 添加物指定制度導入、残留農薬基準を200設定                                 |
| 7   | 1995 | 5  | EUが日本の水産物の輸入禁止。製造工程、国内産品も杜撰だと不安。                       |

| 元号 | 西暦   | 月  | 主な記事内容                                                                                  |
|----|------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 1995 | 5  | 食品の日付表示 望ましい製造年月日併記 2年間の猶予期間に併記表示を購入し、態度で示そう                                            |
| 7  | 1995 | 10 | アスパルテームにアメリカFDAがチューインガム、ヨーグルト、炭酸飲料への使用認可。日本では1983年8月27日認可。パールスイートの商品名でコカコーラ、三ツ矢サイダーに使用。 |
| 7  | 1995 | 11 | ミネラルウォーター異物混入相次ぐ。国産27銘柄、輸入品11銘柄・・・計1万本以上                                                |
| 7  | 1995 | 12 | 青果物の品質表示により原産地表示へ（5品目）                                                                  |
| 8  | 1996 | 3  | 牛乳団体の日付表示の併記を公取委認める                                                                     |
| 8  | 1996 | 8  | パン類の製造年月日表示。東京、神奈川、神戸など条例で制定の動き。農水が条例へ難癖との農水大臣へ要望。                                      |
| 8  | 1996 | 9  | バイオ食品、食品衛生調査会の答申で安全性問題なしと結論                                                             |
| 8  | 1996 | 12 | バイオ食品表示なしで流通                                                                            |
| 9  | 1997 | 1  | 遺伝子組換え食品、厚生大臣・農水大臣へ表示の義務づけ要望                                                            |
| 9  | 1997 | 3  | 遺伝子組換え食品シンポジウム開催、行政からも出席                                                                |
| 9  | 1997 | 5  | パンの製造年月日を表示しなくてもよいとの答申を東京都消費生活対策審議会が出す。これを受け、指定解除（製造年月日表示の義務づけ取り消し）                     |
| 9  | 1997 | 10 | 野菜の原産地表示10品目へ                                                                           |
| 10 | 1998 | 2  | 麒麟、遺伝子組換えトマトの開発に着手。40人の消費者、研究所を見学。                                                      |
| 10 | 1998 | 6  | 卵の期限表示義務づけへ                                                                             |
| 10 | 1998 | 8  | 内分泌攪乱物質が大きな問題になる                                                                        |
| 10 | 1998 | 9  | 果実飲料規格表示変わる（「天然」がなくなる）                                                                  |
| 10 | 1998 | 11 | 遺伝子組換え食品すべて義務表示に                                                                        |
| 11 | 1999 | 4  | 増えるアスパルテーム添加食品に対し表示を要望                                                                  |
| 11 | 1999 | 5  | クローン牛、すでに出荷                                                                             |
| 11 | 1999 | 6  | ベルギー汚染食品を受け、ダイオキシン対策を当緊急集会                                                              |
| 11 | 1999 | 6  | ダイオキシンの基準値1日4ピコで厚生および環境合意                                                               |
| 11 | 1999 | 9  | 「遺伝子組換え食品にすべての表示を」要望書を厚生大臣、農林大臣、アメリカ大使館へ                                                |
| 11 | 1999 | 12 | 日本、EUの消費者団体の会議が開催（EU委員会および経企庁の支援）                                                       |
| 12 | 2000 | 4  | 改正JAS法施行により生鮮食品はすべて原産地を表示                                                               |
| 12 | 2000 | 5  | 遺伝子組換え食品の安全性審査（厚生省）は義務化へ                                                                |
| 12 | 2000 | 8  | アレルギー起こす24品目は表示義務づけ                                                                     |
| 12 | 2000 | 8  | 食品衛生調査会の遺伝子組換え食品の表示基準はJAS規格と同じ、食衛法による表示とは何でしょうか？                                        |
| 12 | 2000 | 12 | スターリンク食品の回収、未承認GM0の検査、厚生・農水大臣へ要望                                                        |
| 13 | 2001 | 4  | 放射線照射スパイスについて全日本スパイス協会が94品目に申請準備                                                        |
| 13 | 2001 | 4  | CODEXバイオテクノロジー食品特別部会開催                                                                  |
| 13 | 2001 | 9  | 2001年度全国消費者団体連絡夏期セミナー第2回全体会開催、リスクアナリシス（講師：山田由紀子氏）を勉強                                    |
| 13 | 2001 | 10 | BSE事件、人と命と健康の視点に欠ける                                                                     |
| 14 | 2002 | 3  | 1月17日、農林大臣との意見交換会                                                                       |
| 14 | 2002 | 4  | BSE調査検討委員会報告書、新行政執行機関の具体的記述なし                                                           |
| 14 | 2002 | 4  | 表示物語：牛缶事件 昭和35年牛缶にハエが検出、検査したら鯨肉だった。他にも鯨馬肉を発見。                                           |
| 14 | 2002 | 5  | 表示物語：合成レモン（1960年代後半）をレモンジュース、他の柑橘、乳化剤、人工着色料で作る。これを防止するため公取委は公正競争規約を作る。                  |
| 14 | 2002 | 5  | 権限なしの食品表示ウォッチャー、主婦連JAS協からの推薦依頼を断る（上意下達の農水省）                                             |
| 14 | 2002 | 6  | 表示物語：JAS法改正は33年前の「主婦だより」と同じ指摘                                                           |

第2表 消費者関連情報一覧（内閣府国民生活局HP抜粋）

| 元号   | 西暦   | 月  | 消費者行政等                              | 月  | 消費者問題等                                     |
|------|------|----|-------------------------------------|----|--------------------------------------------|
| 昭和40 | 1965 | 4  | 厚生省、食品の赤色1号、赤色101号を使用禁止             |    |                                            |
|      |      | 6  | 経企庁、「国民生活局」設置                       |    |                                            |
| 41   | 1966 | 8  | 通産省、ユリア樹脂製食器でJIS以外は販売禁止を            | 8  | 主婦連、ユリア樹脂製食器からホルマリン                        |
|      |      | 10 | 勧告                                  |    | 検出                                         |
| 42   | 1967 | 1  | 厚生省、緑色1号を使用禁止                       |    |                                            |
| 43   | 1968 | 5  | 「消費者保護基本法」公布                        | 11 | 九大調査団、カネミライスオイルの毒物混                        |
|      |      | 7  | 厚生省、ズルチンの使用全面禁止                     |    | 入経路発表                                      |
| 44   | 1969 | 10 | 厚生省、チクロ使用禁止を決定                      | 11 | アメリカ、人口甘味料チクロの使用を禁止                        |
| 45   | 1970 | 1  | 農林省、飼料作物へのBHCとDDTの使用を禁止             | 1  | 消費者5団体、「チクロ追放消費者大会」で                       |
|      |      | 4  | 厚生省、牛乳中のBHC残留量を公表                   |    | チクロ入り食品不買を決定                               |
|      |      | 5  | JAS法改正                              |    |                                            |
| 46   | 1971 | 2  | 農林省、野菜、飼料作物への有機塩素系農薬の使用を禁止          |    |                                            |
|      |      | 5  | 農林省、DDTは全面禁止、BHCは林業以外使用禁            |    |                                            |
|      |      | 7  | 止                                   |    |                                            |
| 47   | 1972 |    |                                     | 4  | 消団連、「PCB追放大会」開催                            |
| 48   | 1973 | 11 | 厚生省、サッカリン使用基準の改正を告示                 | 1  | 消費者5団体と消費者連盟、「石油タンパ                        |
|      |      |    |                                     |    | 検討会」で飼料化反対を申合せ                             |
|      |      |    |                                     | 4  | 千葉ニッコービフェニール混入事件                           |
|      |      |    |                                     | 6  | 消団連、PCB汚染魚の追放を水産庁に申                        |
|      |      |    |                                     |    | し入れ                                        |
|      |      |    |                                     | 9  | 国立遺伝学研究所の遺伝研究グループ、                         |
|      |      |    |                                     |    | AF2防腐剤に関する研究結果発表                           |
| 49   | 1974 | 6  | 厚生省、塩ビ使用のスプレー式殺虫剤の製造販売中止、回収措置       | 7  | 消費者34団体、AF2を追放する総決起大                       |
|      |      | 9  | 厚生省、AF2を使用禁止                        |    | 会開催                                        |
| 50   | 1975 | 5  | 食品衛生調査会、サッカリンの暫定使用基準を緩和             | 6  | 消費者21団体、「サッカリン追放連絡会」結                      |
|      |      | 6  | 文部省、学校給食パンに添加のリジンは安全と都道府県に通達        |    | 成集会開催                                      |
|      |      | 7  | 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」改正          | 7  | 消費者団体、「リジン添加阻止全国集会」                        |
|      |      | 10 | 東京都衛研、市販容器から危険濃度をこえる塩ビモノマー検出        |    | を開催、文部省に要望書提出                              |
|      |      | 12 | 科学技術庁、「塩化ビニールに関する特別研究」結果公表          |    |                                            |
| 51   | 1976 | 3  | 厚生省合同研究班、合成洗剤に「催奇形性なし」と結論           | 1  | 消費者団体、塩ビ食品容器の不買運動を                         |
|      |      |    |                                     |    | おこす                                        |
| 52   | 1977 | 5  | 厚生省、カビ防止剤OPP使用許可                    | 1  | アメリカFDA赤色2号の使用中止                           |
| 53   | 1978 | 5  | 第1回「消費者の日」                          | 5  | 消費者団体、第1回OPPボイコット集会開                       |
|      |      | 8  | 厚生省、食品添加物にTBZを許可                    |    |                                            |
| 55   | 1980 | 2  | 厚生省、過酸化水素使用基準の改正を告示                 | 9  | 照射の粉末野菜を使用したベビーフード                         |
| 56   | 1981 | 6  | 厚生省、プロピレングリコールの使用基準を設定              |    | 市場に出回る                                     |
| 57   | 1982 | 8  | 厚生省、臭素酸カリウムの使用基準等を改正（告示）            | 10 | 東京弁護士会、食品安全基本法を提案                          |
| 58   | 1983 | 8  | 食品に含まれる添加物78品目の物質名表示の義務             | 2  | 日本弁護士連合会「食品衛生法の改正を                         |
| 59   | 1984 | 10 | 厚生省「健康食品対策室」発足                      |    | 求める意見書」を厚生省に提出                             |
|      |      | 11 | 農水省「消費者の部屋」開設                       |    |                                            |
| 60   | 1985 |    |                                     | 7  | オーストリア産等のワインからジェチレング                       |
|      |      |    |                                     |    | リコール検出、厚生省販売自粛を要請                          |
| 61   | 1986 |    |                                     | 6  | 生鮮野菜から、食品添加物が検出されたことについて厚生省が添加物の適正使用について指導 |
| 62   | 1987 | 9  | 「流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法」制定        | 3  | カネミ油症事件原告とPCB製造元の鐘淵化学工業が和解                 |
| 63   | 1988 | 5  | 第1回「消費者月間」                          |    |                                            |
|      |      | 7  | 厚生省「化学的合成品たる食品添加物の食品への食品添加物表示基準」の改正 |    |                                            |

| 元号  | 西暦   | 月  | 消費者行政等                                                      | 月 | 消費者問題等                                                        |
|-----|------|----|-------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------|
| 平成元 | 1989 | 11 | 厚生省「化学的合成品以外の食品添加物表示基準」の制定                                  |   |                                                               |
| 2   | 1990 | 6  | 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」公布                                  | 8 | 輸入レモンからポスト・ハーベスト農薬「2・4-D」(枯葉剤)検出                              |
| 5   | 1993 | 6  | 農水省「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」改正                             |   |                                                               |
|     |      | 11 | 厚生省「食品の日付表示に関する検討会」報告公表                                     |   |                                                               |
| 6   | 1994 | 12 | 厚生省「食品衛生法施行規則」等の改正                                          |   |                                                               |
|     |      | 12 | 農水省JAS法に基づく日本農林規格及び品質表示基準(告示)の改正                            |   |                                                               |
| 7   | 1995 | 4  | 食品の日付表示を期限表示に一本化                                            |   |                                                               |
|     |      | 5  | 食品衛生法及び栄養改善法改正                                              |   |                                                               |
|     |      | 11 | 食糧法施行、コメの流通規制の緩和                                            |   |                                                               |
| 8   | 1996 | 8  | 〇-157関係関係会議設置                                               | 2 | 欧州で狂牛病発生                                                      |
|     |      | 9  | 青果物5品目に対し原産地表示を義務づけ                                         | 7 | 病原性大腸菌〇-157による食中毒続出                                           |
| 9   | 1997 |    |                                                             |   | 遺伝子組換え食品に対して消費者から表示の要求高まる                                     |
| 10  | 1998 | 10 | 農水省「食品等の表示・規格制度の見直しについて」報告書公表                               | 6 | カップ麺の環境ホルモン溶出論争                                               |
|     |      | 11 | 農水省「有機食品の検査・認証制度導入について」報告書公表                                |   |                                                               |
| 11  | 1999 | 7  | 改正JAS法公布                                                    | 5 | 遺伝子組換えトウモロコシの花粉が周辺のチョウに被害を及ぼす恐れを指摘した論文が英科学誌「ネイチャー」に掲載         |
|     |      | 7  | ダイオキシン対策法公布                                                 |   |                                                               |
|     |      | 8  | 農林水産省「食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会」報告                                | 9 | クローン牛肉試験販売スタート                                                |
| 12  | 2000 | 1  | 厚生省食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会報告「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性審査の法的義務化」公表 | 3 | コーデックス食品規格委員会の「バイオテクノロジー応用食品特別部会」が遺伝子組換え食品などの安全性評価についての指針等を検討 |
|     |      | 3  | CODEXバイオテクノロジー応用食品特別部会第1回会議                                 | 9 | 雪印乳業食中毒事故発生・有症者数                                              |
| 13  | 2001 | 10 | すべての食用牛を対象とした異常プリオン(牛海綿状脳症)検査の開始                            | 9 | 国内で初めて牛海綿状脳症に罹患した牛を確認                                         |
|     |      | 10 | 牛の特定危険部位(脳、目、せき髄、回腸遠位部)の除去焼却義務化に関する省令の施行                    |   |                                                               |

第3表 日本食品衛生協会『五十年のあゆみ』より抜粋

| 元号   | 西暦                              | 社会の動き                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和20 | 1945                            |                                                                                                                                                                             |
| 21   | 1946 5/11<br>7/5                | 溶性サッカリンの使用許可<br>ズルチンの販売を許可                                                                                                                                                  |
| 22   | 1947 4/30<br>12/24              | 飲食物その他の物品取締に関する法律および有害飲食物取締令の施行に関する省令制定<br>食品衛生法公布(23年1月施行)                                                                                                                 |
| 23   | 1948 7/13<br>12月                | 食品衛生法施行規則, 食品, 添加物, 器具および容器包装の規格基準策定<br>輸入雑豆による中毒事件発生                                                                                                                       |
| 25   | 1950 10/16                      | 乳, 乳製品および類似乳製品の成分規格等に関する省令公布                                                                                                                                                |
| 26   | 1951 5/29<br>8/1<br>12/27       | 北海道で初のボツリヌス食中毒事件発生<br>厚生省, 輸出入食品の衛生検査で, 全国6カ所の港に, 食品衛生監視員を配置<br>乳および乳製品の成分規格に関する省令公布                                                                                        |
| 28   | 1953 1月<br>8/31                 | 輸入ビルマ米から黄変米菌を検出, 黄変米事件発生<br>食品衛生法施行令制定                                                                                                                                      |
| 29   | 1954 3/18                       | ビキニ水爆実験で, 被爆マグロ事件発生                                                                                                                                                         |
| 30   | 1955 3/1<br>6~8月                | 学校給食用脱脂粉乳で, ブドウ球菌の食中毒事件, 東京で発生<br>岡山大学医学部で調整粉乳からヒ素を検出, ヒ素入りミルク事件発生                                                                                                          |
| 31   | 1956 5/1                        | 水俣市郊外に奇病発生(水俣病事件発生)                                                                                                                                                         |
| 32   | 1957 6/15                       | 食品衛生法改正で食品衛生管理者の設置制度, 許可営業種を追加指定                                                                                                                                            |
| 34   | 1959 12/28                      | 食品, 添加物等の規格基準を制定                                                                                                                                                            |
| 35   | 1960 3/15                       | 厚生省が「第一版食品添加物公定書」を作成                                                                                                                                                        |
| 37   | 1962 7/29                       | 台湾産バナナ, コレラ発生で輸入を禁止, 消毒廃棄                                                                                                                                                   |
| 38   | 1963 4/1<br>8/16<br>8/31        | 政府, バナナなど25品目を自由化<br>厚生省, 食中毒予防週間に設置各地方自治体で実施<br>政府, 砂糖など35品目を自由化                                                                                                           |
| 39   | 1964 7~9月                       | 大阪, 京都, 岐阜, 静岡, 長野で即席めん類による中毒事件発生                                                                                                                                           |
| 40   | 1965 6/12<br>11/13              | 阿賀野川水銀中毒事件発生<br>福島県産柿によるメチル柿事件発生                                                                                                                                            |
| 41   | 1966 7/3<br>12/19               | 島根県でズルチンによる中毒事件発生<br>関東以西11都府県市で, 広島産かきによる食中毒事件発生                                                                                                                           |
| 42   | 1967 2/23                       | 東京, 京都で豚コレラ事件発生                                                                                                                                                             |
| 43   | 1968 3/30<br>7/3<br>10/4        | 食品, 添加物等の規格基準を改正, リンゴ等4品目の農薬残留許可要領を設定<br>食品, 添加物等の規格基準を改正, ズルチンの使用を禁止<br>西日本一帯にPCBによるカネミ油症事件発生                                                                              |
| 44   | 1969 7/25<br>11/5               | 食品衛生法施行令を改正, 食用油脂5業種について食品衛生管理者を設置業種に指定<br>食品, 添加物等の規格基準を改正, チクロの使用を禁止                                                                                                      |
| 45   | 1970 10/15                      | 食品, 添加物等の規格基準を改正, 玄米のカドミウム含有量を設定                                                                                                                                            |
| 46   | 1971 3/23                       | 食品, 添加物等の規格基準を改正, 生食用冷凍魚介類の成分規格, 加工基準, 保存基準制定                                                                                                                               |
| 47   | 1972 6/20<br>8/8<br>8/14        | 食品衛生法改正, 営業責任の強化, 管理運営基準設定等が法制化<br>食品, 添加物等の規格基準を改正, 照射食品の基準制定<br>食品衛生調査会が魚介類, 牛乳, 乳製品, 粉乳, 肉類, 容器包装中のPCB暫定規制値を答申                                                           |
| 48   | 1973 4/28<br>7/23               | 食品, 添加物等の規格基準を改正, サッカリンの使用禁止, 中性洗剤等洗浄剤の成分規格, 使用基準を制定                                                                                                                        |
| 49   | 1974 8/27                       | 食品衛生施行規則を改正, AF2の指定を削除し使用を禁止                                                                                                                                                |
| 50   | 1975 4月<br>7/25<br>9/18<br>12/1 | 輸入かんきつ類から, 指定外添加物(防黴剤)を検出, 輸入を禁止<br>食品, 添加物等の規格基準を改正, サッカリンナトリウムの使用基準を改正<br>酒田駅の幕の内弁当で, 腸炎ビブリオ, ブドウ球菌, セレウス菌混合感染の食中毒が, 東京, 秋田, 青森など12都道府県で発生<br>食品衛生法施行規則を改正, 輸入食品等の届出事項を整備 |
| 51   | 1976 8/12                       | 東京都内の家庭で, ボツリヌスA型菌食中毒発生                                                                                                                                                     |
| 53   | 1978 9/10                       | 豊橋市で粉末野菜に放射線を照射した事件発生, ベビーフードなど回収し販売を停止                                                                                                                                     |
| 54   | 1979 11/8                       | 食品衛生法に基づく表示指導要領を策定                                                                                                                                                          |
| 55   | 1980 2/20<br>6/13               | 「食品添加物の規格基準の一部改正」の告知過酸化水素の使用基準について<br>タイ産の輸入冷凍エビからコレラ菌検出                                                                                                                    |
| 57   | 1982 3/11                       | ナノビブリオ, カンピロバクター等を新たに食中毒原因菌に加える                                                                                                                                             |
| 59   | 1984 6/4                        | 芥子レンコンでボツリヌス菌A型中毒発生                                                                                                                                                         |
| 60   | 1985 7/24                       | ジエチレングリコール入り外国産有毒ワインの輸入販売が判明, 8月29日マンズワインにも混入が判                                                                                                                             |
| 63   | 1988 6月<br>7/27                 | 北海道で錦糸卵を原因食品として患者数1万人以上のサルモネラ・エンテリティディスによる食中毒が発生                                                                                                                            |
| 平成2  | 1990 6/29                       | 食鳥処理の事業の規制, および食鳥検査に関する法律公布                                                                                                                                                 |
| 3    | 1991 7/1<br>8月                  | 経過措置期間が終わり, 食品添加物の全面表示の実施<br>あおやぎ貝のコレラ事件発生                                                                                                                                  |
| 6    | 1994 12/27                      | 食品の日付表示に係る厚生省の告示改正                                                                                                                                                          |
| 7    | 1995 4/1                        | 食品等の製造年月日表示が期限表示へ移行                                                                                                                                                         |

| 元号 | 西暦   | 社会の動き                                                                                                                                                                     |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 1996 | 2/1 輸入食品監視支援システム稼働される<br>3～4月 英国で発生した牛海綿状脳症(狂牛病)により、厚生省は緊急措置として英国産の牛肉、牛肉加工品、その他牛由来の製品すべてについて輸入を自粛するよう指示<br>5/28 腸管出血性大腸菌O157による大規模な集団食中毒発生                                |
| 9  | 1997 | 5/30 食中毒事件の原因物質に小型球形ウイルス(SRSV)を追加<br>6/18 オイスターソースよりボツリヌス菌検出                                                                                                              |
| 10 | 1998 | 1/19 総合衛生管理製造過程(HACCP)による食品の製造または加工の承認36社、86施設、177件について初めて承認される<br>4/28 第1回内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の健康影響に関する検討会を開催<br>北海道の水産加工業者が出荷したしょうゆ漬イクラで東京、富山など一都5県で腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生 |
| 11 | 1999 | 3/20 サルモネラ菌に汚染された乾燥イカ菓子による食中毒が全国的に発生                                                                                                                                      |

第4表 厚生省生活衛生局監修『早わかり食品衛生法:食品衛生法逐条解説』より抜粋

| 元号 | 西暦   | 月  | 主な出来事                                                                                            |
|----|------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 | 1947 | 12 | 食品衛生法制定公布                                                                                        |
| 23 | 1948 | 7  | 食品衛生法施行規則制定公布                                                                                    |
|    |      | 7  | 食品, 添加物, 器具及び容器包装の規格及び基準の告示制定公布                                                                  |
|    |      | 12 | 輸入雑豆による中毒事件(兵庫県尼崎市, 伊丹市, 神戸市, 芦屋市で米の代替として配給されたビルマ産雑豆により, 31名が中毒, うち4名が死亡(原因物質は雑豆中に含まれていた青酸であった)) |
| 25 | 1950 | 10 | 乳, 乳製品及び類似乳製品の成分規格等に関する省令制定公布                                                                    |
| 26 | 1951 | 5  | 本邦初のボツリヌス菌による食中毒事件発生(北海道の漁港岩内町で自家製のにしんの「いずし」を食べ, 主婦をはじめ3名が急死した)                                  |
|    |      | 12 | 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令制定公布                                                                           |
| 28 | 1953 | 1  | 輸入ビルマ米による黄変米事件おこる                                                                                |
|    |      | 8  | 食品衛生法施行令制定公布                                                                                     |
| 29 | 1954 | 3  | ビキニ水爆実験による「原爆まぐろ事件」(第5福竜丸がビキニ環礁で行われた水爆実験に被爆し, 乗務員が急性放射能病と確認され, 漁獲物のまぐろ等も多量が廃棄された)                |
| 30 | 1955 | 3  | 脱脂粉乳による食中毒事件(都内の小学校9校において, 脱脂粉乳を給食に使用し, 食中毒が発生した。ブドウ球菌の増殖が原因であった)                                |
|    |      | 6  | MF印調製粉乳事件(関西, 中国地方を中心に27府県にわたって患者が発生。130名の人工栄養児が死亡した)                                            |
| 32 | 1957 | 6  | 食品衛生法の第9次改正(食品衛生管理者の設置等)                                                                         |
|    |      | 7  | 全国食中毒事件録創刊(厚生省)                                                                                  |
|    |      | 8  | 水俣病事件このころより社会的にクローズアップされる                                                                        |
| 33 | 1958 | 5  | 防衛関係機関に食中毒集団発生(病原性大腸菌が原因(横須賀株))                                                                  |
| 34 | 1959 | 10 | 北九州で南方産ふぐによる食中毒                                                                                  |
|    |      | 12 | 食品, 添加物等の規格基準制定告示される                                                                             |
| 35 | 1960 | 3  | 第1版食品添加物公定書発刊される                                                                                 |
|    |      | 9  | 厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事, 指定都市市長に対して「食品衛生指導員養成事業の実施について」の通知                                            |
| 36 | 1961 | 10 | ラジオ放送による食品衛生講座始まる                                                                                |
| 37 | 1962 | 1  | 中性洗剤有害論おこる                                                                                       |
|    |      | 7  | 台湾産バナナによるコレラ騒ぎおこる                                                                                |
| 38 | 1963 | 4  | 厚生省に食品化学課が新設される                                                                                  |
|    |      | 8  | 食中毒予防週間の行事設定される                                                                                  |
|    |      | 8  | 第1版英文食品添加物公定書発刊                                                                                  |
| 39 | 1964 | 7  | 即席めん類による食中毒集団発生                                                                                  |
|    |      | 10 | オリンピック東京大会開会                                                                                     |
| 40 | 1965 | 5  | 阿賀野川水銀中毒事件発生する                                                                                   |
| 41 | 1966 | 2  | 第2版食品添加物公定書発刊                                                                                    |
|    |      | 12 | 広島産かきによる食中毒発生                                                                                    |
|    |      | 12 | 製菓衛生師法施行される                                                                                      |
| 42 | 1967 | 2  | いわゆる「豚コレラ事件」発生                                                                                   |
| 43 | 1968 | 5  | 消費者保護基本法制定公布される                                                                                  |
|    |      | 10 | カネミ油症事件発生                                                                                        |
| 44 | 1969 | 8  | 宮崎県にボツリヌスによる中毒事件発生                                                                               |
|    |      | 11 | 食品添加物チクロが使用禁止となる                                                                                 |
| 47 | 1972 | 5  | 沖縄県が本土に復帰                                                                                        |
|    |      | 6  | 食品衛生法の一部改正(営業責任の強化)                                                                              |
|    |      | 8  | ばれいしょに放射線の照射を許可(発芽防止)                                                                            |
|    |      | 8  | 食品衛生調査会, PCBの暫定規制値を答申                                                                            |
| 48 | 1973 | 3  | 千葉ニッコー事件起こる                                                                                      |
|    |      | 4  | 洗浄剤の成分規格, 使用基準制定される                                                                              |
|    |      | 7  | 魚介類の水銀に関する暫定基準設定される                                                                              |
| 49 | 1974 | 3  | 第3版食品添加物公定書発刊                                                                                    |
|    |      | 9  | 食品添加物AF2使用禁止となる                                                                                  |

| 元号 | 西暦   | 月                                                     | 主な出来事                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50 | 1975 | 4<br>9<br>12                                          | 輸入かんきつ類から指定外添加物を検出<br>酒田駅における幕の内弁当中毒事件(死者3名)<br>塩ビモノマーに暫定基準(1ppm以下)                                                                                                                                                                                |
| 51 | 1976 | 8                                                     | 東京都でボツリヌス中毒事件(死者1名)                                                                                                                                                                                                                                |
| 52 | 1977 | 8                                                     | 食中毒予防週間が食品衛生週間と改称される                                                                                                                                                                                                                               |
| 53 | 1978 | 3<br>12                                               | カネミ油症事件福岡地裁小倉支部(民事)判決<br>第4版食品添加物公定書発刊                                                                                                                                                                                                             |
| 54 | 1979 | 2<br>5<br>6<br>7<br>11                                | ふぐ中毒死に1億円賠償判決<br>「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示指導要領」<br>「弁当及びそうざいの衛生規範」策定<br>カンピロバクターで集団下痢<br>「食品衛生法に基づく表示指導要領」制定                                                                                                                                       |
| 55 | 1980 | 1<br>5<br>6<br>7<br>7<br>10<br>10<br>10               | 「食品の自動販売機の衛生指導について」通知<br>カンピロバクターによる集団食中毒<br>冷凍エビからコレラ菌検出<br>麻痺性貝毒等の規制値及び麻痺性貝毒検査法<br>うどんのつけ汁による大規模食中毒<br>食器から発がん性のあるアクリロニトリルモノマーが溶出<br>タイラギの貝柱による食中毒<br>イガイに残留するデイルドリンの暫定的規制値を設定                                                                   |
| 56 | 1981 | 5<br>5<br>5<br>5<br>7<br>7<br>8<br>9<br>9<br>12<br>12 | 健康食品(コレラ)に初の指導基準<br>エルシニア・エンテロコリチカによる集団食中毒<br>「下痢性貝毒検査法」通知<br>過酸化水素処理カズノコから過酸化水素を除去する製造方法<br>生肉等に対する添加物規制<br>「大規模食中毒の発生防止について」通知<br>オリーブ油中毒事件<br>アフラトキシン汚染ナッツ類の監視強化<br>「漬物の衛生規範」策定<br>食品衛生調査会、炭酸飲料の殺菌及び金属缶の規格等について答申<br>輸出肉検査証明書の不当、不正事例の再発防止のため通知 |
| 57 | 1982 | 1<br>2<br>2<br>3<br>4<br>5<br>5<br>10                 | クマ肉によるトリヒナ症(旋毛虫病)発生<br>清涼飲料水の規格基準の改正<br>ボツリヌス菌汚染サケ・マス缶詰<br>カンピロバクター、ナノビブリオ等を新たに食中毒原因菌に加える<br>オゴノリによる食中毒事件<br>生ハム許可となる<br>BHA及び臭素酸カリウムの使用規制<br>札幌市のスーパーで大規模食中毒発生                                                                                    |
| 58 | 1983 | 2<br>2<br>3<br>12                                     | BHAの規制措置延期<br>アオブダイによる食中毒<br>「洋生菓子の衛生規範」策定<br>「フグの衛生確保について」通知                                                                                                                                                                                      |
| 59 | 1984 | 1<br>5<br>6<br>6<br>7<br>10<br>12                     | 厚生省環境衛生局長から各都道府県知事、政令市市長、特別区区長に対して「食品関係業者の自主的衛生管理の推進について」の通知<br>くん蒸処理米の臭素に暫定基準<br>食品の放射線殺菌に有罪判決<br>「芥子蓮根」によるボツリヌス菌A型食中毒<br>厚生省環境衛生局から生活衛生局となる<br>食品保健課に「健康食品対策室」を設置<br>「114号事件(食品企業に対する脅迫事件)」に係る食品の安全確保及び毒物劇物の適正管理について通知                           |

| 元号      | 西暦   | 月 | 主な出来事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60      | 1985 |   | 1 「牛乳処理体制の正常化について」通知<br>4 「魚介類中のビストリブチルスズオキシド(TBTO)について」通知<br>5 「おいしい水」の衛生基準遵守を通知<br>5 「健康作りのための食生活指針」を公表<br>6 「瘦身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について」通知<br>7 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示指導要領」制定<br>7 乳省令改正, LL牛乳常温流通認める<br>7 ジエチレングリコール混入ワイン市場に出回る<br>9 「臭素残留米の蒸留アルコール向け使用について」通知<br>9 「ジエチレングリコール不混入が確認された輸入ワイン等の取り扱いについて」通知<br>10 「食品添加物の製品検査の標準的事務処理期間の設定について」通知<br>11 「牛乳等の指導取締りの強化について」通知 |
| 61      | 1986 |   | 1 食品添加物表示検討会の中間報告<br>5 ミネラルウォーター類の規格基準を一部改正(加熱殺菌しないミネラルウォーターが流通)<br>6 「生鮮野菜等に対する食品添加物の使用について」通知<br>7 「食肉販売業及び食肉処理業の監視指導の強化について」通知<br>8 健康食品の自主基準を公示<br>9 食鳥検査制度検討委員会が中間報告<br>11 加工食品の栄養成分表示制度実施<br>11 「ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について」通知<br>11 第5版食品添加物公定書発刊                                                                                                                            |
| 62      | 1987 |   | 1 「セントラルシステムキッチン/カミサリー・システムの衛生規範」策定<br>3 カネミ油症事件和解成立<br>5 食鳥検査制度検討委員会が最終報告<br>5 「EDB(二臭化エチレン)くん蒸に係る暫定規制値の改正について」通知<br>7 「学校給食施設等に対する重点監視指導の実施について」通知<br>8 「ミネラルウォーター類の殺菌等について」通知<br>8 「DDT等の残留する輸入食肉の流通防止について」通知<br>9 食品添加物検討会が最終報告<br>10 「乳児ボツリヌス症の予防対策について」通知<br>10 清涼飲料水等に過酸化水素混入<br>12 「ジエチレングリコール不混入輸入ワインの取り扱いについて」通知                                                          |
| 63      | 1988 |   | 1 厚生省と全国の検疫所を結ぶ輸入食品監視情報オンライン化<br>2 「畜水産食品中の残留物質検査法について」通知<br>3 「有害物質の残留する食肉の流通防止について」通知<br>4 食品保健課に「新開発食品保健対策室」を設置<br>6 北海道で一万人をこす大規模食中毒発生<br>7 食品添加物表示の改正を公布                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成<br>元 | 1989 |   | 1 食品添加物の全面表示<br>9 「健康食品の表示等に関する指針について」通知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2       | 1990 |   | 10 埼玉県浦和市において病原性大腸菌O-157による集団食中毒発生(2名死亡)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3       | 1991 |   | 4 「生めん類の衛生規範」策定<br>4 食鳥肉検査制度の発足<br>9 特定保健用食品の制度化<br>12 「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の製造指針及び組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針について」通知                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4       | 1992 |   | 8 第6版食品添加物公定書発刊<br>12 水道水質に関する新たな基準の制定<br>12 「輸入食品衛生管理者制度の実施について」通知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5       | 1993 |   | 2 「フグの衛生確保について-輸入ナシフグの取扱い-」通知<br>8 液卵の製造や取扱いに関する衛生上の指導指針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 6       | 1994 |   | 2 高齢者用食品規格基準策定<br>3 糖尿病患者用宅配食品栄養指針<br>5 「食生活安心フォーラム」第1回開催<br>6 保健所法の名称が地域保健法に改められた<br>9 「食と健康を考える懇談会」第1回開催<br>12 ミネラルウォーター類の製造基準の原水の基準が改正                                                                                                                                                                                                                                           |

| 元号 | 西暦   | 月  | 主な出来事                                                                                   |
|----|------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 1995 | 2  | 「食品衛生法施行規則等の一部改正について-日付に関する表示基準(期限表示)保存方法の表示の改正-」通知                                     |
|    |      | 4  | 食品等の製造年月日表示が期限表示(消費期限, 品質保持期限)へ移行                                                       |
|    |      | 5  | 23年ぶりに食品衛生法の一部を改正する法律案が成立                                                               |
|    |      | 6  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布                                               |
|    |      | 7  | 製造物責任法(PL法)施行                                                                           |
| 8  | 1996 | 3  | 英国で発生した牛海綿状脳症(狂牛病)により, 厚生省は緊急処置として英国産の牛肉, 牛肉加工品, その他牛由来の製品すべてについて輸入を自粛するよう指示            |
|    |      | 5  | 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の施行(HACCPの導入, GLPの導入)                                             |
|    |      | 5  | 病原性大腸菌O-157による集団食中毒発生(岡山県邑久町(2名死亡)をはじめ, 広島, 愛知等で集団発生し, その後も全国的に発生。堺市では有症者が6千名(2名死亡)を超える |
|    |      | 8  | 腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定及び「腸管出血性大腸菌感染症について適用される伝染病予防法の規定等を定める省令」の施行                        |
| 9  | 1997 | 10 | 「調理施設におけるHACCP試行検討会」(第1回)開催                                                             |
|    |      | 11 | 「許可等の有効期間の延長に関する法律」が公布され, 食品衛生法が一部改正                                                    |
| 10 | 1998 | 1  | 総合衛生管理製造過程(HACCP)による食品の製造又は加工の承認。36者, 86施設, 177件について初めて承認される                            |
|    |      | 2  | 食品営業許可の有効期間が「4年を下らない期間から5年を下らない期間に」に延長される                                               |
|    |      | 7  | 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の施行                                                            |

第5表 (社)全国消費生活相談員協会HPより抜粋

| 元号 | 西暦   | 消費生活・問題・運動                                                                | 商品・サービスの話題および行政・法規                                                                 |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 | 1945 | DDT強制散布                                                                   |                                                                                    |
| 20 |      | メチルアルコール飲酒で死者続出                                                           |                                                                                    |
| 22 | 1947 |                                                                           | 食品衛生法公布                                                                            |
| 23 | 1948 | 主婦連合会(主婦連)結成                                                              | 消費生活協同組合法公布<br>農薬取締法公布                                                             |
| 24 | 1949 | 関西主婦連合会(関西主婦連)結成                                                          |                                                                                    |
| 25 | 1950 | シラス中毒(腸炎ビブリオ菌の発見)大阪府南部・死者20人                                              | 農林物資規格法(JAS法)公布                                                                    |
| 26 | 1951 | 日本生活協同組合連合会(日生協)結成<br>主婦連, 合成着色料オーラミン使用禁止を要望<br>ニシンの「いずし」でボツリヌスE型食中毒(北海道) |                                                                                    |
| 27 | 1952 | 全国地域婦人団体連絡協議会(全地婦連)結成<br>輸入米から黄変米見つかる                                     | 日生協, 通販開始                                                                          |
| 28 | 1953 |                                                                           | スーパーマーケット青山で開店(紀伊国屋)<br>厚生省, 合成着色料「オーラミン」使用禁止<br>飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律(飼料安全法)公布  |
| 29 | 1954 | 黄変米配給反対運動<br>第五福竜丸水爆放射能被災で, 放射能マグロ問題                                      | 厚生省, 黄変米の配給廃止決定                                                                    |
| 30 | 1955 | 森永ヒ素ミルク中毒事件                                                               |                                                                                    |
| 31 | 1956 | 全国消費者団体連絡会(全国消団連)結成<br>熊本で水俣病発生                                           | 「経済白書」が「もはや戦後ではない」とうたう                                                             |
| 32 | 1957 | 第1回全国消費者大会開催, 「消費者宣言」採択                                                   |                                                                                    |
| 33 | 1958 |                                                                           | インスタントラーメン(即席チキンラーメン)発売                                                            |
| 35 | 1960 | ニセ牛缶事件                                                                    |                                                                                    |
| 36 | 1961 | 日本消費者協会(日消協)発足                                                            | 消費者行政元年<br>東京都に消費経済課設置(都道府県初)<br>農林省に消費経済課設置(中央官庁初)                                |
| 37 | 1962 | ケネディ大統領, 「消費者の4つの権利」宣言(米)                                                 |                                                                                    |
| 39 | 1964 | 消費化学連合会(消科連)結成<br>新潟水俣病発生                                                 |                                                                                    |
| 40 | 1965 |                                                                           | 厚生省, 合成着色料赤色1号, 赤色101号を使用禁止<br>厚生省, 合成殺菌料AF2の使用許可                                  |
| 41 | 1966 | 主婦連, ユリア樹脂製食器からホルマリン検出を発表<br>主婦連, 人工甘味料ズルチンの使用禁止, 残留農薬の規制等を要請             |                                                                                    |
| 42 | 1967 | 無漂白パン運動                                                                   | 食品衛生調査会, 10品目を除き「ズルチン」使用禁止を答申<br>厚生省, 合成着色料緑色1号使用禁止<br>厚生省, 赤色4号などの7種の食用色素使用禁止     |
| 43 | 1968 | PCBによるカネミ油症事件                                                             | レトルトカレー発売<br>文部省, 学校給食無漂白パンへ一斉切り替え<br>厚生省, 「イタイイタイ病」を公害病と認定<br>厚生省, ズルチン使用全面禁止     |
| 44 | 1969 | 合成甘味料チクロ問題化<br>ビン入りキャビア(ランプフィッシュ)でボツリヌスB型食中毒(宮崎)<br>日本消費者連盟創立委員会(日消連)結成   | 厚生省, 人工甘味料「チクロ」使用禁止を決定<br>厚生省, 包装食品に添加物表示の義務付け                                     |
| 45 | 1970 | 厚生省, チクロ使用食品の回収一部延期発表, チクロ追放消費者大会                                         | 飼料作物へのBHCとDDTの使用禁止<br>農林物資規格法を農林物資の規格化及び表示の適正化に関する法律(JAS法)に                        |
| 46 | 1971 |                                                                           | カップ麺登場<br>マクドナルド上陸<br>冷凍食品登場, レトルト食品登場<br>農林省, DDT全面禁止, BHCは林業以外使用禁止<br>農薬安全使用基準制定 |
| 47 | 1972 | 消団連, PCB追放大会開催<br>関西消費者団体連絡会設立<br>全大阪消費者団体連絡会結成                           | 厚生省, ジャガイモの発芽にコバルト60の照射を許可                                                         |

| 元号      | 西暦   | 消費生活・問題・運動                                                                   | 商品・サービスの話題および行政・法規                                   |
|---------|------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 48      | 1973 | 石油タンパク禁止運動<br>合成殺菌剤AF2追放運動<br>PCB、水銀汚染で魚の売れ行き減少<br>東京都地域消費者団体連絡会(都地消連)結成     | 厚生省、「サッカリン」を全面使用禁止(12月撤回)                            |
| 49      | 1974 | 日本消費者連盟発足('69からの創立委員会解消)<br>消費者35団体、AF2追放総決起集会開催<br>有吉佐和子「複合汚染」連載開始          | セブンイレブン、コンビニエンスストア-東京で開店<br>公取委、AF2全面禁止              |
| 50      | 1975 | 輸入レモンのポストハーベスト農薬問題                                                           | 厚生省、OPP使用の米国産グレープフルーツの流通・販売禁止<br>飼料安全法改正(飼料添加物を規制対象) |
| 51      | 1976 | ボツリヌスA型菌食中毒発生(東京)<br>化学工場の爆発によるダイオキシン汚染(伊・セベソ)                               |                                                      |
| 52      | 1977 | 消費者453団体、カビ防止剤OPPボイコット宣言                                                     | 厚生省OPPを食品添加物に指定                                      |
| 53      | 1978 | ベビーフード放射線照射問題化<br>消費者29団体、TBZ使用の輸入果実の不買を声明<br>工場跡地建設の学校でダイオキシン汚染問題化(米・ラブカナル) | 厚生省、食品添加物に「TBZ(かび防止剤)」を許可                            |
| 55      | 1980 | 給食パンから臭素酸カリウム追放<br>消費者関連専門家会議(ACAP)発足                                        |                                                      |
| 56      | 1981 | 第20回消費者大会で消費者宣言採択                                                            |                                                      |
| 57      | 1982 |                                                                              | 豆乳、ビタミンC、Eなど健康食品ブーム                                  |
| 58      | 1983 | 食費添加物の大幅規制緩和に反対する全国消費者集会                                                     | 厚生省食品添加物78品目の物質名表示義務付け                               |
| 59      | 1984 | からしれんこん中毒(ボツリヌス菌)で死者                                                         | 農水省、「消費者の部屋」設置                                       |
| 60      | 1985 | オーストラリア産ワインから不凍液・ジエチレングリコール検出                                                | 宅配ピザ登場                                               |
| 61      | 1986 | 輸入食品の放射能汚染不安拡大                                                               |                                                      |
| 63      | 1988 | ポストハーベスト問題<br>輸入食品に放射能汚染                                                     |                                                      |
| 平成<br>元 | 1989 |                                                                              | 厚生省、化学物質合成品以外の食品添加物表示基準を制定                           |
| 3       | 1991 |                                                                              | 食品添加物の表示制度改正(すべての食品添加物の表示を義務付け)                      |
| 5       | 1993 | コメ不足で緊急輸入<br>レートリフトファン訴訟で昭和電工に賠償金100万ド                                       | 農水省、有機農産物等特別表示ガイドライン施行                               |
| 6       | 1994 | 平成コメ騒動、国内米の価格高騰                                                              | 食糧庁、国産米の単品販売中止、タイ米中心のブレンド指導<br>水産庁、店頭の水産物表示ガイドライン策定  |
| 7       | 1995 | こんにやくゼリーで幼児の窒息事故発生                                                           | 食品の日付表示を期限表示に一本化<br>厚生省、食品衛生法改正                      |
| 8       | 1996 | 病原性大腸菌O157による集団食中毒発生<br>全酪連、水増し牛乳出荷問題化<br>イギリスを中心に狂牛病発生                      | 農水省、生鮮野菜など5品目の原産国表示を義務付け                             |
| 9       | 1997 | 遺伝子組み換え食品問題<br>クローン羊誕生(英)                                                    |                                                      |
| 10      | 1998 | ダイオキシン・環境ホルモンへの関心高まる                                                         |                                                      |
| 11      | 1999 | ダイオキシン初の全国調査<br>クローン牛、食用に流通していたことが判明                                         | JAS法改正(すべての飲・食料品に品質表示が義務付け)<br>遺伝子組み換え食品、30品目に表示義務   |
| 12      | 2000 | 雪印製品で、集団食中毒発生<br>食品に異物混入多発<br>遺伝子組み換えトウモロコシ「スターリンク」混入問題                      | ダイオキシン類対策特別措置法公布                                     |

第6表 岸康彦『食と農の戦後史』より抜粋

| 元号 | 西暦   | 月日                            | 主な出来事                                                                                                                             |
|----|------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 1945 |                               | この年、酒の代わりにメチルアルコールを飲んで死者続出                                                                                                        |
| 22 | 1947 | 12/4                          | 食品衛生法公布, 48.1.1施行                                                                                                                 |
| 23 | 1948 | 7/16                          | 戦後初の輸入米が横浜港に到着, エジプト米4万tの一部                                                                                                       |
| 24 | 1949 | 10月                           | 主婦連合会結成                                                                                                                           |
| 25 | 1950 | 2月<br>5/11                    | 石原産業, 水田除草剤2・4-D製造開始<br>農林物資規格法(JAS法)公布, 6.10施行                                                                                   |
| 26 | 1951 | 3/20<br>5/1<br>9月             | 日本生活協同組合連合会設立<br>新日本窒素の細川一医師が原因不明の神経疾患多発と届け出, 水俣病<br>主婦連のシンボル「おしゃもじ」が街頭初進出<br>このころ, DDT, パラチオンなどの農薬と2・4-D普及                       |
| 27 | 1952 | 1/14<br>7/9                   | 輸入ビルマ米から黄変米発見と報道, 安全性をめぐり56年まで問題化<br>全国地域婦人団体連絡協議会(全地婦連)結成                                                                        |
| 28 | 1953 | 4/5<br>7/24                   | 日本婦人団体連合会(婦団連)結成<br>小松市でヘリによる農薬散布試験<br>この年, 水稻のイモチ病防除に水銀剤の使用広がる, パラチオンの使用急増で農薬禍が問題に                                               |
| 29 | 1954 | 3/1<br>4/28                   | 第5福竜丸, ビキニ水爆実験で被災, 放射能まぐろが問題化<br>明治製菓, 初の缶入りジュース発売                                                                                |
| 31 | 1956 | 7/17<br>8月<br>9/29<br>12/24   | 56年度経済白書「もはや『戦後』ではない」<br>ライオン油脂, 食器・青果物専用の合成洗剤「ライボンF」発売<br>厚生省合成洗剤の使用奨励指示<br>全国消費者団体連絡会(全国消団連)結成<br>この年, 石墨慶一郎ら, 水稻「コシヒカリ」育成      |
| 32 | 1957 |                               | この年, 第1回全国消費者大会「消費者宣言」採択                                                                                                          |
| 22 | 1958 |                               | この年, ヘリコプターによる病虫害防除実用化                                                                                                            |
| 32 | 1959 | 11/24                         | 厚生省の食品衛生調査会, 水俣病の主因は有機水銀と答申                                                                                                       |
| 35 | 1960 | 10月                           | 農林水産物121品目の自由化実施<br>この年, 主婦連, 「にせ缶」などうそつき缶詰追放運動                                                                                   |
| 36 | 1961 | 9/5                           | 日本消費者協会設立<br>このころ, 「食品公害」という言葉が使われ始める                                                                                             |
| 37 | 1962 | 1/10<br>7月<br>11/14           | 柳沢文正ら中性洗剤は有害と指摘<br>琵琶湖などで魚介類に被害, 水田除草剤PCBに疑い<br>食品衛生調査会「中性洗剤は無害」と報告, 水道などさらに調査<br>この年, 定盛昌助(農林省園芸試験場)ら, リンゴ「ふじ」育成                 |
| 38 | 1963 | 4/1                           | バナナなど25品目の輸入自由化<br>この年, 宮城県農業試験場, 水稻新品種「ササニシキ」発表                                                                                  |
| 39 | 1964 | 5月<br>5/19<br>6/22            | レモンの輸入自由化<br>主婦連分裂, 三巻秋子ら消費科学センター設立<br>カーソン, 『生と死の妙薬』(原題「沈黙の春」)翻訳発行                                                               |
| 40 | 1965 | 6/12                          | 新潟県の阿賀野川流域で水銀中毒患者多発と報道                                                                                                            |
| 41 | 1966 | 5月                            | 農林省, 非水銀系農薬への切り換えを通達                                                                                                              |
| 42 | 1967 | 6/28                          | 農林省, パラチオンなどの製造・使用を70年から禁止と決定<br>この年, 果汁なしレモン飲料など「うそつき食品」問題化                                                                      |
| 43 | 1968 | 3/21<br>7月<br>9/26<br>10/15   | 食品衛生調査会, リンゴ, キュウリなどの残留農薬等基準答申<br>厚生省, 牛乳・乳製品の製造日表示を義務化<br>熊本と新潟の水俣病を公害病と認定<br>北九州市, コメぬか中毒でカネミ倉庫の営業停止, カネミ油症事件                   |
| 44 | 1969 | 1/23<br>7/25<br>10/7<br>12/10 | 農林省, 1万haの稲作転換対策を発表<br>食肉製品の添加物表示義務付け<br>佐藤首相, 不当表示の「うそつき食品」追放を指示<br>日本BHC工業界, BHC, DDTの製造中止決定                                    |
| 45 | 1970 | 10/20<br>10/16<br>12.25       | 牛乳汚染防止のため稲作にドリン剤, BHC, DDTの使用禁止<br>日本農村医学界で農村女性の母乳からBHC, DDT検出報告<br>水質汚濁防止法公布, 71.6.24施行<br>この年, 内外の外食産業がぞくぞく開業, のちに「外食(産業)元年」と呼ぶ |

| 元号      | 西暦   | 月日    | 主な出来事                                                            |
|---------|------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 46      | 1971 | 6/30  | グレープフルーツなど20品目の輸入自由化                                             |
|         |      | 7/20  | 日本マクドナルド、銀座三越内に開店                                                |
|         |      | 9/28  | 豚肉など17品目の輸入自由化                                                   |
| 47      | 1972 | 3/21  | 通産省、PCB使用禁止通達                                                    |
|         |      |       | この年、異常気象による世界穀物危機、ソ連が大量買い付け                                      |
| 49      | 1974 | 5/18  | 日本消費者連盟結成                                                        |
|         |      | 8/22  | 食品衛生調査会、合成殺菌剤AF2の使用禁止具申、8.27告示                                   |
|         |      | 10/14 | 朝日新聞に有吉佐和子の「複合汚染」連載始まる                                           |
| 50      | 1975 | 4月    | 米国産レモンから日本で使用禁止の防ばい剤OPP検出、荷揚げ中止                                  |
| 51      | 1976 | 4月    | 米飯学校給食本格化                                                        |
| 52      | 1977 |       | この年、主要国が一斉に200カイリ水域設定、「200カイリ元年」と呼ばれる<br>200カイリ時代に乗じて魚価高騰、魚ばなれ進行 |
| 54      | 1979 |       | この年、政府、組み換えDNA実験指針を策定                                            |
| 55      | 1980 |       | このころ、輸入農産物のポストハーベスト(収穫後の農薬処理)が問題に                                |
| 56      | 1981 |       | このころ、バイオテクノロジーが話題になり始める                                          |
| 58      | 1983 | 8/27  | 厚生省、人工甘味料アスパルテームなど食品添加物11品目認可                                    |
| 59      | 1984 | 5/28  | 4年連続で食糧庁が放出した超古米に臭素の残留判明、出荷停止                                    |
|         |      | 9/7   | 秋田県農業試験場、コメ新品種「あきたこまち」育成                                         |
|         |      | 11/30 | 農水省、「消費者の部屋」を開設                                                  |
| 60      | 1985 |       | このころ、「飽食」、「グルメ」時代                                                |
| 61      | 1986 | 3/18  | 厚生省、常温流通によるLL(ロングライフ)牛乳の製造を許可                                    |
|         |      | 4/3   | 筑波大の内宮博文、イネの遺伝子組み換えに成功と発表、世界初                                    |
| 63      | 1988 | 8/2   | 閣議で農産物12品目問題の自由化正式決定                                             |
| 平成<br>2 | 1990 | 4/1   | 牛肉調整品、りんごジュースなどの輸入自由化                                            |
| 3       | 1991 |       | この年、組み換えDNA技術の安全性評価で通達                                           |
| 4       | 1992 | 4/28  | 厚生省、34農薬に残留基準設定                                                  |
|         |      | 5/26  | 米政府、遺伝子組み換え食品の製造・販売を事実上解禁                                        |
| 6       | 1994 | 2/8   | 主食用輸入米の売却始まる                                                     |
|         |      | 2月    | 下旬からコメ不足深刻化、平成コメ騒動起こる                                            |
|         |      | 5/18  | 米カルジーン社、遺伝子組み換えトマトを世界で初めて商品化                                     |
| 7       | 1995 | 11月   | 食品表示問題懇談会、生鮮食料品の原産地・国名表示求める                                      |

第7表 小倉正行『輸入大国日本変貌する食品検疫』より抜粋

| 元号   | 西暦   | 月                 | 主な出来事                                                                                                                                               |
|------|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和22 | 1947 | 4<br>12           | 保健所法により保健所設置される<br>「飲食物その他の物品取締に関する法律及び有害飲食物等取締令の施行に関する件」が制定<br>食品衛生法制定公布                                                                           |
| 23   | 1948 | 1<br>7<br>7<br>12 | 食品衛生法施行<br>食品衛生法施行規則制定公布<br>食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び告示制定公布<br>ビルマ産雑豆による中毒事件が起こり、兵庫県尼崎市、伊丹市、神戸市、芦屋市で31名が中毒、内4名が死亡                                        |
| 25   | 1950 | 10                | 乳、乳製品及び類似乳製品の成分規格等に関する省令制定公布                                                                                                                        |
| 26   | 1951 | 5<br>8<br>12      | わが国初のボツリヌス菌による集団食中毒事件が北海道(岩内町)で発生<br>厚生省による輸入食品検査業務を開始<br>黄変米発覚                                                                                     |
| 28   | 1953 | 7<br>8<br>8       | 横浜港に陸揚げされたコロンビア白米適格品から、黄変米菌が検出され、「白い黄変米」が存在することが判明<br>食品衛生法の第6次改正。不衛生な輸入食品の発見や輸入食品による食中毒事故が後を絶たないことから、輸入通関時における輸入食品の監視指導体制の確立を目指した                  |
| 29   | 1954 | 3                 | 遠洋マグロ漁船第五福竜丸、アメリカがビキニ環礁において行った水爆実験により被爆                                                                                                             |
| 30   | 1955 | 3<br>7            | 脱脂粉乳による食中毒事件が都内の小学校9校で発生<br>森永ヒ素ミルク事件                                                                                                               |
| 31   | 1956 | 5<br>11           | 水俣保健所が発病等(水俣病)の報告を受け、同年8月には厚生省係官による現地調査<br>厚生省科学研究費による調査研究(水俣病)が実施され、熊本大学医学部より原因は重金属による中毒であるとの中間報告が出る                                               |
| 32   | 1957 | 6<br>8            | 食品衛生法の第9次改正(食品衛生管理者の設置等)<br>水俣病事件、社会的問題になる                                                                                                          |
| 34   | 1959 | 10<br>11          | 北九州市で南方産ふぐによる食中毒起こる<br>食品衛生調査会は「水俣病原因究明について」を厚生大臣あてに答申                                                                                              |
| 35   | 1960 | 3<br>6            | 第1版「食品添加物公定書」発刊<br>農産物を含めて原則輸入自由化を行うことを定めた「貿易為替自由化計画大綱」が決定                                                                                          |
| 37   | 1962 | 7                 | 台湾でコレラが大流行している時、台湾産バナナが横浜港に入港                                                                                                                       |
| 38   | 1963 | 4<br>8            | 厚生省環境衛生局食品衛生課から新たに食品化学課が分離独立し、主として食品添加物の問題を所管<br>食中毒予防週間が始まる                                                                                        |
| 39   | 1964 |                   | 厚生省は、生産地および流通市場における農産物の農薬残留の調査を開始<br>即席めん類による食中毒集団発生                                                                                                |
| 40   | 1965 |                   | 南米産サルモネラ汚染馬肉事件<br>第2版「食品添加物公定書」発刊<br>イタイイタイ病(阿賀野川水銀中毒事件)が発生                                                                                         |
| 41   | 1966 | 3<br>12           | 衆議院科学技術振興対策特別委員会、残留農薬の基準設定のため農薬の残留毒性を速やかに科学的に究明するよう決議<br>広島産かきによる食中毒発生                                                                              |
| 42   | 1967 | 2<br>10           | 豚コレラ事件発生<br>食品衛生法施行令の第9次改正                                                                                                                          |
| 43   | 1968 | 3<br>9<br>10      | 食品の成分規格として、 $\gamma$ -BHC、DDTなどの5農薬について、きゅうり、りんごなど4食品の残留基準が初めて設定<br>厚生省、水俣病事件を今後は公害にかかる疾患として取り扱うことを決定<br>北九州市のカネミ倉庫(株)が製造した米ぬか油を原因食品とする中毒患者が西日本一帯で発 |
| 44   | 1969 | 7<br>8<br>11      | 食品衛生法施行令の第12次改正<br>宮崎県でボツリヌスによる中毒事件で3名死亡、原因食品として西ドイツ産キャビアの疑い<br>食品添加物チクロが使用禁止となる                                                                    |
| 46   | 1971 | 2<br>10           | 輸入ピーナッツのアフラトキシン汚染発覚<br>厚生省は暫定的に果実等のEDB残留規制値を0.13ppmと設定                                                                                              |
| 47   | 1972 | 2<br>6<br>8<br>8  | アフラトキシン検査の専門機関として(財)マイコトキシン検査協会が設立<br>食品衛生法の第12次改正<br>ばれいしょの発芽防止の目的で放射線照射が認可<br>食品衛生調査会の答申に基づき、PCBの暫定的規制値が決定                                        |
| 48   | 1973 | 7<br>8            | 魚介類の水銀の暫定的規制値総水銀を決定<br>食品衛生調査会、「AF2はがん原性を有する物質である」と結論                                                                                               |
| 49   | 1974 | 3<br>9            | 第3版「食品添加物公定書」発刊<br>食品添加物AF2使用禁止施行                                                                                                                   |

| 元号      | 西暦   | 月  | 主な出来事                                                            |
|---------|------|----|------------------------------------------------------------------|
| 50      | 1975 | 4  | 日米レモン戦争                                                          |
|         |      | 9  | 酒田駅における幕の内べんとう中毒事件で死者3名                                          |
| 51      | 1976 | 8  | 東京都でボツリヌス中毒事件により死者1名                                             |
| 53      | 1978 | 9  | ベビーフード照射事件                                                       |
|         |      | 10 | 結婚式場コレラ事件。輸入冷凍ロブスターが感染源として疑われた。                                  |
|         |      | 12 | 第4版「食品添加物公定書」発刊                                                  |
| 54      | 1979 | 3  | フグ中毒死に1億円賠償判決                                                    |
|         |      | 7  | カンピロバクターで集団下痢起こる                                                 |
| 55      | 1980 | 6  | 冷凍エビからコレラ菌を検出                                                    |
|         |      | 7  | 麻痺性貝毒等の規制値及び麻痺性貝毒検査法を通知                                          |
|         |      | 7  | うどんのつけ汁による大規模食中毒起こる                                              |
|         |      | 10 | タイラギの貝柱による食中毒起こる                                                 |
|         |      | 10 | イガイに残留するデルドリンの暫定的規制とを設定                                          |
| 56      | 1981 | 5  | エルシニア・エンテロコリチカによる集団食中毒起こる                                        |
|         |      | 5  | スペインでオリーブ油中毒事件                                                   |
|         |      | 7  | 生肉等に対する添加物規制                                                     |
|         |      | 7  | 厚生省「大規模食中毒の発生防止について」を通知                                          |
|         |      | 10 | 暫定的に果実等のEDB残留規制値を設定                                              |
| 57      | 1982 |    | アメリカのオレゴン州とミシガン州で同一チェーン店で販売されたハンバーガーが原因で、病原性大腸菌O-157集団食中毒起こる     |
|         |      | 2  | ボツリヌス菌汚染のサケ・マス缶詰出回る                                              |
|         |      | 3  | ナノビブリオ、カンピロバクター、エルシニア等の最近による急性胃腸炎、下痢症を食中毒として取り扱うこととした            |
|         |      | 4  | オゴノリによる食中毒事件起こる                                                  |
|         |      | 5  | 生ハム許可になる                                                         |
|         |      | 5  | BHA及び臭素酸カリウムの使用規制                                                |
|         |      | 10 | 札幌市のスーパーで大規模中毒起こる                                                |
| 58      | 1983 | 2  | BHAの規制処置を延期                                                      |
|         |      | 2  | アオブダイによる食中毒起こる                                                   |
|         |      | 8  | アメリカ政府の圧力を受け食品添加物11品目認可。全国の消費者団体が1千万人の署名を集めて反対運動を展開              |
|         |      | 12 | 「フグの衛生確保について」を通知                                                 |
| 59      | 1984 |    | テキサス州で2千人に及ぶ水道水によるクリプトスポリジウム症の集団発生                               |
|         |      |    | ミネソタ州、サウスダコタ州でサルモネラの耐性菌による食中毒が起こる                                |
|         |      | 5  | くん蒸処理米の臭素に暫定基準設定                                                 |
|         |      | 6  | 食品の放射線殺菌に有罪判決                                                    |
|         |      | 6  | 芥子蓮根によるボツリヌス菌A型食中毒起こる                                            |
| 60      | 1985 | 7  | 国内流通の輸入品、輸入時のワインから不凍液ジエチレングリコールが検出                               |
|         |      | 9  | 厚生省「臭素残留米の蒸留アルコール向け使用について」を通知                                    |
| 61      | 1986 | 4  | ソ連原発放射能汚染事故                                                      |
|         |      | 5  | ミネラルウォーター類の規格基準の一部改正により加熱殺菌しないミネラルウォーターが流通                       |
|         |      | 10 | 輸入インスタントラーメンから指定外添加物ポリソルベート検出され、全量が輸出国へ積み戻される                    |
| 62      | 1987 | 5  | 厚生省「EDBくん蒸に係る暫定残留規制値の改正について」を通知                                  |
|         |      | 8  | 厚生省「DDT等の残留する輸入食肉の流通防止について」を通知                                   |
|         |      | 10 | 清涼飲料水等に過酸化水素が混入                                                  |
| 63      | 1988 | 1  | 厚生省と全国の検疫所を結ぶ輸入食品監視情報オンラインシステムが稼働開始                              |
|         |      | 1  | マングローへのEDB残留禁止を決定                                                |
|         |      | 2  | アメリカ産豚肉に合成抗菌剤残留を確認                                               |
|         |      | 3  | 台湾産豚肉に合成抗菌剤残留を確認                                                 |
|         |      | 4  | 厚生省食品保健課に「新開発食品保健対策室」を設置                                         |
|         |      | 6  | 北海道で1万人を越す大規模食中毒発生                                               |
|         |      | 7  | 食品添加物表示の改正を公布、天然添加物を含む食品添加物の全面表示                                 |
|         |      | 9  | 柑橘類、レイシへのEDBの残留禁止を決定                                             |
|         |      | 11 | 韓国産豚肉から合成抗菌剤スルファジミジンの残留を確認                                       |
| 平成<br>元 | 1989 |    | アメリカで中国産キノコを原因とする食中毒事件が発生                                        |
|         |      | 1  | チリ産ぶどうの毒物混入事件                                                    |
|         |      | 10 | 埼玉県浦和市内しらさぎ幼稚園で集団感染事件起こる。日本で初めてのO157による集団感染                      |
| 3       | 1991 | 6  | 厚生省「鮮魚に対する食品添加物の使用について」を通知                                       |
|         |      | 12 | 厚生省、「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の製造指針及び組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針について」を通知 |

| 元号 | 西暦   | 月 | 主な出来事                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 1992 |   | イタリア産ワインから殺虫剤メチルイソチオシアネートが検出<br>8 第6版「食品添加物公定書」発刊                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5  | 1993 |   | ウィスコンシン州ミルウォーキーでクリプトスポリジウムに汚染された水道水の給水を受けた160万<br>名のうち40万3千人が下痢を発症、エイズ患者など400名が死亡する世界最大規模の集団発生<br>8 「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」を通達                                                                                                                                                                       |
| 6  | 1994 |   | 1 厚生省、食品衛生調査会に7品目の動物用医薬品の畜水産物中への残留許容基準設定を諮<br>問<br>9 平塚市内の雑居ビル内で、飲料水用受水槽が雑排水に汚染され461名がクリプトスポリジウムに                                                                                                                                                                                                     |
| 7  | 1995 |   | 1 WTO協定発効<br>4 食品等の製造年月日表示が期限表示(消費期限、品質保持期限)へ移行<br>5 23年ぶりに食品衛生法の一部を改正する法律が国会で成立<br>7 製造物責任法(PL)施行<br>年末にかけて輸入ミネラルウォーター32銘柄からカビ、細菌塊、植物片、節足動物、プラスチック<br>片などの異物や緑膿菌が52件発見される                                                                                                                            |
| 8  | 1996 |   | 3 イギリスで発生した牛海綿状脳症(狂牛病)により、厚生省は緊急処置としてイギリス産の牛肉、<br>牛肉加工品、その他の牛由来の全製品を輸入自粛するよう指示<br>5 岡山県邑久町(2名死亡)をはじめ広島、愛知等で病原性大腸菌O157による団食中毒発生<br>6 厚生省、ダイオキシン類の耐容1日摂取量を10pgTEQ/kg/日と決定<br>7 堺市で病原性大腸菌O157による世界最大の集団食中毒発生。患者総数9524名、死者3名にも<br>9 及ぶ<br>モンサント社の除草剤耐性大豆等7品目について厚生省の安全性評価指針に基づく「安全性確<br>認」が行われ、日本への輸入を始める |
| 9  | 1997 |   | 2 衆議院農林水産委員会で農林水産大臣が遺伝子組み換え食品の表示検討を表明<br>3 環境庁「外因性内分泌攪乱物質(EDCs)問題に関する研究班」を発足<br>5 農林水産省が省内に「食品表示問題懇談会遺伝子組み換え食品部会」を設置<br>5 輸入CO添加マグロ発覚<br>5 輸入ボツリヌス菌混入オイスターソースの国内流通発覚<br>6 衆議院消費者問題等に関する特別委員会に「遺伝子組み換え食品の表示問題等に関する小<br>委員会」が設置                                                                         |

第8表 検索に使用したキーワード

| 事例           | 国会会議録検索に使用したキーワード      | 新聞記事検索に使用したキーワード         |
|--------------|------------------------|--------------------------|
| AF2**        | AF2                    | AF2                      |
| BHA**        | BHA                    | BHA                      |
| BHC***       | BHCand農薬               | BHC                      |
| BSE（狂牛病）     | BSEor狂牛病               | BSEor狂牛病                 |
| CNP***       | CNP                    | CNP                      |
| DDT***       | DDTand農薬               | DDTand農薬                 |
| EDB***       | EDB                    | EDB                      |
| O157         | O157or病原性大腸菌or腸管出血性大腸菌 | O157or病原性大腸菌             |
| OPP**        | OPP                    | OPP                      |
| PCB          | PCB                    | PCB                      |
| TBZ**        | TBZ                    | TBZ                      |
| 赤色二号**       | 赤色二号                   | 赤色2号                     |
| アスパルテーム**    | アスパルテーム                | アスパルテーム                  |
| イタイイタイ病      | イタイイタイ病                | イタイイタイ病                  |
| 遺伝子組換え食品     | 遺伝子組み換えor遺伝子組換えorGMO   | 遺伝子組（み）換え食品or遺伝子組（み）替え食品 |
| イマザリル**      | イマザリル                  | イマザリル                    |
| 牛成長ホルモン      | 牛and成長ホルモン             | 牛成長ホルモン                  |
| 黄変米          | 黄変米                    | 黄変米                      |
| オーラミン**      | オーラミン                  | オーラミン                    |
| カドミウム        | カドミウム                  | カドミウム                    |
| カネミ油症        | カネミ油症orカネミ事件orカネミ倉庫    | カネミ油症orカネミ油症事件           |
| カビ毒          | カビ毒orマイコトキシンorアフラトキシン  | アフラトキシン                  |
| 環境ホルモン       | 環境ホルモンor内分泌攪乱or内分泌かく乱  | 環境ホルモンor内分泌かく乱化学物質       |
| カンピロバクター     | カンピロバクター               | カンピロバクター                 |
| クローン牛        | クローン牛                  | クローン牛                    |
| サッカリン**      | サッカリン                  | サッカリン                    |
| サルモネラ        | サルモネラ                  | サルモネラ菌                   |
| 残留農薬*        | 残留農薬                   | 残留農薬                     |
| ジエチレングリコールワイ | ジエチレングリコールandワイン       | ジエチレングリコールandワイン         |
| 臭化メチル***     | 臭化メチル                  | 臭化メチル                    |
| 臭素米          | 臭素米                    | 臭素米                      |
| 食中毒*         | 食中毒                    | 食中毒                      |
| 食品添加物*       | 食品添加物                  | 食品添加物                    |
| ズルチン**       | ズルチン                   | ズルチン                     |
| 石油タンパク       | 石油タンパク                 | 石油タンパク                   |
| ダイオキシン       | ダイオキシン                 | ダイオキシン                   |
| チェルノブイリ事故    | チェルノブイリand食品           | チェルノブイリ原発事故and食品         |
| チクロ**        | チクロ                    | チクロ                      |
| 腸炎ビブリオ       | 腸炎ビブリオ                 | 腸炎ビブリオ                   |
| 農薬*          | 農薬                     | 農薬                       |
| フグ中毒         | フグ中毒                   | フグand中毒                  |
| ブドウ球菌        | ブドウ球菌                  | 黄色ブドウ球菌and食中毒            |
| 放射線照射食品      | 放射線照射and食品             | 照射食品                     |
| 放射能マグロ       | 放射能andマグロ              | 放射能andマグロ                |
| ポストハーベスト     | ポストハーベストand農薬          | ポストハーベスト                 |
| ボツリヌス        | ボツリヌス                  | 「ボツリヌスorボツリヌス菌」除く美容除くエキス |
| 水俣病          | 水俣病                    | 水俣病                      |
| 無登録農薬        | 無登録農薬                  | 無登録農薬                    |
| 無認可添加物（協和香料） | 協和香料                   | 無認可添加物                   |
| 森永砒素ミルク      | 森永and砒素                | 森永andヒ素ミルク               |
| 雪印牛肉偽装表示     | 雪印and牛肉                | 雪印and牛肉偽装事件              |
| 雪印牛乳中毒       | 雪印and中毒                | 雪印乳業and食中毒               |

注：\*は包括的用語，\*\*は食品添加物，\*\*\*は農薬をそれぞれ示す。

第9表 52事例の国会会議録検索結果及び新聞記事検索結果

| 国会会議録検索 |               |      | 新聞記事検索        |       |
|---------|---------------|------|---------------|-------|
| 順位      | 事例            | ヒット数 |               | ヒット数  |
| 1       | 農薬*           | 3395 | 食中毒*          | 20334 |
| 2       | 水俣病           | 1468 | 0157          | 17532 |
| 3       | PCB           | 966  | ダイオキシン        | 17150 |
| 4       | カドミウム         | 958  | 農薬*           | 14993 |
| 5       | ダイオキシン        | 734  | BSE (狂牛病)     | 13772 |
| 6       | 食品添加物*        | 695  | 環境ホルモン        | 4310  |
| 7       | イタイイタイ病       | 687  | PCB           | 2828  |
| 8       | 残留農薬*         | 451  | サルモネラ菌        | 2546  |
| 9       | BSE (狂牛病)     | 366  | 雪印牛乳中毒        | 2133  |
| 10      | 食中毒*          | 350  | 食品添加物*        | 1730  |
| 11      | 黄変米           | 335  | 腸炎ビブリオ        | 1726  |
| 12      | 環境ホルモン        | 282  | 遺伝子組換え食品      | 1633  |
| 13      | カネミ油症         | 276  | カドミウム         | 1554  |
| 14      | 遺伝子組換え食品      | 248  | 残留農薬*         | 1468  |
| 15      | BHC***        | 211  | ブドウ球菌         | 879   |
| 16      | サッカリン**       | 194  | クロン牛          | 802   |
| 17      | 0157          | 189  | 無登録農薬         | 729   |
| 18      | DDT***        | 161  | カネミ油症         | 663   |
| 19      | チクロ**         | 138  | 水俣病           | 578   |
| 20      | ズルチン**        | 114  | ボツリヌス菌        | 546   |
| 21      | 森永砒素ミルク       | 104  | カンピロバクター      | 510   |
| 22      | OPP**         | 101  | イタイイタイ病       | 462   |
| 23      | ポストハーベスト      | 98   | 森永砒素ミルク       | 298   |
| 24      | 臭化メチル***      | 90   | 雪印牛肉偽装事件      | 284   |
| 25      | AF2**         | 75   | DDT***        | 267   |
| 26      | 放射能マグロ        | 61   | 無認可添加物 (協和香料) | 241   |
| 27      | サルモネラ         | 57   | ポストハーベスト      | 217   |
| 28      | カビ毒           | 55   | チェルノブイリ事故     | 210   |
| 29      | CNP***        | 46   | フグ中毒          | 166   |
| 30      | ボツリヌス         | 44   | OPP**         | 161   |
| 31      | 雪印牛肉偽装表示      | 39   | 臭化メチル***      | 151   |
| 32      | EDB***        | 38   | CNP***        | 147   |
| 33      | 雪印牛乳中毒        | 37   | ジエチレングリコールワイン | 116   |
| 34      | BHA**         | 26   | チクロ**         | 113   |
| 35      | ブドウ球菌         | 26   | サッカリン**       | 99    |
| 36      | アスパルテーム**     | 23   | BHC***        | 98    |
| 37      | 放射線照射食品       | 23   | 放射能マグロ        | 86    |
| 38      | チェルノブイリ事故     | 20   | カビ毒           | 59    |
| 39      | TBZ**         | 19   | AF2**         | 57    |
| 40      | 臭素米           | 17   | アスパルテーム**     | 56    |
| 41      | クロン牛          | 16   | イマザリル**       | 45    |
| 42      | ジエチレングリコールワイン | 15   | EDB***        | 44    |
| 43      | 赤色二号**        | 13   | TBZ**         | 32    |
| 44      | 無登録農薬         | 13   | 放射線照射食品       | 32    |
| 45      | 牛成長ホルモン       | 12   | BHA**         | 30    |
| 46      | 腸炎ビブリオ        | 12   | 黄変米           | 14    |
| 47      | オーラミン**       | 11   | ズルチン**        | 14    |
| 48      | フグ中毒          | 10   | 赤色二号**        | 13    |
| 49      | 石油タンパク        | 8    | 石油タンパク        | 7     |
| 50      | イマザリル**       | 6    | 臭素米           | 4     |
| 51      | 無認可添加物 (協和香料) | 6    | オーラミン**       | 2     |
| 52      | カンピロバクター      | 4    | 牛成長ホルモン       | 0     |
| (参考)    |               |      |               |       |
|         | 原子力発電         | 3655 | 原子力発電         | 4881  |
|         | 原子力           | 9502 | 原子力           | 11988 |

注：1）\*は包括的用語，\*\*は食品添加物，\*\*\*は農薬をそれぞれ示す。

2）比較のために「原子力発電」，「原子力」のキーワードによる検索結果も併せて示した。

第10表 事例分類

|                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 継続性による分類                                                                                                                                                                                                                    |
| ①単発事故                                                                                                                                                                                                                          |
| カネミ油症, チェルノブイリ事故, 放射能マグロ, 森永砒素ミルク, 無認可添加物 (協和香料), 雪印牛肉偽装表示, 雪印牛乳中毒                                                                                                                                                             |
| ②一定期間継続し終息                                                                                                                                                                                                                     |
| AF2, BHA, BHC, CNP, DDT, EDB, OPP, TBZ, 赤色二号, アスパルテーム, イタイイタイ病, イマザリル, 黄変米, オーラミン, サッカリン, ジエチレングリコールワイン, 臭化メチル, 臭素米, ズルチン, 石油タンパク, チクロ, フグ中毒, ポストハーベスト,                                                                        |
| ③今後とも継続する可能性がある                                                                                                                                                                                                                |
| BSE (狂牛病), 0157, PCB, 遺伝子組換え食品, 牛成長ホルモン, カドミウム, カビ毒, 環境ホルモン, カンピロバクター, クローン牛, サルモネラ, 残留農薬, 食中毒, 食品添加物, ダイオキシシン, 腸炎ビブリオ, 農薬, ブドウ球菌, 放射線照射食品, ボツ                                                                                 |
| 2) 原因が由来すると考えられる段階での分類                                                                                                                                                                                                         |
| ①生産段階に原因                                                                                                                                                                                                                       |
| BHC, BSE (狂牛病), CNP, EDB, DDT, 0157, PCB, イタイイタイ病, 遺伝子組換え食品, 牛成長ホルモン, カドミウム, カビ毒, 環境ホルモン, カンピロバクター, クローン牛, サルモネラ, 残留農薬, 食中毒, 石油タンパク, ダイオキシシン, チェルノブイリ事故, 農薬, 放射能マグロ, 水俣病, 無登録農薬                                                |
| ②加工・流通段階に原因                                                                                                                                                                                                                    |
| AF2, BHA, 0157, OPP, TBZ, 赤色二号, アスパルテーム, イマザリル, 黄変米, オーラミン, カネミ油症, カビ毒, カンピロバクター, サッカリン, サルモネラ, 臭化メチル, ジエチレングリコール, 臭素米, 食中毒, 食品添加物, ズルチン, チクロ, 腸炎ビブリオ, ブドウ球菌, 放射線照射食品, ポストハーベスト, ボツリヌス, 無認可添加物 (協和香料), 森永砒素ミルク, 雪印牛肉偽装表示, 雪印中毒 |
| 3) 環境汚染に由来                                                                                                                                                                                                                     |
| PCB, イタイイタイ病, カドミウム, 環境ホルモン, ダイオキシシン, チェルノブイリ事故, 放射能マグロ, 水俣病                                                                                                                                                                   |
| 4) 新技術の導入に由来                                                                                                                                                                                                                   |
| BSE (狂牛病), 遺伝子組換え食品, 環境ホルモン, クローン牛, 石油タンパク                                                                                                                                                                                     |
| 5) 死亡者が多い                                                                                                                                                                                                                      |
| 0157, イタイイタイ病, サルモネラ, 食中毒, 腸炎ビブリオ, フグ中毒, ブドウ球菌, ボツリヌス, 水俣病, 森永砒素ミルク                                                                                                                                                            |
| 注. 52事例をABC順, あいうえお順に並べた。                                                                                                                                                                                                      |

第11表 国会会議録検索結果と事例分類

| 順位 | 事例名           | 1) 継続性による分類 |            |         | 2) 原因の由来 |          | 3) 環境汚染に由来 | 4) 新技術の導入に関連 | 5) 死亡者が多い | 微生物性食中毒 |
|----|---------------|-------------|------------|---------|----------|----------|------------|--------------|-----------|---------|
|    |               | ①単発事故       | ②一定期間継続後終息 | ③今後とも継続 | ①生産段階    | ②加工・流通段階 |            |              |           |         |
| 1  | 農薬*           |             |            | ○       | ○        |          |            |              |           |         |
| 2  | 水俣病           |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              | ○         |         |
| 3  | PCB           |             |            | ○       | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 4  | カドミウム         |             |            | ○       | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 5  | ダイオキシン        |             |            | ◎       | ◎        |          | ◎          |              |           |         |
| 6  | 食品添加物*        |             |            | ○       |          | ○        |            |              |           |         |
| 7  | イタイイタイ病       |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              | ○         |         |
| 8  | 残留農薬          |             |            | ○       | ○        |          |            |              |           |         |
| 9  | BSE (狂牛病)     |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ◎            |           |         |
| 10 | 食中毒*          |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 11 | 黄変米           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 12 | 環境ホルモン        |             |            | ◎       | ◎        |          | ◎          | ◎            |           |         |
| 13 | カネミ油症         | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 14 | 遺伝子組換え食品      |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ◎            |           |         |
| 15 | BHC***        |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 16 | サッカリン**       |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 17 | O157          |             |            | ◎       | ◎        | ◎        |            |              | ◎         | ◎       |
| 18 | DDT***        |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 19 | チクロ**         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 20 | ズルチン**        |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 21 | 森永砒素ミルク       | ○           |            |         |          | ○        |            |              | ○         |         |
| 22 | OPP**         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 23 | ポストハーベスト      |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 24 | 臭化メチル***      |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 25 | AF2**         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 26 | 放射能マグロ        | ○           |            |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 27 | サルモネラ         |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 28 | カビ毒           |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              |           |         |
| 29 | CNP***        |             | ○          |         | ○        |          |            |              |           |         |
| 30 | ボツリヌス         |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 31 | 雪印牛肉偽装表示      | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 32 | EDB***        |             | ○          |         | ○        |          |            |              |           |         |
| 33 | 雪印牛乳中毒        | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           | ○       |
| 34 | BHA**         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 35 | ブドウ球菌         |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 36 | アスパルテーム**     |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 37 | 放射線照射食品       |             |            | ○       |          | ○        |            |              |           |         |
| 38 | チェルノブイリ事故     | ○           |            |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 39 | TBZ**         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 40 | 臭素米           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 41 | クローン牛         |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ◎            |           |         |
| 42 | ジェチレンジリコールワイン |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 43 | 赤色二号**        |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 44 | 無登録農薬         |             | ◎          |         | ◎        |          |            |              |           |         |
| 45 | 牛成長ホルモン       |             |            | ◎       | ◎        |          |            |              |           |         |
| 46 | 腸炎ビブリオ        |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 47 | オーラミン**       |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 48 | フグ中毒          |             | ○          |         |          |          |            |              | ○         |         |
| 49 | 石油タンパク        |             | ○          |         | ○        |          |            | ○            |           |         |
| 50 | イマザリル**       |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 51 | 無認可添加物 (協和香料) | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 52 | カンピロバクター      |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              |           | ○       |

注：1) ◎は1991年以降に起きた事例。

2) \*は包括的用語，\*\*は食品添加物，\*\*\*は農薬をそれぞれ示す。

3) 「微生物性食中毒」の項目は新聞記事検索結果との比較のために設けた。

第12表 新聞記事検索結果と事例分類

| 順位 | 事例名           | 1) 継続性による分類 |            |         | 2) 原因の由来 |          | 3) 環境汚染に由来 | 4) 新技術の導入に関連 | 5) 死亡者が多い | 微生物性食中毒 |
|----|---------------|-------------|------------|---------|----------|----------|------------|--------------|-----------|---------|
|    |               | ①単発事故       | ②一定期間継続後終息 | ③今後とも継続 | ①生産段階    | ②加工・流通段階 |            |              |           |         |
| 1  | 食中毒           |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 2  | 0157          |             |            | ◎       | ◎        | ◎        |            |              | ◎         | ◎       |
| 3  | ダイオキシン        |             |            | ○       | ◎        |          | ○          |              |           |         |
| 4  | 農薬            |             |            | ○       | ○        |          |            |              |           |         |
| 5  | BSE (狂牛病)     |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ◎            |           |         |
| 6  | 環境ホルモン        |             |            | ◎       | ◎        |          | ◎          | ◎            |           |         |
| 7  | PCB           |             |            | ○       | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 8  | サルモネラ         |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 9  | 雪印牛乳中毒        | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           | ○       |
| 10 | 食品添加物         |             |            | ○       |          | ○        |            |              |           |         |
| 11 | 腸炎ビブリア        |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 12 | 遺伝子組換え食品      |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ○            |           |         |
| 13 | カドミウム         |             |            | ○       | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 14 | 残留農薬          |             |            | ○       | ○        |          |            |              |           |         |
| 15 | ブドウ球菌         |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 16 | クロン牛          |             |            | ◎       | ◎        |          |            | ○            |           |         |
| 17 | 無登録農薬         |             | ◎          |         | ◎        |          |            |              |           |         |
| 18 | カネミ油症         | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 19 | 水俣病           |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              | ○         |         |
| 20 | ボツリヌス         |             |            | ○       |          | ○        |            |              | ○         | ○       |
| 21 | カンピロバクター      |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              |           | ○       |
| 22 | イタイイタイ病       |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              | ○         |         |
| 23 | 森永砒素ミルク       | ○           |            |         |          | ○        |            |              | ○         |         |
| 24 | 雪印牛肉偽装表示      | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 25 | DDT           |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 26 | 無認可添加物 (協和香料) | ○           |            |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 27 | ポストハーベスト      |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 28 | チェルノブイリ事故     | ○           |            |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 29 | フグ中毒          |             | ○          |         |          |          |            |              | ○         |         |
| 30 | OPP           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 31 | 臭化メチル         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 32 | CNP           |             | ○          |         | ○        |          |            |              |           |         |
| 33 | ジェチレングリコールワイン |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 34 | チクロ           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 35 | サッカリン         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 36 | BHC           |             | ○          |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 37 | 放射能マグロ        | ○           |            |         | ○        |          | ○          |              |           |         |
| 38 | カビ毒           |             |            | ○       | ○        | ○        |            |              |           |         |
| 39 | AF2           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 40 | アスパルテーム       |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 41 | イマザリル         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 42 | EDB           |             | ○          |         | ○        |          |            |              |           |         |
| 43 | TBZ           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 44 | 放射線照射食品       |             |            | ○       |          | ○        |            |              |           |         |
| 45 | BHA           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 46 | 黄変米           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 47 | ズルチン          |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 48 | 赤色二号          |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 49 | 石油タンパク        |             | ○          |         | ○        |          |            | ○            |           |         |
| 50 | 臭素米           |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 51 | オーラミン         |             | ○          |         |          | ○        |            |              |           |         |
| 52 | 牛成長ホルモン       |             |            | ◎       | ◎        |          |            |              |           |         |

注：1) ◎は1991年以降に起きた事例。

2) 「微生物性食中毒」の項目は国会会議録検索結果との比較のために設けた。

第 13 表 スロヴィックのリスク認知地図と国会会議録検索結果の比較

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スロヴィックのリスク認知地図において「未知性」, 「恐ろしさ」の 2 因子が高い領域にある 21 事例                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <u>DDT</u> , <u>DES</u> (ホルモン剤), <u>PCB</u> , <u>2,4,5-T</u> (農薬), アスベスト, <u>蟻殺虫剤</u> , <u>遺伝子工学</u> , <u>ウラニウム採鉱</u> , <u>衛星の衝突</u> , <u>核兵器の死の灰</u> , <u>化石燃料</u> , <u>カドミウム汚染</u> , <u>原子炉事故</u> , <u>除虫剤</u> , <u>水銀</u> , <u>石炭公害</u> , <u>窒素肥料</u> , <u>超音速ジェット機</u> , <u>電界</u> , <u>トリクロロエチレン</u> , <u>放射性廃棄物</u> |
| 国会会議録検索結果においてヒット数が多かった上位 20 事例                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <u>BSE</u> (狂牛病), <u>BHC</u> , <u>DDT</u> , <u>O157</u> , <u>PCB</u> , <u>イタイイタイ病</u> , <u>遺伝子組換え食品</u> , <u>黄変米</u> , <u>カドミウム</u> , <u>カネミ油症</u> , <u>環境ホルモン</u> , <u>サッカリン</u> , <u>残留農薬</u> , <u>食中毒</u> , <u>食品添加物</u> , <u>ズルチン</u> , <u>ダイオキシン</u> , <u>チクロ</u> , <u>農薬</u> , <u>水俣病</u>                           |

注：1) 事例は ABC 順, あいうえお順に記載。

2) 下線を引いた事例は, スロヴィックの認知地図 (岡本, 1992) に示された事例と国会会議録検索結果の上位事例で, 原因となるハザードが同一または一部同一と考えられるものである。DDT, PCB, 遺伝子工学 (遺伝子組換え食品), カドミウム汚染 (カドミウム) は互いの同一性が容易に認識できる。

さらに, DES (ホルモン剤) は環境ホルモン問題の中で論議されている物質であり, 2,4,5-T (農薬) はダイオキシンの含有が問題となった農薬であり, 蟻殺虫剤, 除虫剤は農薬, 残留農薬問題と同一, 水銀は水俣病と関連し, PCB はカネミ油症の原因となった物質, また, イタイイタイ病はカドミウム汚染が原因となったものである。

## 資料 1 主な食品衛生法改正の経緯

### 昭和 22 (1947) 年 食品衛生法制定

食品衛生に関する取り締まりは、明治 33 年に作られた法律「飲食物其ノ他物品取締ニ関スル法律」を基本として行われており、実際には、取締の詳細は「省令」、「命令」に委任されていた。これらの命令は当該法律に基礎をおかない部分もあり、昭和二十二年法律第七十二号（日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）の規定により、それらは昭和 22 年 12 月 31 日をもって効力を失うこととなったため、食品衛生法を制定する必要性が生じた。その目的は、「飲食に起因する衛生上の危害を防止」であった。食品衛生法に続き、食品衛生法施行令（政令：昭和 28 年制定）、食品衛生法施行規則（省令：昭和 23 制定）が制定された。

#### （提案理由）

従来食品衛生に関する取締は、明治三十三年法律第十五号（飲食物その他の物品取締に関する法律）を基本といたしまして行なつて來たのでありますが、この法律は、その第一條に「販賣ノ用に供スル飲食物又ハ販賣ノ用に供シ若ハ營業上使用スル飲食物、割ばう具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上ノ危害ヲ生ズル虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳に於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得」と規定するのみで、その取締の詳細な規定を命令に委任しているのであります。この委任を受けまして、牛乳營業取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、有害性著色料取締規則、飲食物防腐剤漂白剤取締規則、飲食物用器具取締規則、メチルアルコール取締規則等一連の省令及びこれに基く地方命令が制定せられまして、従来食品衛生取締の実施に當つて來たのでありますが、これらの命令の内には、右法律に基礎を置かざる部分も含まれておりまして、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号（日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）の規定によりまして、本年十二月三十一日を限りその効力を失うこととなるのであります。従いまして本年中には是非とも明治三十三年法律第十五号を改正して右のような規定も法律に根拠を置くようにする必要が生じた訳であります。加うるに現下の食糧事情及び日常の食品衛生の現況は更に総合的な取締指導を必要とする状態にありますので、ここに本食品衛生法案を提出するに至つた次第であります。次にこの法律案の内容が大体を申し上げますと、先ず第一に食品、添加物について、腐敗し若くは変敗したもの又は有毒、有害なもの等、人の健康を害する虞のあるもの更に化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品を販賣し、又は販賣しようとして製造加工、調理、使用すること等を制限いたしました、營業上使用する器具、容器、包装につきましては有毒、有害で人の健康を害する虞のあるものにつきましても、販賣することと販賣するために製造すること及び營業上使用することを制限いたすものでありまして、更に以上の食品、添加物、器具又は容器、包装につきまして、公衆衛生の見地から必要な基準規格を定めることにいたしまして、

飲食に起因する衛生上の危害を防止しようとするものであります。

第二に、公衆衛生上必要な標示を製品検査、その他監督上必要な規定をいたしまして、不良な食品、添加物、器具又は容器、包製の一掃を期し、國民が安心して食品を入手できるようにいたしましたのであります。

第三に、營業の許可並びに營業の施設に関する規定といたしまして、飲食店營業その他公衆衛生に與える影響が著しい營業につきまして、その施設の基準を定めることと、この基準と合致するものにつきまして、許可をしようとするものでありまして、一定の標準に達した施設による營業によつて飲食による危害を防止しようとするものであります。

第四に、食品衛生委員会に関する規定を設けまして、厚生大臣又は都道府縣知事の諮問機関といたしまして、民間の意見を強く食品衛生行政面に反映させようとするものであります。

食品衛生法案の内容とするところは、單に飲食に起因する衛生上の危害防止だけでなく、公衆衛生の向上と増進を図ろうとするものであります。(第 1 回国会参議院厚生委員会(昭和 22 年 12 月 04 日))

#### 昭和 28 (1953) 年 食品衛生法改正

##### (提案理由)

今回の改正は、輸入食品による危害を防止するため、衛生上有害の虞れのある食品の輸入を禁止し、食肉については、相手国政府発行の証明書の添附されたものでなければ輸入してはならないこととし、これらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるようにしようとするものであります。即ち、戦後食糧需給の逼迫した際に輸入されました食品中には、衛生上いかがわしいもののがかなりあり、このため多くの中毒その他の事故の発生を見たのでありますが、食糧需給のほぼ平常化したと考えられます今日におきましても、なお相当量の衛生上不良な食品が輸入されている現状であります。

この輸入食品による事故を防止いたしますためには、それを流通、消費の段階において、監視することも必要でありましょうが、輸入食品は、もともと国内産の食品と異なり、製造、加工等の段階において、我国の監視を受けていないものでありますから、これだけでは不十分であります。どうしてもその輸入時に十分注意して衛生上不良な食品を輸入しないようにすると共に、万一、衛生上不良な食品が輸入されました場合には、直ちに適当な措置をとることが必要であり、且つ、能率的であると考えるのであります。

又、食肉等は、人畜共通の疫病の感染源となる危険性が強いものでありますので国内においては、すべて屠場におきまして厳重な検査を経ておりますが、輸入食肉等につきましては、我国においてこのような検査を行うことができませんので、同様な検査の結果安全であることを相手国に保障してもらう必要があると考えるのであります。

す。(第 16 回国会参議院厚生委員会 (昭和 28 年 07 月 03 日))

#### 昭和 32 (1957) 年 食品衛生法改正

昭和 30 年に起きた森永砒素ミルク事件を契機に、食品衛生法改正の必要性が国会で盛んに議論され、昭和 32 年に改正された。このときには、食品の製造の過程において使用される物質も食品添加物として取り扱うようにし、規制を強化した。また、高度な技術を必要とし、取扱を間違えれば危険であり被害が広範囲な食品の製造を行っている施設ごとに専門知識を有する責任者として「食品衛生管理者」をおくこととした。さらに、食品・食品添加物の表示基準を厚生大臣が定めるようにした。この基準は厚生省の省令により定められている。

##### (提案理由)

改正の第一点は、添加物の概念を明確にしようとしたことであります。御承知の通り、近時食品工業が飛躍的に発展したことに伴い、食品の製造の過程において添加使用されるものが年とともに増加して参っておりますが、かかるものについて食品衛生法の適用上添加物として取締りの徹底を期することができないことは危険なことでございます。先般の森永ドライミルク事件にもかんがみまして、食品の製造の過程において添加、混和、浸潤その他の方法によって使用される物質を、添加物として取り扱うよう添加物の概念を明確にいたしまして、添加物による食品の危害を未然に防ぎたいものと考えております。

改正の第二点は、食品衛生管理者を設けようとしたことでございます。御承知の通り、乳製品、化学的合成品たる添加物等の食品及び添加物は、その製造または加工についてきわめて高度の技術を必要といたしますとともに、その製造または加工の過程における取り扱いを誤りますれば、製造されまたは加工された食品に及ぼす危険性が大きく、かつ、その被害が広範囲に及ぶことが予想されます。従いまして、これらのもののうち、このような危険性の特に大きいものとして政令で定めるものの製造または加工を行なっている営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしたのであります。この食品衛生管理者が職務を怠ったことにより、右の違反が起きた場合には罰則が適用せられることとすること等により、右の食品衛生管理者がその職務を十分に全うすることを期待するものであります。

第三に改正いたしたい点は、食品、添加物、器具または容器包装に関する標示についてであります。食品、添加物等はそのものが何時どこで製造されたか不明でありましたり、また、添加、混和、浸潤等の方法によって食品に使用することを目的として製造、加工されたかどうか判明いたしませんでは、使用者にとりましてきわめて不安であります。かかることを明確にいたしますために、食品、添加物等につき公衆衛生の見地から必要な標示についての基準を定めまして、この基準が定められた食品、添加物等であつて、その基準に合う標示がないものはこれを販売したり、販売の用に

供するために陳列したり，または業務上使用してはならないことといたしたい，さように考えるのでございます。

第四の改正点は，化学的合成品について，その定義を法律上明確に規定しようとするのでございます。

最後に改正いたしたい点は，罰則の整備についてであります。食品衛生法に規定してある罰則には従来から不均衡な点がありましたので，今回の改正を機としてこれが整備を行い，均衡を失することのないようにしようとするものでございます。（第 26 回国会衆議院社会労働委員会（昭和 32 年 03 月 15 日））

#### 昭和 44（1969）年 食品衛生法施行令改正

昭和 44 年には，カネミ油症事件を契機に，政令を改正し，食品油脂を製造する施設にも食品衛生管理者をおくことにした。また，省令を大幅に改正し，容器包装に入れられた加工食品は，すべて最低限，名称，製造者等の氏名等，製造者等の所在地，一定の添加物を含むものはその旨の表示義務化が行われている。

（法律のみ国会で審議されるため，制令，省令の提案理由は，国会議事録から調査はできない。）

#### 昭和 47（1972）年 食品衛生法改正

昭和 47 年には，石油タンパク（石油タンパクをエサに増殖させた微生物を家畜の餌にする計画）の開発を契機に，新しく開発される食品の規制を新たに設けた。また，食品による事故が起きた場合には迅速な行政対応が求められることから，現実に有害物質等が含まれていたり付着していることを確認できた食品だけではなく，含まれていたり付着した疑いのある，安全性に疑いのある食品も規制の対象に加えた。

##### （提案理由）

近年，農薬による食品の汚染，食品添加物の安全性，消費者保護の見地からする表示の適正化等，食品に関連する多くの問題が提起され，国民の重大関心事となっておりますことは，御承知のとおりであります。

政府といたしましては，従来より食品衛生の向上のため必要な諸施策を，逐次計画的に進めているのでありますが，なお，現行の食品衛生法の規定によつては，必ずしも十分に対応できない面もありますので，今回所要の改正を行なうことといたした次第であります。

以下，この法律案のおもな内容について，御説明申し上げます。

第一は，安全性に疑念のある食品等に対する規制を強化するため，関係規定を整備したことであります。

第二は，厚生大臣及び都道府県知事が，それぞれ，営業者が順守すべき措置に関し，基準を定めることとする等，営業者責任を強化したことであります。

第三は，必要に応じ，製品検査を命ずることができることとする等製品検査の制度

を改善するとともに、検査体制の整備をはかったことであります。

第四は、食品等に関する表示制度を改め、また広告についても、公衆衛生の見地から必要な規制を行なうこととしたことであります。

その他洗淨剤の規格を定めることとする等所要の改正を行なうことといたしております。(第 68 回国会衆議院社会労働委員会 (昭和 47 年 05 月 16 日))

#### 昭和 63 (1988) 年 食品衛生法施行規則改正

昭和 63 年には、省令を改正し、人工甘味料や合成保存料とその分類名しか表示しなくても良かった食品添加物がほとんどであったため、食品添加物の物質名の表示を行うように改正された。

#### 平成 6 (1994) 年 食品衛生法施行規則改正

近年の食品の製造・加工技術の進歩や基準の国際的整合化などを踏まえ、食品の安全性の確保のためには、製造(加工)年月日より、いつまでもつのかという期限の情報のほうが有用となってきたため、省令を改正し、製造(加工)年月日に代えて期限表示(消費期限または品質保持期限)に変更された。

(改正の主旨)

食品衛生法に基づく食品等の日付に係る表示の基準については、原則として、製造又は加工の年月日等を表示することとされてきたところであるが、近年の食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食品の安全衛生を確保する上で、品質保持に係る情報としては、製造年月日等を表示するよりも、品質保持が可能な表示を行うことの方が有用となってきたため、現行の製造年月日等の表示に代えて、消費期限又は品質保持期限の期限表示を行うこととしたものである。(平成 7 年 2 月 17 日厚生省通知)

#### 平成 7 (1995) 年 食品衛生法改正

平成 7 年まで、食品衛生法改正は約 20 年間無かったが、食品の安全性に関する問題の多様化、輸入食品の増加、規制緩和、規制の国際的整合化などを背景に大改正が行われた。内容としては、化学的合成添加物だけではなく、天然添加物も指定制にしたこと、残留農薬基準策定を容易にするための規定を設けたこと、総合衛生管理製造過程(HACCP)制度の導入があげられる。

(提案理由)

食品添加物の規制の見直しであります。規制の国際的整合化を図りつつ、食品の安全確保を推進する観点から、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定める場合に限り販売等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から、天然香料等を除いた添加物へと拡大することとしております。

なお、現在、販売等がされている添加物については、従来どおりとすることとしております。

次に、残留農薬基準の策定を推進するため、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供等の協力を求める仕組みを設けることとしております。

さらに、食品の製造規制の弾力化であります。

従来、製造・加工の方法については、衛生上の観点から一律の基準により規制しておりましたが、近年の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能としようとするものであります。

また、食品の輸入手続の効率化を図る観点から、電子情報処理組織を活用した届け出・手続等を制度化することとしております。さらに、輸入食品の検査制度について、輸入者による自主的な検査の普及等を踏まえ、適切かつ効率的な検査を実施するための改正を行うこととしております。

このほか、営業許可の有効期間の延長等、営業許可に関する規制の見直しを行うほか、指定検査機関の質の向上及び地域における食品衛生水準の向上のための規定を整備することとしております。(第 132 回国会参議院厚生委員会(平成 07 年 04 月 14 日))

#### 平成 12 (2000) 年 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準改正

乳及び乳製品については乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、その他の食品については食品、添加物等の規格基準(告示)を改正し、遺伝子組換え食品のうち安全性を審査していないものが国内で流通しないよう、任意であった安全性審査を法的に義務づけを行った。

(改正の主旨)

従来の安全性評価指針等に基づく審査は、法律に基づかない任意の仕組みとなっていたが、これまで、厚生省は安全性評価指針等に基づく安全性審査の申請を行うことを関係事業者等に強く要請し、義務付けに準じた扱いとし、これにより十分安全性の評価が行われていたことから、当面、これでこと足りると考えていたところである。

しかしながら、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の開発・実用化は、近年、国際的にも広がってきており、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されるため、安全性を審査していないものが国内で流通しないよう、安全性審査を行う制度を法的に確立しておく必要があること等の理由から、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査を法的に義務化することとしたものである。(平成 12 年 5 月 1 日厚生省通知)

#### 平成 13 (2001) 年食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令改正 遺伝子組換え食品の安全性の審査の義務化に伴い、表示の義務化を行うこととなった。 表示の基準は JAS 法と同様。

(改正の主旨)

食品衛生法第 11 条に基づく表示制度は、公衆衛生の見地から食品の内容を明らかにするものであり、遺伝子組換え食品の安全性の審査の義務化の着実な実施にも資することから、今回の食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。)の改正等により表示の義務化を併せて実施するものであること。(平成 13 年 3 月 15 日厚生労働省通知)

#### 平成 14 (2002) 年 食品衛生法改正

中国から輸入される冷凍ハウレンソウの残留農薬問題を契機に、国民から抜本的対策の声が高まり、個別輸入品ごとに検査の結果違反が見つからなければ輸入を禁止できないこれまでの仕組みを見直し、特定の国、地域又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、輸入時における検査結果等から見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、販売・製造・輸入等を禁止できるよう、議員立法により改正された。

(提案理由)

最近における食品衛生法に違反する食品等の販売や輸入の事例が続発している状況等にかんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国、地域又は特定の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる新たな制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、厚生労働大臣は、特定の国、地域又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、輸入時における検査結果等から見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、健康被害が生ずるおそれの程度等を勘案して、特に必要と認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の販売、輸入等を禁止することができることとすること。

第二に、厚生労働大臣は、利害関係者からの申請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、禁止措置の全部又は一部を解除することができることとすること。

第三に、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、同様の措置を講じることとすること。

第四に、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

第五に、新たな禁止規定に違反した者についての罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰金の引上げを行うこととすること。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること等であります。(第 154 回国会参議院厚生労働委員会(平成 14 年 07 月 31 日))

## 平成 15 (2003) 年 食品衛生法改正

与党 3 党による食品の安全確保に関するプロジェクトチーム、自民党食品衛生規則に関する検討小委員会の報告を受け、食品衛生法が改正された。その改正骨子案は厚生労働省により、平成 14 年末にパブリックコメントが行われている。内容としては、国民の健康の保護を目的に追加、残留農薬基準が設定されていない農薬を含む食品の流通等の禁止（いわゆるポジティブ制）、HACCP となっている。

### (提案理由)

近年の食品製造技術の高度化、輸入食品の増加等により、国民の食生活を取り巻く環境が著しく変化している中で、BSE の発生や食品中の残留農薬など食品に関するさまざまな問題が生じており、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっております。こうした状況を踏まえて、政府においては、食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、食品健康影響評価を行う食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法案を提出しているところでありますが、この食品衛生法等の一部を改正する法律案は、食品安全基本法案と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国民の健康の保護の観点からの食品衛生法の目的の見直し及び国等の責務の明確化であります。食品衛生法の目的において、国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、食品の安全性の確保を初めとする食品衛生についての国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を明確化することとしております。また、国及び地方公共団体が食品衛生に関する施策を実施するに当たっては、国民等へ必要事項等を公表し、及びその意見を聴取しなければならない旨の規定を設けることとしております。

第二に、食品の規格や基準等に関する規制の見直しであります。残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流通等を禁止するとともに、既存添加物についても、万一安全性に問題があった場合にはその使用を禁止できることといたします。また、特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置を導入することとしております。

第三に、食品等の監視・検査体制の強化であります。国が定める指針に基づき、都道府県等は国内での食品衛生監視指導計画を、国は輸入食品の監視指導計画を定め、これらの計画で定めるところにより監視指導する仕組みを設けることとしております。また、輸入食品を含めた食品の監視・検査体制の充実を図るため、命令検査を実施する検査機関の登録制の導入、輸入食品等に関し国等が行う検査の登録検査機関への委託規定の創設、命令検査の対象品目の政令指定の廃止及び厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設を行うこととしております。さらに、総合衛生管理製造過程の承認に係る更新制の導入、食品衛生管理者の責務の追加など、営業者等による食品の安全性の確保のための施策についても見直すこととしております。

第四に、食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化であります。大規模、広域な食中毒に関して、緊急を要するときは、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し、食中毒の原因の調査及び調査結果の報告を要請できることとすることにより、国民の健康保護のための危機管理体制の強化を図ることとしております。

第五に、罰則の見直しであります。営業者等による法令遵守を確保するため、表示義務違反等について罰金の額及び懲役刑を引き上げるとともに、法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行うこととしております。

第六に、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の見直しであります。これらの法律においても、食品衛生法と同様に、法の目的に国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、国及び地方公共団体の責務を明確化することとしております。また、BSE の発生等を踏まえ、厚生労働大臣と農林水産大臣との連携に関する規定を設けるなど、所要の改正を行うこととしております。（第 156 回国家衆議院厚生労働委員会（平成 15 年 04 月 15 日））

## 資料2 農薬取締法改正の経緯

昭和23(1948)年 農薬取締法制定

戦後、食料増産が大きな課題となり、農業生産資材の確保が急務となったが、社会的混乱の中で資材不足に乗じた不正粗悪農薬が出回り、農業生産に被害を与える事例もみられた。このため、農薬取締法が制定され、農薬の登録制度を義務化し、有効成分、使用方法、薬効、薬害などの資料提出を求めた。また、販売される農薬には表示が義務づけられた。

(提案理由)

農薬は肥料及び農機具とともに、農業生産上重要な生産資材であります。農薬の特質とするところは、農作物を害する病害虫を防除し得られるものであること、すなわち殺菌殺虫の効果があるものであることと、農作物に薬害がないものであることの二つの条件を具備することが必要であるのでありますが、市販の農薬の中には、これら二つの条件を具備せないものが多数出廻っているばかりでなく、その内容に比し、誇大な表示をして販賣されているものも少なくないのであります。これら不明粗悪な農薬によつて農家のこうむる損害が少なくないばかりでなく、これがため病害虫防除の意欲を減退せしめ、農業生産に悪影響を與えていることが甚だ多いのであります。殊に終戦以來工場の轉換、手持資材の利用等の点から、新たにいろいろな農薬を製造販賣するものが増加し、また以前から製造販賣されていた農薬も、資材事情等から品質が低下しているものも少なくないのでありまして、農薬の供給不足と相まつて不正粗悪な農薬の出廻りが特にいちじるしいので、今回新たに農薬取締法を制定いたしまして、これら不正粗悪な農薬を取締るとともに、農薬の品質の保持向上をはかることといたしましたのであります。農薬取締法の制定は農家及び農業指導者の多年の要望でありまして、これによつて農家の利益が擁護されるとともに、農作物病害虫防除の普及が促進され、農業生産に裨益するところが少なくないものと信じます。

法案の要点を申し上げますと、取締の対象となる農薬は、農作物または農林産物を害する病害虫の防除に用いられる薬剤でありまして、中には同じ薬剤で家庭用または家畜用、あるいは工業用等他の用途に用いられるものがありますが、これら他用途に用いられるものは当然本法の取締りの対象にはならないのでありまして、従つて農作物病害虫防除用として製造販賣せられる薬剤のみが本法の取締りの対象となるものであります。

次に農薬の登録制度につきまして、企業の自由性を尊重するとともに、取締りの必要から農薬そのものの登録制を採用したのであります。すなわち農薬は登録を受けたものでなければ販賣できないものとし、登録は申請があれば原則として登録するのですが、登録申請書の記載事項に虚偽のあるもの、または薬害のあるものについては、登録を拒否できる途を開いているのであります。

更に農薬の表示制度のことでありますが、農薬を販賣するには、その品質等を保

証する表示をせなければならぬこととし、随時検査を行いまして、もし品質とその表示が合致せぬ不正な農薬については、販賣の禁止または停止等の処分を行い、これを嚴重に取締ることといたしているのであります。この表示の責任者は、製造業者または輸入業者とし、販賣業者はこの表示のある農薬でなければ販賣ではないこととしたのであります。

また防除業者に対する監督の点でありまするが、現在はありませんが、將來病虫害の防除を営業とする者が出現することが予想されるのでありまして、これらの防除業者は、農業生産上きわめて影響の多いものでありますので、防除業者は届出制とし、防除業者の行う防除の方法または使用する薬剤が有害なものであつと認められるときは、その防除方法の変更を命じ、またはその農薬の使用を禁止して、農業生産を保護することとしたのであります。

以上の各処分に不服がある者は、異議の申立ができる途を開き、また公正を期するため、これらの処分及び異議の申立に対する当、不当の決定を行う場合には、各方面における学識経験者をもつて組織する農薬審議会の議決を経なければならないものとしたのであります。(第2回国会衆議院農林委員会(昭和23年6月1日))

#### 昭和26(1951)年 農薬取締法改正

不正粗悪な農薬の取締には相当な効果があつたものの、低品位農薬の出回りの防止まではできず、規格が乱立し選択能力の乏しい農家に損害を与えた。このため、有効成分が低いなどの低品位の農薬を防止するため、含有すべき有効成分の量など公定規格を定めた。

##### (改正理由)

病虫害による農作物の損害は、米麦のみにおきましても年々四百万石以上に達しておりまして、わが国の自立経済達成上、これらの病虫害防除によつて食糧の増産確保をはかることはきわめて緊要であります。政府におきましては、昭和二十五年度から相当の経費を計上いたしまして、病虫害の防除による食糧の増産確保を計画し、実施いたしておるのでありますが、これに必要な農薬につきましては、従来特に終戦後不正粗悪な農薬の出まわりが多く、農家に損害を與えておりましたばかりでなく、農業生産に著しい悪影響を與えておりましたので、昭和二十三年農薬取締法を制定いたしまして、その実施により、これら不正粗悪農薬の出まわり防止に相当の効果を上げつつあるのであります。しかしながら、現行法には公定規格の制度がないため、低品位農薬の出まわりを防止できないばかりでなく、規格が濫出の傾向にありまして、農家はこれを判別する能力に乏しいため、その取捨選択を誤り、これら低品位農薬の使用によりまして、損害を受けるばかりでなく、病虫害防除の意欲を喪失して農業生産に悪影響を與えておるのであります。かような実情にかんがみまして、一定品質以下の農薬の出まわりを防止するとともに、農家使用の利便をはかるため、肥料取締法に準じまして、新たに農薬について公定規格制度を設けることにいたしましたのであります。

なお、あわせて本法施行以来の実績に照しまして、農薬に関する虚偽宣伝の禁止、審議会規定の改正等を行う必要がありますので、農薬取締法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。この改正によりまして、さらに農家の利益が擁護されますとともに、農作物病虫害防除の普及が促進され、農業生産に裨益するところが少くないものと信ずる次第であります。

以下、改正の要点を簡単に御説明申し上げますと、第一は、公定規格制度を新たに設けたことであります。すなわち農林大臣は、農薬の種類ごとに公定規格を定めることができるものとしたのであります。しかして公定規格に適合する農薬については、公定規格の表示をしなければならないものとし、公定規格に適合せず、かつ公定規格のものより効果の劣る農薬については、品質の改良指示をすることができるものとしたしまして、一定品質以下の農薬の出まわりを防止するとともに、農家使用の利便をはかることにいたしましたのであります。

第二は、虚偽宣伝等の禁止規定を設けたことであります。農家の知識が低く、宣伝等に惑わされて、病虫害の防除に悪影響を與えるおそれがありますので新たに製造業者、輸入業者または販売業者は、農薬の有効成分の含有量またはその効果に関しまして、誤解を生ずるおそれのある名称を使用し、または虚偽の宣伝をしてはならないものとしたのであります。

第三は、審議会の規定を改正いたしましたことであります。審議会は、従来議決機関となっておりましたが、本法の適正な運用を期するため、諮問機関に改めますとともに、公定規格の設定、検査の方法の決定について、審議会の意見を聞くことができるものと改めたのであります。

その他本法施行以来の実情にかんがみまして、取締りの適正とその徹底をはかるため、登録票の備えつけ、聴聞制度、登録の制限に関する規定を新たに加えますとともに、登録手続及び取締りに関する規定に修正を加えることにいたしました次第であります。

(第 10 回国会衆議院農林委員会 (昭和 26 年 03 月 19 日))

#### 昭和 38 (1963) 年 農薬取締法改正

昭和 37 年に除草剤 PCP (ペンタクロロフェノール) の使用時期に集中豪雨があり、有明海沿岸や琵琶湖などにおいて大きな漁業被害が発生したことから、改正が行われ水産動植物の被害防止策が新たに設けられ、水産動植物に対する毒性が強い農薬の登録は保留できるようになった。

(改正理由)

近年における農薬の進歩発達とその急速な普及は顕著なものがあつた、これが農業の近代化に果たした役割には高く評価されるべきものと存じます。しかし、この目ざましい進歩と普及により、農薬取締法が制定されました当時には予想し得なかつた新しい農薬が出現し、それに伴い本法律の対象の拡大が必要となり、他方最近における農薬使用による水産動植物についての被害の実情にかんがみ、これに対する適切

な被害防止措置を必要とするに至ったのであります。このような農薬事情の推移から、これらの新事態に対処するため農薬取締法の一部を改正することといたしましたのであります。

次に、本法律案の内容の主要な点につきまして御説明いたします。

第一に、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等の薬剤及び防除剤を原料または材料として使用する防虫袋等の資材を新たに本法の取り締まりの対象といたしましたことのであります。

第二には、水産動植物に対して有毒な農薬は登録申請書にその旨を記載し、かつこれを表示させるものとし、その毒性が強く、かつ持続性が長いため、その一般的な使用に伴い水産動植物に著しい被害が生ずるおそれのある農薬はその登録申請を却下し得ることとする等、その登録要件を整備したことのであります。

第三には、一定の自然的条件のもとで農薬を広範にわたる水田にまとめて使用した場合水産動植物に著しい被害が生ずるおそれのある農薬を指定農薬として指定するとともに、都道府県知事はその被害防止のため有効適切と認められる農業者の自主的措置の指導援助を行ない、自主的措置が期待できない場合には、都道府県知事は、農業及び漁業に関する団体並びに学識経験者の意見を徴して、使用時期及び区域を限り規則をもって使用規制の措置を講ずることができるようにしたことのであります。

以上のほか、農林大臣及び都道府県知事の農薬の使用に伴う被害の防止に関する指導等の規定及び新たに農薬取締法の対象となる農薬について必要な経過規定等を設けることといたしております。(第 43 回国会衆議院農林水産委員会(昭和 38 年 03 月 06 日))

#### 昭和 46 (1971) 年 農薬取締法改正

昭和 45 年の、いわゆる公害国会において、食品中の残留農薬が議論され、昭和 46 年に改正が行われた。法の目的に「国民の生活環境の保全」が追加され、登録時に毒性試験成績及び残留成績試験の提出の義務化、農薬使用者が守るべき基準を作成する規定が盛り込まれた。

(改正理由)

わが国においては、多様な気象条件のもとで多くの種類の農作物が集約的に栽培されているため、病虫害等の種類が多く、かつ、それらによる被害も大きいものがあります。

このため、わが国の農業にとりましては、その生産を安定させる上で農薬の使用は欠くことのできないものでありますが、反面、近年において農薬散布中の事故の発生や農作物等への農薬の残留等の問題が生じてまいりました。

このような問題に対処するため、制度的な整備を行なうこととして農薬取締法の一部を改正することとした次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農薬取締法は、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保をはかり、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする旨を定めることといたしております。

第二は、登録制度についての改正であります。

まず、農作物等や土壌の汚染または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬につきましては、登録を保留して品質改良等の指示を行なうことができることといたしております。

次に、登録を受けた後に農薬の使用により農作物等や土壌の汚染、水の汚濁等が生ずると認められるに至ったときは、その農薬の使用方法等を変更する登録をし、または登録を取り消すとともに、要すれば販売業者に対し、その農薬の販売を制限し、または禁止することができることといたしております。

第三は、農薬の使用を規制することができる場合を拡大することといたしております。

まず、その使用方法等のいかんによっては農作物等または土壌の汚染が生ずるおそれがある農薬を作物残留性農薬または土壌残留性農薬として指定し、これらの農薬は、農林大臣が定める基準に違反して使用してはならないことといたしております。

次に、一定の条件のもとでは水産動植物の著しい被害または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬を水質汚濁性農薬として指定し、この農薬の一定地域における使用については、都道府県知事の許可を受けなければならないことといたしております。

第四に、農薬の使用に関し、使用者が順守することが望ましい基準を定めることといたしております。

以上のほか、所要の規定についての整備を行なうことといたしております。（第 64 回国会衆議院農林水産委員会（昭和 45 年 12 月 03 日））

#### 平成 14（2002）年 農薬取締法改正

平成 14 年 7 月末以降、一部の業者が、登録のない農薬を輸入、販売していた事態が発覚。この結果、消費者の国産農産物への信頼を著しく損なっただけでなく、農作物の出荷自粛等の事態を招いたため、無登録農薬の製造及び輸入の禁止、法律違反の罰則の強化が図られた。

（改正理由）

農薬につきまして、販売段階での登録を義務づけるとともに、表示のない農薬の販売を禁止すること等により、その品質の適正化と安全かつ適正な使用の確保を図っているところであります。

しかしながら、昨今、輸入代行業者を介した個人輸入の増大、輸入業者による違法な輸入等により、登録を受けていない農薬が流通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の食に対する信頼を損なう大きな問題となっております。

こうした中で、国民の食に対する信頼を回復するため、水際の監視の徹底等農薬の

流通、使用の各段階で厳格な規制を行うことが喫緊の課題となっております。

このため、登録を受けていない農薬の製造、加工及び輸入並びに使用を禁止するとともに、輸入の媒介を行う者が農薬の有効成分の含有量等に関する虚偽の宣伝を禁止する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、登録を受けていない農薬の流通を未然に防止するため、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造または輸入してはならないこととしております。

第二に、農薬の輸入の媒介を行う者は、農薬の有効成分の含有量等に関して虚偽の宣伝をし、または登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならないこととしております。

第三に、登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬の使用を禁止するとともに、使用時期及び使用方法等の基準に違反して農薬を使用してはならないこととしております。

第四に、違反行為に対する抑止力を高めるため、農薬の製造、輸入または販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については三年以下の懲役または百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に引き上げる等罰則を強化することとしております。(第 155 回国会衆議院農林水産委員会 (平成 14 年 11 月 14 日))

#### 平成 15 年 農薬取締法改正

農林水産省が国民の健康を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するため、産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施を行うため、生産資材に関する制度の見直しを図ることとされ、その一環として改正が行われ、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとされた。

(改正理由)

昨今、牛海綿状脳症の発生や無登録農薬の問題等、農畜水産物の生産段階において食品の安全性を脅かすさまざまな問題が発生し、国民の食に対する不安を招いております。

このような状況にかんがみ、農畜水産物の生産に係る資材等について、その適正な使用の確保等により食品の生産段階における安全性の徹底を図ることが、国民の食に対する不安を払拭し、信頼を回復するために必要不可欠であります。

このため、国民の生命と健康の保護を第一に食品の安全性の確保に万全を期す観点から、肥料取締法、薬事法、農薬取締法及び家畜伝染病予防法を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

(略) 第三に、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとしております。(第 156 回国会衆議院農林水産委員会 (平成 15 年 05 月 08 日))

### 資料 3 JAS法改正の経緯

#### 昭和 25 (1950) 年 農林物資規格法制定

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) が制定された当初は、表示制度は無く、わら工品、木材等農林物資について品質の改善、取引の単純公正化のために日本農林 (JAS) 規格を定め、その JAS 規格に合っているかどうか格付けを行う内容だった。

##### (提案理由)

わら工品、特殊農作物、木材、加工水産物及び加工食品等の重要農林物資につきましては、全国的に統一した規格を定め、これを普及させることによつて、これらの農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用または浦賀の合理化をはかることが必要であります。これがため古くからこれらの物資については規格統一と検査の制度が存在し、昭和二十三年以降指定農林物資検査法に受け継がれまして今日に至っているのですが、同法の規定するとき強制検査は、統制の逐次撤廃されつつある現在の事態に適合しない点がありますので、この法律は廃止することにしたし、これにかわつて規格の統一と都道府県の格付を規定する本法案を提案することといたしましたのであります。この法律案の要点を要約して申し上げますと、農林大臣が重要な農林物資について、農林物資規格調査会の議を経て、日本農林規格を制定することといたしましたのであります。調査会の審議は公正な手続によつて行い、かつ利害関係人の意向を反映させるため、公聴会を開催することといたしました。都道府県が日本農林規格に基いて格付を行つたときは、その品質を保証するため、日本農林規格に該当する旨の証票を付することができることとしてあります。都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかは、都道府県の自由意志によることといたしました。日本農林規格を定めた物資については、都道府県でこれと異なる規格を制定することを制限しておりますが、都道府県その他利害関係人から、日本農林規格を制定するように申出のあるときは、農林物資規格調査会にはかつて、必要なものについては日本農林規格を定めることといたしましたのであります。(第 7 回国会衆議院農林委員会 (昭和 25 年 04 月 10 日))

#### 昭和 45 (1970) 年 農林物資規格法改正 (名称変更)

消費者保護の強化のため、JAS 規格が制定されているか、または制定されると見込まれる農林物資のうち必要があるものについて表示制度義務化を行い、一般消費者の選択に役立つよう改正が行われ、法律の名称も「農林物資規格法」から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に変更された。

##### (改正理由)

近年、食品工業等の発展と相まって、食料消費の高度化、多様化は著しいものがあり、特に加工食品等についてその品質の向上と表示の適正化に対する要請はますます

強まっております。このような状況に対処し、加工食品等につきまして適正な規格を制定し、その普及につとめるとともに、その品質表示の適正化をはかることは、消費者保護基本法の趣旨に沿って消費者保護対策を強化するという見地から現下の急務であるばかりでなく、食品工業等の健全な発展を期するためにも重要な課題であります。政府といたしましては、このような見地から、農林物資規格制度に必要な改正を加えることとし、この法律案を提出する次第であります。

なお、この法律案は、第六十一回国会に提出し、審議未了となったものと同一のものでありまして、消費者保護対策の強化が急務となっていることにかんがみ、本国会に再度提出したものであります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その第一は、今回の改正が単なる制度の手直しにとどまらず、消費者保護の強化という新たな観点からするものであることを明らかにするため、題名を農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律と改めるとともに、目的に農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資する旨を明定いたしましたことであります。

その第二は、最近における加工食品等の輸入の増加の傾向に対処し、この法律の対象となる農林物資の範囲を拡大し、輸入品をも対象に含めることとしたことであります。

その第三は、日本農林規格の運用に関する諸制度を整備改善することです。すなわち、日本農林規格の普及をはかるため、加工食品等の工場生産の実情に即した格づけ方式として、いわゆる認定工場制を法律に明記することといたしますほか、登録格づけ機関の公共的性格にかんがみ、登録格づけ機関の格付けの義務、登録の要件等についての所要の規定を整備することとしております。

その第四は、品質表示の適正化に関する措置を定めたことであります。

日本農林規格におきましては、品質の基準のほか表示の基準をも定めているのですが、これによる格づけを受けるかどうかは、あくまで事業者の自主的選択にまかせることとなっておりますので、日本農林規格の制定のみをもってしては、表示の完全を期することはできないのであります。他方、一般消費者が商品を選択する際、品質を識別するために必要な表示を事業者に行なわせることは、社会的な強い要請となっているのであります。

このような状況に対処するため、この法案におきましては、新たに、日本農林規格が制定されているか、または制定されると見込まれる農林物資のうち必要があるものについて、事業者が守るべき表示の基準を定めるものとし、また、これを順守させるため、農林大臣が、表示の基準を守らない事業者に対してこれを守るべき旨の指示をし、この指示に従わない者があるときはその旨を公表することができることとしております。(第 63 回国会衆議院農林水産委員会(昭和 45 年 05 月 07 日))

## 平成 5（1993）年 JAS 法改正

有機農産物や地鶏など従来の JAS 規格になじまなかった特別の生産方法又は特色ある使用原材料に着目してその基準を示す新しいタイプの規格である「特定 JAS」の導入、日持ちのしない生鮮食品について表示の義務化を図れるよう改正が行われた。

（改正理由）

日本農林規格制度及び品質表示基準制度につきましては、従来主として加工食品等を対象に、適正かつ合理的な規格を制定し、その普及に努めるとともに、その品質表示の適正化を図ることにより、農林物資の品質の改善、一般消費者の保護等に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年、食生活において健康・安全志向、本物志向等の消費者ニーズの変化が見られる中で、従来、日本農林規格の対象になじみにくかった生鮮食料品など日もちのしない食品分野について、有機農産物、地鶏等特別な生産方法であることを表示した食品が多く出回るようになっておりますが、その内容にはさまざまなものが見られます。

一方、この分野においても原材料等食品についての基本的な情報の提供を求める声が高まってきております。

このため、政府といたしましては、この分野での規格・表示の適正化を図り、消費者の適切な食品選択等に資する観点から、日本農林規格制度及び品質表示基準制度について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本農林規格制度の改善であります。

生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資につきまして、生産の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できるようにすることとしております。

また、この日本農林規格による格付のための検査等が、生産実態に即し、円滑に行われるようにするための措置として、農林物資の生産行程を管理する者を活用する制度等を整備することとしております。

第二に、品質表示基準制度の改善であります。

製造業者等に品質に関する適正な表示を行わせることができる農林物資の対象範囲を拡大し、日もちのしない食品等その特性から見て日本農林規格の制定が困難な食品についても品質表示基準を定めることができるようにすることとしております。（第 126 回国会衆議院農林水産委員会（平成 05 年 05 月 19 日））

## 平成 11（1999）年 JAS 法改正

食品の多様化、産地の多様化、消費者の視点を重視し消費者が自己の判断で商品を選択できるよう表示制度の充実が求められていたことから、大改正が行われ、食品の種類毎に定められていた表示基準を、包括的な食品群、例えば加工品、生鮮食料品で表示の

基準を定めることが出来るようにした。この結果、生鮮食料品の原産地表示義務化、有機農産物や遺伝子組換え食品の表示基準が決められることとなった。

(改正理由)

近年、食品の多様化、産地の多角化、国際化等の進展と、消費者の食品に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、食品の表示制度の充実を図ることが求められております。

また、民間の能力の活用、規制緩和及び国際基準との整合性確保の観点から、日本農林規格の制定及び格付の仕組みを見直すことが求められております。

このような内外の情勢変化に対応し、農林物資の規格及び表示に関する制度を見直すこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、品質の表示に関する制度の充実強化であります。

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての横断的な表示の基準を定め、生鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めることとしております。

第二に、有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の表示の適正化であります。

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに「有機」などその名称の表示が付されることとなるよう措置することとしております。

第三に、日本農林規格及びその格付に関する制度の改善であります。

日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならないこととするとともに、少なくとも五年ごとに既存の規格を見直すこととしております。また、認定を受けた製造業者等がみずから格付して格付の表示を付することができる仕組みを導入するとともに、登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことができるよう措置することとしております。(第 145 回国会参議院農林水産委員会(平成 11 年 04 月 20 日))

#### 平成 14(2002)年 JAS 法改正

当時、多発していた食品の偽装表示事件を背景に、違反した場合の公表を弾力的に行えるよう、また罰金の引き上げの改正が行われた。

(改正理由)

最近の食品の偽装表示の多発は、一般消費者の食品表示に対する信頼を急速に失わせしめる等、社会的に大きな問題となっております。

こうした中で、食品の偽装表示の再発を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復することが喫緊の課題となっております。

このため、一般消費者の選択に資する観点から、表示事項を表示せず、または遵守

事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができる  
こととするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者  
に対する罰則を強化する措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第  
であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われ  
た場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って  
公表することができる旨の規定を削除することとしております。

第二に、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する  
罰則を、自然人については一年以下の懲役または百万円以下の罰金に、法人について  
は一億円以下の罰金に強化することとしております。(第 154 回国会衆議院農林水産  
委員会(平成 14 年 05 月 21 日))

## 参考

ここでは、戦後から現在（注：平成 15 年 6 月時点）までの食品の安全に関係する事件・事故等の事例を、ハザードごとにまとめ、その概略を解説する。参考文献の記載のないものは、農林水産省、厚生労働省等の公表資料に基づいている。

### 1. 微生物関係

#### BSE（牛海綿状脳症）

BSE（牛海綿状脳症）は狂牛病とも呼ばれ、その病原体は異常プリオンタンパク質（タンパク質の一種）である。感染牛は長い潜伏期間を経た後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後 2 週間から 6 ヶ月で死に至る。予防法は、BSE の発生国からの畜産物等の輸入停止や、牛への肉骨粉等の供与の禁止であるが、今のところ治療法はない。日本では平成 13 年 9 月に千葉県で初めての感染牛が発見された。その後、北海道、群馬県、神奈川県、和歌山県でも（計 7 頭の）患畜が発見されている。対策として、と畜場における BSE 全頭検査、特定部位（脳、脊髄、眼、回腸遠位部）の除去、肉骨粉等の輸入、国内製造・出荷の全面停止等の措置がとられた。人への感染の可能性が論じられたこともあり大きな社会問題となった。この問題については、行政の危機管理意識の希薄さ、縦割り行政の弊害など構造的欠陥があったとの多くの指摘を受け、「BSE 問題に関する調査検討委員会」が設置され、生産者優先・消費者保護軽視という体質、食品の安全性確保のための組織体制や法制度の不備などを厳しく指摘する報告書が作成された。この報告書を受け、政府は食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会の設置と食品安全基本法の制定を進め、農水省においても食糧庁を廃止し消費・安全局を創設するなどの大きな改革が行われた。

#### エルシニア

ヒトに対し下痢症などの腸炎症状など多彩な症状を引き起こすエルシニアは 2 菌種知られている。一つは動物への感染力およびヒトに対する病原性が強く、哺乳類、鳥類、爬虫類等多くの動物から検出され、これら動物によって汚染された水を介してヒトに感染する。また、もう一つは家畜から検出されることが多く、主に豚肉を介してヒトに感染すると考えられている。1980 年代に入り西日本を中心に散発、集団発生が相次いで報告された。なお、中世ヨーロッパで大流行したペストの病原菌も本菌の一種である。幼若豚は本菌に容易に感染する。豚への感染は豚房を介して起こり、農場の衛生状態や飼育形態の違いが汚染に影響する。原因食品として、野ネズミ、タヌキ等の野生動物に汚染された井戸水、河川水、サンドイッチやジュースが疑われた事例、豚肉などが上げられる。4℃の低温でも発育する。症状は腸炎、発熱、発疹、敗血症、頭痛、咽頭炎などで、虫垂炎と誤診されることもある。と畜場での衛生管理は予防策として重要である

(総合食品安全事典編集委員会, 1997)。

#### 黄色ブドウ球菌

本菌はヒトや動物の鼻腔, 咽喉等の粘膜や腸管内に定着している。乳牛の乳房炎の原因ともなる。本菌による食中毒症状である嘔吐や下痢は, 本菌が生産するエンテロトキシンという毒素が原因である。この毒素は数種に分類されているが, 耐熱性が高く 100℃の加熱でも活性が失われないものもある。本菌食中毒の原因食品としてにぎりめし, 弁当 (特に鳥めし等), 和・洋菓子, 魚肉練り製品等である。雪印牛乳による集団食中毒 (平成 12 年) も本菌の毒素が原因である。本菌食中毒は季節的片寄りが少なく, 一件当たりの患者数の少ない小規模発生が多いのも特徴である。本菌食中毒は汚染源として, 調理従事者によるケースが多く, 調理者の衛生管理が極めて重要とされている (総合食品安全事典編集委員会, 1997)。

#### カンピロバクター

ウシ, ヒツジの流産の病原として知られていた本菌が, ヒトの下痢症状の原因菌として世界的に確認されたのは比較的新しく 1980 年頃からである。学校での小児の発生が多い。食中毒の原因食品は食肉による例が多いが, 飲料水が原因となることの多いのも特徴である。家畜, 家禽, ペット, 野生動物, 野鳥などの動物がサルモネラ以上に高く本菌を保菌していることが明らかにされている。養鶏場や農場によってニワトリやウシの保菌率が 0%から数十%まで大きく異なると報告されている。生野菜の表面に付着した本菌の生存は, 保存温度や保存方法により大きく影響され, 低温保存では 3 日以上と比較的長期間生存していたが, 25℃や 37℃では早期に死滅した。密封状態では長期に生存し, これは酸素や乾燥が妨げられ事によるのではないかとの報告がある (総合食品安全事典編集委員会, 1997)。

#### サルモネラ

本菌による食中毒件としてわが国では 1936 年, 浜松市における患者数 2,201 人 (死者 45 人) の大福餅食中毒事件が有名である。長年にわたって食中毒原因菌のワースト・ワンであった腸炎ビブリオに代わり 1992 年以降, サルモネラ食中毒が多発している。これは, 卵の汚染や肉類を主とする食事の西欧化現象と密接な関連性があると考えられている。チフス菌やパラチフス菌はサルモネラに属するが臨床症状が明確に異なる事から別に取り扱われている。血清型により分類され, 近年は Enteritidis による食中毒の発生が多い。主な症状は急性胃腸炎である。

ニワトリ, ブタ, ウシの順に保菌率が高く, 肉, 魚の残査など動物性のエサの汚染が原因となる。農場, と場の衛生管理が重要である。生卵でも低率ながら菌が検出されている (総合食品安全事典編集委員会, 1997)。

### 腸炎ビブリオ

沿岸海水中に常在する本菌は、魚介類を介してヒトに感染し、急性胃腸炎を引き起こす。わが国では刺身など魚介類を生食する習慣のため食中毒の原因菌として重要であり、夏期に発生する魚介類による食中毒の大半は本菌による。1950 年の大阪シラス中毒事件で新菌種として初めて報告された。かつては、細菌性食中毒の過半数を占め、食中毒の原因として首位であったが、1992 年頃から減少し近年はサルモネラが発生事例、患者数ともに首位の座ある。最近の本菌による食中毒事故は比較的小規模なものとなっている。コレラ菌はビブリオ属の細菌であるが伝染力、症状が激しく、別に伝染病菌に指定されている。好塩菌であり、適温では短時間で増殖するが、10℃以下では増殖できず、また、熱に弱い。魚介類の流通、加工、調理、保管中の衛生管理、低温管理が予防対策として有効である（総合食品安全事典編集委員会、1997）。

### 病原大腸菌

人、動物や自然界の広く分布する大腸菌のうち、人に腸炎を引き起こすグループをいう。数グループに分類されているが、近年、腸管出血性大腸菌の多発が目立つ。本菌はヒトからヒトへの感染防止のため指定伝染病とされている。1996 年に各地で発生したが、特に堺市の小学校に発生した O157（血清型）による食中毒は、患者数 5,700 人（死者 3 人）を越える世界に類を見ない大規模なものであった。当時の調査で、カイワレダイコンが原因食材として最も可能性が高いとされたが、汚染経路は特定されていない。わが国に先立って集団発生が見られた、米国やカナダでの調査ではウシの糞便から O157 が検出され、家畜に分布する病原菌であると考えられた。わが国の調査でも本菌の保有動物としてウシを重視する必要があるとされている（総合食品安全事典編集委員会、1997）。

### ボツリヌス菌

本菌は嫌気性で北海道や東北地方等の河川、池、沼、海岸等の土壤中に分布し、分布地で捕獲された汚染魚等が食中毒の原因となる。他の食中毒菌に比べ汚染度は高くないが、死亡率が高い。食品に混入した本菌が増殖する際に毒素を生産（ボツリヌス毒素）し、これが発病の原因となる。生産される毒素の種類により本菌の分類が行われているが、わが国では魚のいずし等の発酵食品による事故から検出される E 型菌による事例が最も多い。原因食品は自家製の場合が多いが、ニシンの切込み、キャビア、芥子蓮根など市販品での事例もある。1951 年から 1996 年までのボツリヌス食中毒は、患者数 509 名、死亡数 112 名である。汚染した蜂蜜による乳児ボツリヌス症はわが国でも報告されている。中毒症状は、初期に消化器症状が見られ、続いて、めまい、頭痛、瞳孔散大、発語症状、歩行・呼吸困難となり死に至る。抗毒素血清にによる治療が有効である。対策として食品、器具器材の洗浄・消毒、缶詰、真空包装食品の高温高圧殺菌、喫食時の加熱（毒素の不活化）などが有効である（総合食品安全事典編集委員会、1997）。

## リステリア

本菌は土壌中などに腐生的に生存し、河川水からも検出されるなど自然環境中に広範囲に分布している。このため、海外では各種の野菜、穀類や、飼料用サイレージや牧草からの分離報告がある。汚染農作物からヒトへの感染例はカナダで発生したコールスローによる集団食中毒が知られている。哺乳類、鳥類の多くが保菌する。わが国の家畜からも検出されているが、リステリア症の発生は諸外国に比べて低いという。健康人の糞便からも低率ながら検出されている。自然界に広く分布するため、幅広い食品が汚染を受けているが、家畜が健康保菌していることから動物性食品の汚染が高い。わが国の調査では、これら食品の汚染は、畜種による差はないが、流通の末端ほど高いとの調査結果がある。また本菌は 4℃以下の低温でも増殖できる、食塩抵抗性などの特性がある。本菌に感染しても、健康人は殆ど無症状であるが、妊婦、新生児、乳幼児、高齢者等の感受性が高い場合、下痢、発熱、倦怠感等インフルエンザ様症状に始まり、敗血症、髄膜炎、髄膜脳炎にまで進行することがある（総合食品安全事典編集委員会、1997）。

## 2. 化学物質関係

### （1）食品添加物

#### AF2（フリルフラマイド）

わが国で開発されたニトロフラン系の殺菌料で豆乳などに使用が認められていたが、添加量は少なく、また光に不安定な性質がある。1973 年、わが国の実験で微生物やカイコなどに遺伝子障害の危険性が認められたことから、厚生省でマウスによる実験を行ったところ、皮下腫瘍などが認められ、1974 年 8 月に食品添加物としての指定が解除された（細貝・松本、2001）。

#### BHA（ブチルヒドロキシアニソール）

1981 年、わが国でラットによる実験から前胃がんの発生が認められ、さらにはハムスター、マウスでも同様の発がん性が認められた。BHA は世界各国で酸化防止剤として広く使用されていることから、米国、カナダ、イギリスなどで再度、イヌやサルで実験が行われた結果、がんの発生は認められなかった。わが国では、一部の食品を対象に食品添加物として使用が認められている（細貝・松本、2001）。

#### OPP（オルトフェニルフェノール）

農薬として 1955 年に登録され、1969 年に失効したため、国内では、農薬としては使用できない。1975 年にアメリカ産グレープフルーツから OPP が検出され、指定外添加物使用として輸入が禁止された。アメリカ政府等からの強い要望があったこと、柑橘類に変敗を起こすかびに対し成長抑制効果を示し、柑橘類の保存に効果があることから、2 年後の 1977 年に、食品衛生調査会の答申により OPP は食品添加物として指定され、

輸入が認められるようになった。この間の騒ぎは日米レモン戦争とも呼ばれた（細貝・松本，2001）。

#### TBZ（チアベンダゾール）

柑橘類およびバナナの保存のために，1978 年食品添加物として指定された。OPP と同様，外国ではポストハーベスト（収穫後に使用する農薬）扱いであるが，わが国では農薬ではなく，食品添加物としてその利用が認められている（細貝・松本，2001）。

#### 赤色 2 号

1948 年に食品添加物として指定された着色料。アメリカでは FDA がラット試験から発がんを認め，1976 年に許可リストから削除されたが，ヨーロッパ諸国，アジア諸国，カナダ，メキシコ，オーストラリアなど多くの国で許可されている（細貝・松本，2001）。

#### イマザリル

わが国では農薬として登録はされたことはない。外国ではポストハーベストとして使用され，イマザリルのメーカーが食品添加物の認可申請を行ったのを契機に 1992 年，柑橘類およびバナナの保存のため，食品添加物としての使用が認められた（細貝・松本，2001）。

#### オーラミン

消費者団体が市販のたくあんについて色素の検査をしたところ，そのうちの 4 割にタール系色素オーラミンを検出。当時，着色料については，習慣的に使われていたものについて厚生省が許可をとるよう指導し，あるいは許可をとらずに習慣上使われているもののうち毒性のあるものは禁止の措置がとられた。オーラミンは厚生省による試験の結果毒性が認められ，1953 年に使用禁止。現在では，染料として利用されている（細貝・松本，2001）。

#### サッカリンナトリウム

100 年近い歴史のある甘味料で，ズルチンと 1:10 の割合で作られた混合物ネオシロゲンが市販され広く用いられていた。1972 年，米国でのラットの実験で膀胱がんを認めたとの報告から，米国およびカナダでは使用禁止措置がとられたが，その後世界各国の動物実験の結果，発がん性は無いことが認められた。米国の実験では発がん性の原因は，不純物のオルトトルエンスルホンアミドであることが明らかになった（細貝・松本，2001）。

#### ジエチレングリコール（ワイン）

一部のワインにジエチレングリコールが混入されていた事件である。ジエチレングリ

コールは甘味を有する液体で、ワインに添加することにより高級ワインの味になるために違法に添加されていたものである。昭和 60 年 4 月頃にオーストリアで混入ワインが摘発され、その後、わが国でも輸入ワインを混ぜた国産高級ワインから検出され大きな騒ぎとなった（総合食品安全事典編集委員会，1994）。

#### ズルチン

米国でラットによる実験から肝臓線腫が認められ、わが国でもこれが再確認され、1968 年 7 月に食品添加物として指定が解除された。戦後の砂糖不足の時代にサッカリンナトリウムとともに使用された甘味料で、錠剤として市販され、一般の家庭でも使用されていた（細貝・松本，2001）。

#### チクロ（サイクラミン酸塩）

甘味の質が砂糖に似ていることから世界各国で使用されていた。1969 年、米国におけるラットの実験から、膀胱ガンが認められたこと、またわが国では犬を用いた実験でその有害な代謝物が見いだされこれらの結果から、1968 年 7 月に食品添加物としての指定を解除された（細貝・松本，2001）。

#### 無認可添加物（協和香料）

平成 14 年 5 月、茨城県の協和香料化学（株）茨城工場において、食品衛生法上認められていない物質（アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ヒマシ油）を使用して香料を製造していたことが判明した。茨城県はこの施設の営業禁止命令および当該添加物製剤の回収命令を行った。その後同様の指定外添加物（無認可添加剤）の使用が判明し、これらを使用した食品の回収が行われた。

### （2）農薬

#### BHC（ベンゼンヘキサクロライド）

1949 年に農薬として登録され、殺虫剤として利用された。環境や食品に残留しやすいため、さらには牛乳への残留が問題となり 1971 年に農薬としての登録は失効。

#### CNP（クロルニトロフェン）

1965 年に登録され、低魚毒性そして廉価な除草剤として主に水田用除草剤として利用された。1996 年に農薬として登録は失効。不純物として混入していたダイオキシンが問題となった。

#### DDT

1938 年に開発された有機塩素系殺虫剤で、昆虫類に対し広い効力を有する。マラリアを媒介する蚊の駆除などに用いられ、残効性が高い。殺虫力が強く、急性毒性も比較

的弱く、安く作ることができたことから、農薬として大量に利用された。1970 年代に食品から検出され、環境中での難分解性および生体蓄積性が問題となったため、わが国および欧米諸国では本品の使用が禁止されている。1971 年に農薬としての登録は失効。

#### EDB（二臭化エチレン）

1956 年に農薬として登録され、主に柑橘類のミバエ類防除用くん蒸剤として用いられた。1981 年に発がん性の疑いが指摘され、厚生省は、暫定的に果物等の EDB 残留基準を設定。その後、順次 EDB 残留を検出限界以下に基準を改定してきた。農薬としては 1990 年に失効している。

#### PCP（ペンタクロロフェノールナトリウム塩）

1955 年に農薬として登録され、殺菌剤、除草剤として利用されていたが、魚毒性が強かったために大雨の後それが吸着した水田土壌とともに湖や浅瀬に流出して魚介類に被害をもたらしたため問題となり、1990 年に農薬として登録失効。不純物として混入していたダイオキシンが問題となった。

#### 臭化メチル

1950 年に農薬として登録され、殺虫・殺菌目的のくん蒸剤として植物検疫で輸入農産物の消毒や土壌消毒に利用されている。オゾン層保護のためのモントリオール議定書に基づき 2005 年までに土壌用臭化メチルは全廃される予定。

#### 臭素（米）

昭和 59 年に米不足のために韓国から輸入された米が、臭化メチルにより燻蒸処理され残留する臭素が問題となった。

#### 残留農薬

食品中に残留する農薬について、食品衛生法に基づいて残留農薬基準が定められている。食品に残留しても人の健康に影響のない農薬の限度値を定め、これを超える食品は市場に流通しないように規制する基準である。昭和 43 年に果実、野菜（リンゴ、ブドウ、キュウリ、トマト）の 4 品目に DDT、BHC 等 5 種類の農薬に初めて残留基準が定められ（昭和 44 年厚生白書）、その後順次品目と農薬が拡大されている。最近では中国から輸入された冷凍ホウレンソウの残留農薬問題が大きく取り上げられ、食品衛生法の改正が行われた。

#### ポストハーベスト問題

わが国で一般的にポストハーベスト農薬と呼ばれているのは、収穫後の作物に直接加えられる農薬で収穫から販売までの期間に作物が劣化するのを防ぐために使われる殺虫

剤、殺菌剤等である。最も頻繁に行われるポストハーベスト処理は、殺虫目的の燻蒸である、その他、農作物を浸漬する、スプレー処理する、粉剤を混ぜ込む等の方法がある。わが国においては農薬は圃場で使うものと考えられてきた。収穫後に作物に使用する農薬は、燻蒸剤を除いては知られていなかった。ところが諸外国では農薬を収穫後に使用しているという事実が 1990 年頃から相次いで報道されたため、一部の輸入農作物では売上が低下するなどの影響が出た（総合食品安全事典編集委員会，1994）。

#### 無登録農薬

農薬取締法では農林水産大臣の登録を受けていない農薬の販売を禁止しているが、平成 14 年 7 月に山形県で登録のない農薬（無登録農薬）が販売されていたことが判明し 2 業者が逮捕される騒ぎとなった。その後全国規模で無登録農薬が販売・使用されていたことが明らかとなり、消費者の国産農産物への信頼を著しく損ない、無登録農薬が使用されていた農産物の自主処分が行われる事態となった。この事件を契機に農薬取締法の改正が行われた。

### （３）環境汚染物質

#### PCB（カネミ油症）

昭和 43 年 10 月、カネミ倉庫株式会社北九州工場で製造された米ぬか油を摂取した人々に色素沈着等の皮膚粘膜症状や四肢にしびれなどの症状呈する食中毒が発生し、届け出者は福岡県を中心に西日本一帯に広がり、その数も 14,000 人に達した（昭和 44 年厚生白書）。中毒患者数は約 1,200 人（昭和 48 年厚生白書）に上り、化学的物質による食中毒としては昭和 30 年の森永ドライミルク事件に匹敵する規模のものである。病因物質は米ぬか油の製造工程で熱媒体として使用された塩化ジフェニール（PCB）が製品に混入したものであり、食品工業の変化に対応して食品の安全性を確保する上で多くの問題を提起した。

また、PCB が各種の魚介類に含まれることがわかり、大きな社会的関心を集め、昭和 47 年 8 月に魚介類、牛乳乳製品等について暫定的基準が設定された。さらに、昭和 49 年には「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」に基づき、新たな製造・使用が原則禁止された。

なお、近年、原因物質は PCB そのものではなく、PCB に含まれていたダイオキシン類ではないかといわれている。

#### カドミウム（イタイイタイ病）

イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒により、まず腎臓を障害し、ついで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となって特異な疾患を形成したものである。神通川本流水系を汚染したカドミウムを含む重金属類は、過去において長年月にわたり同水系の用水を介して、本

症発生地域の水田土壌を汚染し、かつおそらく地下水を介して井戸水を汚染していたものと見られる。その原因として、厚生省は三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外には見あたらないとの見解を発表した。イタイイタイ病患者と認められたものは、昭和 48 年 2 月現在 123 名でうち死亡者は 42 名である（昭和 48 年，平成 14 年環境白書）。

米についてカドミウムの許容基準，米の流通の基準，農用地土壌汚染対策地域の指定要件等各種の基準値が定められている。神通川流域を始めとした土壌の汚染地域は農用地土壌汚染防止法にもとづく対策が進められている。なお，現在コーデックス委員会において，米など各種食品中のカドミウムに関する基準値の見直し作業が行われている。

### 環境ホルモン

環境中には，生物の内分泌物質（ホルモン）に似た働きをする化学物質があつて，人や動物の生殖機能などに重大な影響を及ぼしているのではないかと問題となっている。この問題は内分泌かく乱問題あるいは環境ホルモン問題と呼ばれている。

この内分泌かく乱物質は，シーア・コルボーンの著書「奪われし未来」により一般に紹介され，報道機関等でも頻繁に取り上げられ，大きな国民的感心を呼んでいる。科学的に解明すべき点が多く，わが国を含め各国において調査研究が進められている。

環境庁はこの問題に取り組むため，1998 年 5 月に環境ホルモン戦略計画 SPEED98 を公表した（環境省，1972～2002）。

### ダイオキシン

ダイオキシン類は，廃棄物焼却などで非意図的に生成される有機塩素系化合物であり，その毒性は他の発ガン物質による発ガン作用を促進する作用（プロモーション作用），催奇性，生殖機能障害，免疫機能障害など多岐にわたることが知られている。最近では，外因性内分泌かく乱物質の一つと考えられている。

わが国では，昭和 58 年に都市ごみ焼却施設の飛灰からダイオキシン類が検出されたとの報道を契機に社会的な関心を集め，以後，発生源の排出実態調査や環境中濃度の測定，発生源対策が講じられてきた。特に，平成 10 年 4 月に判明した大阪府能勢町の一般廃棄物焼却施設の周辺土壌からの高濃度のダイオキシン汚染，平成 11 年 2 月にテレビ報道が契機となり埼玉県所沢地域の野菜等の農産物のダイオキシン汚染が疑われた事件が大きな社会的問題となり，政府は「ダイオキシン対策閣僚会議」の設置し，「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。その後，平成 11 年 7 月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され，耐容 1 日摂取量を  $4 \text{ pgTEQ} / \text{kg 体重} / \text{日}$  とし，これを基に各種の環境基準，排出基準などが整備された（環境省，1972～2002）。

### 砒素（森永砒素ミルク中毒事件）

昭和 30 年 8 月に森永乳業徳島工場において製造された調整粉乳に使用された乳質安定剤がヒ素化合物を含んでいた事に起因し，近畿，中国等を中心とした地域で乳幼児に皮

膚の色素沈着，肝腫張，発熱などの症状を持ったヒ素中毒患者が多数発生した。この事件は，死亡者約 130 名，罹患者約 12,000 名に上り，まれに見る事件として世間の注目を浴び，あらためて牛乳等の飲食物の衛生に関する深い認識が払われることとなった（昭和 31 年厚生白書）。

昭和 31 年の厚生白書では，「もともと牛乳，乳製品については，戦後の栄養知識の普及，パン食の奨励等に伴い，近年著しくその需要が増大し，国民の食生活に重要な位置を占めるに至り，特に乳幼児については主食と言うべきものとなっている。ところがこの事件の例を見ても，これらの重要な牛乳，乳製品についてその衛生面がなお不十分のまま放置されていることは，国民の食生活における一大脅威と言わなければならない。」としている。この事件を契機として，「添加物」に関する規制の強化を主眼とする，食品衛生法の改正が行われた。

#### 有機水銀（水俣病）

水俣病は昭和 28 年以来問題となっていたが，チッソ水俣工場の排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を摂食することによって起きた有機（メチル）水銀中毒である。認定患者数は 2,264 人，うち死亡者は 1,408 人（平成 12 年 10 月 31 日現在），水銀の影響が認められた患者数は約 13,000 人とされている。体内に入ったメチル水銀は，主に脳などの神経系を侵し，手足のしびれ，ふるえ，脱力，等様々な症状を引き起こす（水俣市立水俣病資料館〔33〕）。

有機水銀については，水俣湾，阿賀野川流域に限らず広く水銀使用工場が各地に所在していることから，その全国的な汚染実態の把握が必要とされ，昭和 48 年 6 月から全国一斉に水銀汚染が問題となる水域の実態調査が行われ，また，併行して水銀に関する魚介類や底質除去について暫定的な基準が設けられた。

平成 15 年 6 月に厚生労働省は，一部の魚介類では食物連鎖により蓄積することにより，胎児に影響を及ぼす恐れがあるレベルの水銀を含有しているとして，妊娠中またはその可能性のある人に対して，特定の魚種の摂食回数に注意するよう呼びかけた。

#### （４）自然毒

##### エンテロトキシン A（雪印牛乳中毒事件）

平成 12 年 6 月に雪印乳業大阪工場で製造された「低脂肪乳」などを原因とする食中毒事件は，有症者数 14,780 名に達する，近年，例を見ない大規模食中毒事件であった。「低脂肪乳」から黄色ブドウ球菌のエンテロトキシン A 型が検出され，これを病因物質とする食中毒と断定された。さらに，調査の結果，「低脂肪乳」の原料に使用されたと思われる同社大樹工場（北海道）製造の脱脂粉乳からエンテロトキシン A 型が検出されたことから，本脱脂粉乳がこの食中毒の原因であったと判断された。

#### カビ毒（黄変米）

1951 年 12 月、神戸港に陸揚げされたビルマ産米 6,700 トンのうち 3 分の 1 が黄変米であることが発見された。黄変米の原因菌（ペニシリウム属）が生産するカビ毒は人の健康被害を引き起こすとして、黄変米の配給が大きな社会問題となった。当時米は国が管理して国民に配給していたため、その管理体制に非難が起こる。しかもそのカビには毒素があることが分かったにもかかわらず配給を続けようとした国に対し国民や学者が反発した。結果、国民の声に押され黄変米は配給中止となった（総合食品安全事典編集委員会、1994）。

#### フグ中毒

フグ中毒による死者は動物性自然毒による中毒死者の大半を占めるばかりでなく、ほぼ毎年全食中毒死者の過半数を占めている。毒素はテトロドトキシンという神経毒である。過去 50 年で 2,000 名以上の死亡者が記録されている。近年減少しているが、件数患者数とも横這い状態であり、依然として最も警戒を要する中毒であることに変わりはない。中毒は西日本、特に瀬戸内海沿岸で多発しているのが特徴である。フグの旬である冬季の発生が多い。家庭での素人料理による発生が多い。中毒症状は食後 20 分から 3 時間で現れ、唇、舌先のしびれ、指先のしびれ、頭痛、腹痛、歩行困難、言語障害、呼吸麻痺により死亡する。昭和 58 年に厚生省はフグ食用のガイドライン「処理などにより人の健康を損なう恐れがないと認められるフグの種類および部位」を明示し、中毒死者数の減少など確実に効果が現れている（山中・藤井・塩見、1999）。

### 3. 物理的要因

#### 放射能（マグロ）

1954 年遠洋マグロ漁船第 5 福竜丸が、南太平洋ビキニ環礁に出漁中にアメリカの水爆実験により被爆した。同船からのマグロは東京との中央魚市場（築地）で放射能が検出され廃棄処分されるなど放射能マグロが問題化した。この事態を受け、厚生省は焼津港等 5 つの港での検査を実施する事とした（総合食品安全事典編集委員会、1994）。

#### 放射能汚染輸入食品（チェルノブイリ事故）

1986 年 4 月 26 日にソ連のチェルノブイリ原発で起きた事故により、放射性物質が大気中に放出され、これに汚染されたヨーロッパ産の食品が 1987 年当初よりわが国の輸入時点での放射能の検査で検出され、大きな社会的関心をよんだ。入念な放射能検査の対象とされた食品は、ヨーロッパ地域から輸入されたナッツ類、香辛料、牛肉、トナカイ肉やチーズなどの乳製品、穀類加工品、野菜、魚介類などである。検査で基準値を超えた輸入食品は、ナッツ類、月桂樹の葉などの乾燥香辛料等であった（七沢、1988）。

#### 放射線照射食品

昭和 42 年から科学技術庁を中心にして、ジャガイモ、タマネギ等の発芽防止のための放射線照射技術の実用化が進められた。1972 年にジャガイモの発芽防止を目的とした放射線照射が認められ、北海道士幌町にコバルト 60 を線源としたジャガイモ照射施設が建設され、1974 年 1 月から営業照射が行われている。わが国では消費者の放射線照射食品に対する反発が根強い。米国では、食中毒防止（殺菌）、植物検疫措置（殺虫）を目的とした照射が認可されている。

また、愛知県豊橋市の食品製造業者が、ベビーフード用の原料粉末野菜を、納品規格をクリアさせるための殺菌の目的で、群馬県高崎市の放射線照射業者にガンマ線照射を 1976 年から委託していたことが発覚し問題となった（トニー・ウェブら著、浜谷・久保田訳、1988）。

#### 4. その他

##### 遺伝子組換え食品

有用な遺伝子を遺伝子操作技術により人為的に導入した新しい形質を持った作物等を原料とした食品を遺伝子組換え（GM）食品とよんでいる。GM 作物の栽培は、米国、アルゼンチン、カナダなどで急速に普及している。おもな GM 作物は大豆、トウモロコシ、等で、除草剤耐性と害虫抵抗性品種がほとんどである。米国などに比べ、欧州や日本では GM 食品に不安を感じている消費者の割合が高い傾向が認められるという。また、近年、導入された遺伝子の環境中への拡散に対する懸念も問題視されている。一方、遺伝子組換え技術は今後の食糧問題の解決に不可欠な技術の一つであると考えられ関連の技術開発の進展は著しい。

##### 牛成長ホルモン

米国などで牛の成長促進剤として用いられている天然および合成ホルモン（エストラジオール、プロゲステロン、テストステロン等）が、発ガン性、免疫毒性、遺伝子毒性の疑いがあり、人の健康に悪影響を与えるとして欧州委員会が成長ホルモンの使用禁止、処理牛肉の禁輸措置をとり、EU と米国・カナダ間で WTO 紛争となっている。また、遺伝子組み換え技術により生産される牛成長ホルモン（rBGH: recombinant Bovine Growth Hormone）は、牛乳生産量を増加させる動物用医薬品として、米国 FDA により 1993 年に認可されたが、依然としてその安全性についての議論が続いている。

##### クローン牛

クローン技術には、1つの受精卵を分割し、1卵性の双子を作る分割卵クローン技術と、核を移植する核移植クローン技術に大別され、後者はさらに受精卵クローン技術と体細胞クローン技術に分けられる。世界に衝撃を与えた、平成 9 年 2 月の英国での体細胞ク

ローン羊「ドリー」の誕生の報告以来、この技術が人に応用された場合の倫理問題が世界中で大きな論議を呼んでいる。受精卵クローン牛、体細胞クローン牛ともに、従来技術により生産された牛にはない特有の要因によって食品としての安全性が損なわれるとは考えがたいとの研究報告がある。ただ、一般消費者の中には「自然なままがよい」、「クローンは気持ちが悪い」、「安全性に不安がある」などの意見があり、体細胞クローン牛およびその生産物（肉、牛乳等）の出荷は自粛するものとされ、現在に至っている（吉武，2003）。

#### 石油タンパク

昭和 40 年代半ば頃、石油からのノルマルパラフィンを栄養源として微生物（主として酵母）を繁殖させ、その菌体を製品（これを一般に石油タンパクと称している）とし、これを家畜や養殖魚等の飼料とすることが計画された（昭和 45 年厚生白書）。厚生省は動物の飼料として利用するものであっても、生産された肉または乳、卵などが人の食用に供せられる場合を考慮すれば、その安全性を考慮する必要があるという観点から食品安全調査会（石油たん白特別部会）で検討が進められた。その結果、原料、製品等について急性および慢性毒性試験を行って安全を確認した上で企業化を認めようという方針が打ち出された（昭和 46 年厚生白書）。その後、石油タンパクの開発実用化に対する消費者の反発が強く、研究開発を進めてきた企業は実用化を断念した。

本件は、科学技術の進歩に伴い、これまで飲食に供されなかったものが、新規開発食品として登場する可能性があるとして、このような食品は安全性の確証がない場合は販売を禁止できるとした食品衛生法の改正（昭和 47 年）の契機となった。

#### 雪印牛肉偽装表示

わが国で BSE 感染牛が発生し、平成 13 年 10 月 18 日から BSE 全頭検査が始まったが、国民の不安を払拭するため、10 月 17 日以前にと畜解体された未検査の国内産牛肉を市場から隔離保管し、焼却する事となった。この対象とならない牛肉を偽装し、補助対象牛肉とし申請するという偽装事件が、平成 14 年 1 月に雪印乳業、6 月に日本食品、8 月に日本ハムの子会社日本フードによる偽装がそれぞれ発覚した。また、その後、食品の不正表示事件が相次ぎ、JAS 法が改正され、公表の迅速化や罰則の強化が行われた。